

大牟田市総合計画 2006～2015

前期基本計画

(計画期間：平成 18～22 年度)

目 次

第1編 産業の振興

- 第1章 企業立地…………… 1
- 第2章 地域の企業…………… 5
- 第3章 商業・サービス業
 - 第1節 商業・サービス業…………… 8
 - 第2節 貿易……………11
- 第4章 観光・イベント……………13
- 第5章 農林水産業
 - 第1節 農林業……………17
 - 第2節 水産業……………21

第2編 都市基盤の整備

- 第1章 土地利用……………25
- 第2章 市街地整備……………28
- 第3章 道路……………31
- 第4章 交通ネットワーク……………34

第3編 生活環境の整備

- 第1章 住宅・住環境……………37
- 第2章 公園・緑地……………40
- 第3章 上水道……………42
- 第4章 下水道……………45
- 第5章 河川……………48
- 第6章 環境
 - 第1節 環境保全……………50
 - 第2節 環境衛生……………53
 - 第3節 廃棄物……………55
- 第7章 安心・安全
 - 第1節 消防……………57
 - 第2節 防災……………61
 - 第3節 防犯……………65
 - 第4節 交通安全……………67
 - 第5節 消費生活……………69

第4編 健康・福祉の向上

- 第1章 地域福祉……………71
- 第2章 高齢社会への対応……………74
- 第3章 次世代育成の支援……………78
- 第4章 障害者の自立支援……………81
- 第5章 勤労者福祉の向上……………84
- 第6章 健康づくり
 - 第1節 健康づくりの推進……………86
 - 第2節 保健・医療……………88
- 第7章 市立総合病院……………90
- 第8章 社会保障……………92
- 第9章 人権の尊重……………95

第5編 教育文化の向上

- 第1章 生涯学習……………97
- 第2章 青少年の育成……………100
- 第3章 学校教育……………104
- 第4章 高等教育……………108
- 第5章 文化芸術……………110
- 第6章 スポーツ……………113

計画の推進

- 第1章 市民との協働……………115
- 第2章 男女共同参画社会の形成……………119
- 第3章 行財政運営……………121
- 第4章 高度情報化への対応……………124
- 第5章 広域行政……………126
- 第6章 国際交流……………129

○ 重点施策一覧……………133

第1編 産業の振興

第1章 企業立地

【現況と課題】

- わが国の経済は「バブル後」を抜け出したと言われていますが、まだ回復基調が完全なものとはなっておらず、景気回復の長期化を目指す取組みが進められています。本市においては、三池炭鉱閉山後の地域経済の再生に全力を上げて取り組んでいます。依然として厳しい状況が続いています。
- 本市は、石炭産業なき後の産業の活性化を図るため、中央工業団地、物流センター、勝立工業団地、大牟田テクノパーク等の整備事業等に取り組み、積極的に企業誘致を進めてきました。さらに、環境が重視される時代にふさわしい新たな産業を創造する取組みとして、環境・リサイクル産業の創出と振興を目的とした大牟田エコタウン事業を推進してきました。地域経済再生のために、これらの工業団地を活用し、新たな産業の立地を進めていくことが重要な課題となっています。
- 大牟田テクノパークにおいては、平成11年の分譲開始以来、操業及び進出決定した企業は5社に上っており、製造業、物流を中心とした本市の中核的な工業団地として発展することが期待されています。また、平成15年度に一部の区画を分割し、併せてリース制度を導入するなど、企業ニーズに応じた施策を展開しています。さらに、団地内に賃貸工場である第3スタートアップセンターを整備し、新たな生産活動が始まっています。今後、誘致活動を一層強化し、企業立地を促進していく必要があります。
- ゼロ・エミッション構想による大牟田エコタウンプランに基づき取り組んできた環境・リサイクル産業の振興においては、平成14年度に、大牟田エコタウン内に大牟田市エコサルクセンター、大牟田RDF発電所、大牟田・荒尾RDFセンター、大牟田市リサイクルプラザが完成し、平成15年4月までに順次稼動しました。また、大牟田エコタウンの資源化施設、企業化支援施設用地への企業誘致を進め、自動車リサイクル事業者等、現在9社が操業を開始しており、今後も積極的な企業誘致が期待されています。

- 地球規模の環境問題を背景に、新エネルギーへの期待が高まっています。現在、国、企業、大学関係機関等においては、太陽光、バイオマス、水素エネルギー等をはじめとした安全で環境に優しい新エネルギー関連分野の研究、開発が進められており、エネルギーのまちとして発展してきた本市としても、新たな産業展開の可能性を検討する必要があります。

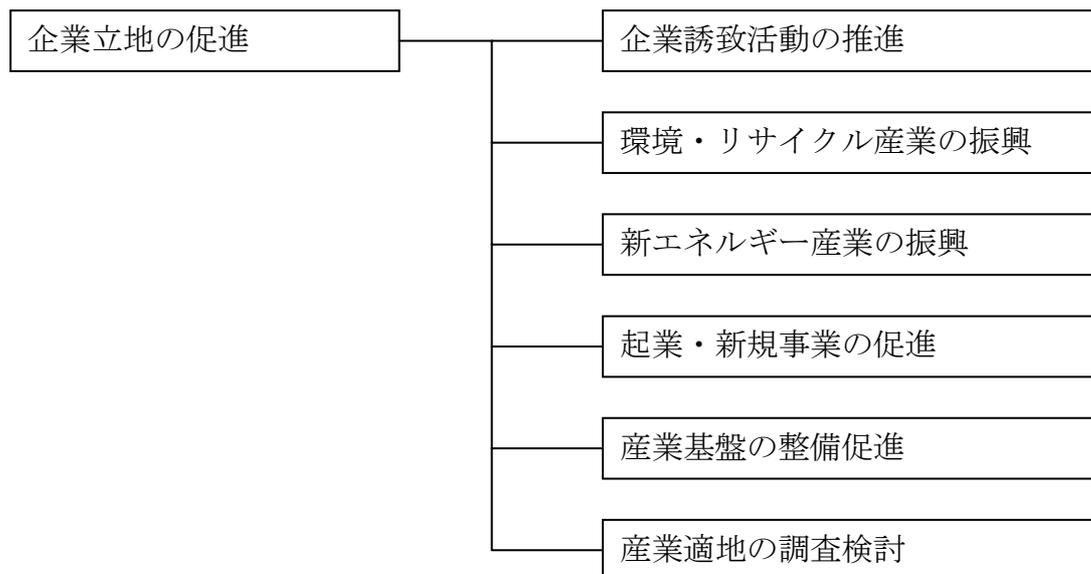
- 本市では起業、新規事業展開の促進策として、スタートアップセンターを現在まで3か所、18棟整備しており、起業の初期段階を支援し、地元への定着を図っています。また、エコタウンにおいても、研究室、貸しヤード及び貸し事務所などの企業化支援施設を整備しており、研究開発支援や立地促進を行っています。

- 現在、整備が進められている有明海沿岸道路や三池港と既存の交通基盤とのネットワーク化により、本市の物流機能は強化されることとなります。また、本市と九州各地とのアクセスの向上により、九州の新しい主力産業である自動車、半導体関連企業をはじめとする企業誘致に弾みがかかることも期待されます。

【基本方針】

これまで整備してきた工業団地や現在整備が進められている交通基盤を活用した企業誘致を展開します。また、新しい産業の創造、起業化を推進するとともに、企業のニーズに合致した優遇措置の検討を進め、企業の立地を促進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 企業誘致活動の推進

企業ニーズ調査や企業訪問、企業立地にかかわる公共機関協議等のワンストップサービスの研究を行います。企業立地アドバイザーや企業誘致関連協議会との情報交換等の連携を通じた的確な情報収集やリース制度の活用、優遇措置の改正などによるスピーディな誘致活動によって、大牟田テクノパーク、市内の工場適地等への企業誘致を進めます。また、自動車、半導体等九州の産業の動向を視野に入れた誘致活動を推進します。

さらに、誘致した企業等の人材確保の取組みについても支援を行います。

2 環境・リサイクル産業の振興

環境・リサイクル産業については、今後、有明海沿岸道路や三池港も活用しながら、大牟田エコタウンプランに基づき、エコタウンへの企業誘致、事業拡大、起業化支援を推進し、環境・リサイクル産業を振興していきます。

3 新エネルギー産業の振興

大牟田市地域新エネルギー活用計画に基づき、バイオマス発電をはじめ、太陽光、水素エネルギー等のクリーンエネルギーも視野にいたした新エネルギー産業の誘致などに取り組みます。

4 起業・新規事業の促進

事業の立ち上げにあたって初期投資を抑制したい企業のニーズに対応し、起業や企業誘致に結びつけるため、市内3カ所に整備されているスタートアップセンターを活用し、起業や既存企業の新規事業展開の取組みを支援します。

5 産業基盤の整備促進

産業振興の基盤としても期待される有明海沿岸道路や南関大牟田北線などの広域的な幹線道路や三池港、九州新幹線の整備を促進します。

また、企業の立地状況、事業展開等による新たな産業基盤のニーズの把握に努め、基盤整備に向けた調査研究を行います。

6 産業適地の調査検討

九州自動車道、有明海沿岸道路、九州新幹線新大牟田駅（仮称）、三池港等の交通ネットワークのポテンシャルを十分に生かせる産業、物流業務団地の可能性に向け、市内の産業適地の調査検討を行います。

第2章 地域の企業

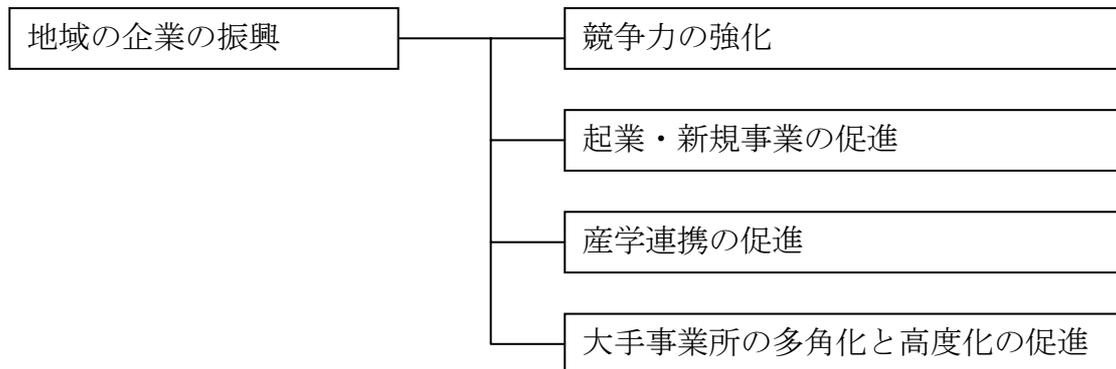
【現況と課題】

- 本市は、産業の近代化をけん引した石炭産業から発展した企業が事業を展開しており、特に化学工業においては、製造品出荷額等が全市の約半分を占めている状態にあり、現在の主力産業となっています。本市の製造品出荷額等は、平成14年には2,147億円に落ち込んでいましたが、平成16年では2,292億円まで回復しています。この回復をより確かなものとしていくことが必要です。
- 長く続いた国内経済の低迷や世界的なコスト競争の激化を背景に、地域の企業は、事業活動において大きな影響を受けており、生産設備の縮小や従業員の削減といった厳しい経営が続いています。本市の4人以上の製造業事業所数は、平成16年で170事業所、従業員数は6,266人となっており、ともに10年前より約30%減少しています。
- 地域の企業は、これからも厳しい競争環境にさらされることとなりますが、大手の事業所のみならず中小企業の中にも高い技術力を持った企業があり、国内外での事業活動における活躍が十分に期待できます。一方では、新技術・商品や販路を開発するためのヒト・モノ・カネ・情報などの資源が不足している中小企業もあり、その育成、支援が課題となっています。
- 本市では、これまで地場産業創出・育成ビジョンに基づき、各種協議会等において、産学連携の推進、技術高度化事業、販路拡大支援、情報化支援等を行ってきました。特に、市場競争力強化のため、地域の高等教育機関や商工会議所などの経済団体等、関係機関との連携を強化し、産学連携等による具体的な技術連携、研究開発事業を推進しています。

【基本方針】

地域の大手事業所の事業の多角化、中小企業の事業の新分野への進出、市場開拓に対する取組みを支援し、産学連携、ネットワークの強化により、機動性や独創性に優れた競争力のある企業の育成を図ります。

【施策の体系】



【主要施策】

1 競争力の強化

大牟田市産業活性化推進協議会によるISO導入講習会、人材育成等による企業の体質改善のためのソフト事業や取引促進、財団法人大牟田市地域活性化センターの技術アドバイザーの活用を図りながら、地域の企業の新技術、新製品開発、販路拡大事業を促進し、競争力の強化を図ります。また、貿易、投資促進のため、韓国をはじめとしたアジアを視野に入れた国際産業交流を支援します。

2 起業・新規事業の促進

地域における起業や地域の企業の新分野への進出については、スタートアップセンターや環境技術センター、企業化支援施設などの既存施設の有効活用を図り、ベンチャー企業、事業意欲の高い地域の企業を支援します。また、国、県、産業支援機関とのネットワークを強化するとともに、財団法人大牟田市地域活性化センター、商工会議所、高等教育機関などとの連携を強化し、地域の企業の高度化や新たな事業展開等の課題に対応します。

3 産学連携の促進

大牟田市産業活性化推進協議会、有明広域産業技術振興会、(財)大牟田市地域活性化センター等において、地域の企業と有明高専地域共同テクノセンターをはじめとする高等教育機関との研究開発、研究実証等を支援することで、製品の高付加価値化、研究開発力の向上を促進します。また、(財)福岡県産炭地域振興センターの産学連携事業の導入支援、普及啓発を進め、産学それぞれのニーズと新しい技術の融合を図ります。

4 大手事業所の多角化と高度化の促進

大手事業所の新たな設備投資に向けた協力、連携を図り、多角化と高度化を促進します。また、地域の中小企業と大手事業所との協力体制の確立を図り、企業活動の活性化を進めます。

第3章 商業・サービス業

第1節 商業・サービス業

【現況と課題】

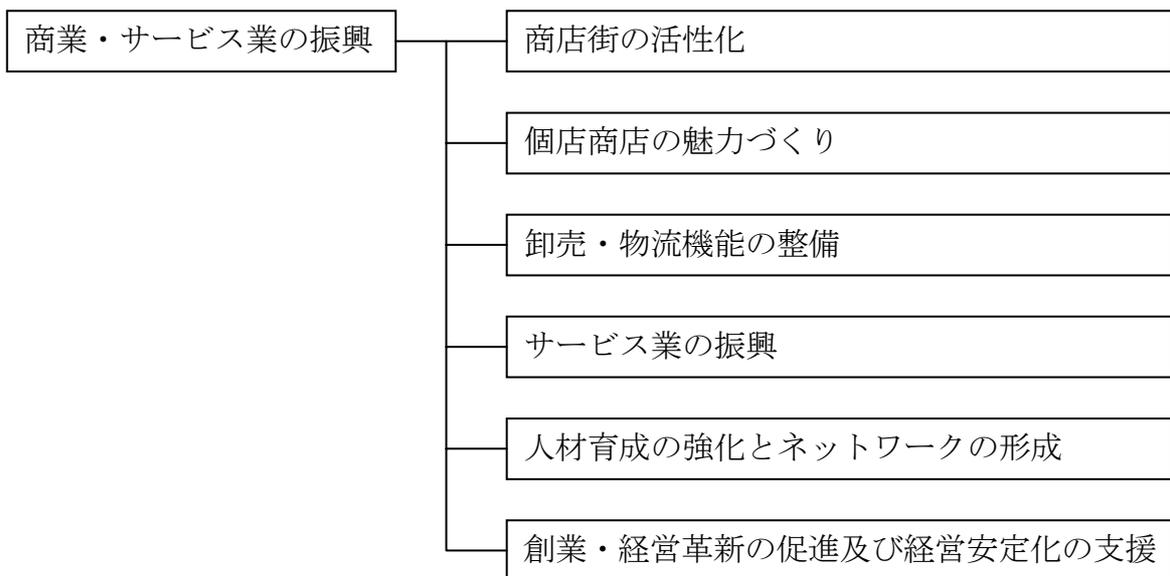
- 商業を取り巻く環境は、消費需要の低下に加え、ライフスタイルの多様化やIT（情報通信技術）の発展などを背景に、大きく変化しています。特に、モータリゼーションの普及や交通網の発達による郊外型大型店の増加は、消費者の行動範囲を広域的にさせると同時に、都市間競争、大型店間競争を激化させています。
- このような状況は、本市の商業にも同じことが言えます。市内各地に大型店が新規に立地する一方、地域の商店街への来街者は減少を続け、総体的には卸売業、小売業の販売額、店舗数はともに減少し、なかでも、中小の店舗の減少が顕著になっています。
- 中心商店街においては百貨店等の撤退により、空き店舗の増加や来街者の減少が進んでおり、まち全体の活気を低下させる要因となっています。その一方、中心商店街では、地域通貨事業や市民交流ギャラリー等のソフト事業やコミュニティスペースの設置など新たな取組みが展開されており、商店街も地域商業が面的に広がる力を発揮するため、地域住民やNPOなどの多様な主体との広範囲な連携が模索されています。
- 産業構造の転換や国際化、ITの発展、高齢化の流れの中で、従来以上にサービス業のニーズは高まっています。特に、情報サービス業は、インターネットの急速な普及に伴い、新たな産業として飛躍的に成長しています。一方、高齢化の進展、介護保険制度の実施等に伴う福祉関連サービス、生活支援サービスの需要も増大しています。

【基本方針】

商業については、商工会議所などの団体との連携により、「地域商業計画」に基づく商業振興施策を展開し、個性豊かで活力ある地域商業の振興を図ります。また、地域の商業を担う人材の育成や経営基盤の強化についても支援していきます。

今後もニーズが増加すると考えられるサービス業については、高齢化が進行している本市の特性に応じた福祉関連サービス、生活支援サービスをはじめとして、さまざまな分野のサービス業の振興を推進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 商店街の活性化

市内各地域の商店街については、地域の生活者が安心して買い物できる環境やきめ細かいサービスの提供を促進していくことにより、大型店や郊外店とのすみわけを図ります。

中心商店街については、空き店舗対策や賑わいを演出するイベントの開催を促進し、商店街の主体的・自立的な事業活動を支援します。また、中心市街地活性化基本計画に掲げる各種事業の推進を図り、都心居住や職住近接型の良質な市街地住宅の供給、文化・福祉活動の促進等、ソフト、ハード両面から総合的な取り組みを進めます。

2 個店商店の魅力づくり

商店及び商品の個性化、差別化を促進し、経営の強化を図るため、大型店やチェーン店にない個性的な商品やサービスの提供を促進し、個店商店の魅力づくりの支援や一店逸品運動などを促進します。また、環境変化や時流を捉えた新事業の創出や業態転換の促進を図ります。

3 卸売・物流機能の整備

卸売業については、協業化、共同化、ネットワーク化などにより経営基盤の強化を促進します。また、九州自動車道や有明海沿岸道路などの広域交通の拠点性を生かした物流機能の強化を図ります。

4 サービス業の振興

商工会議所との連携による情報関連産業の創業支援、企業誘致による情報分野における新産業の創出・集積や高齢化の進展とあわせた福祉・生活関連サービス業の振興を図ります。また、対事業所サービス、対個人サービス双方の今後の動向やニーズの把握に努め、地域ニーズに対応したサービス業の振興策を検討するとともに、福祉、環境、まちづくり、情報サービスなど地域に根ざしたビジネスとして注目されているコミュニティビジネスの可能性についても研究します。

5 人材育成の強化とネットワークの形成

商業・サービス業にかかる人材育成については、経営者の意識改革、サービスの向上、経営理念の確立の目標を設定した教育研修を支援します。また、中小企業団体中央会や商工会議所との連携による商業・サービス業をはじめとする中小企業者の組織化・ネットワーク化の推進を図ります。このほか、若手経営者や女性経営者グループへの支援、協力を行います。

6 創業・経営革新の促進及び経営安定化の支援

新規創業を促進するため、商工会議所などの関係機関と連携を図り、創業を進める段階に応じた体系的な支援を行います。新規分野への進出を促進するため、意識改革や経営改善等をテーマにしたセミナー・講習会を関係機関と連携しながら実施します。経営基盤の強化を図るため、既存企業の情報化を商工会議所との連携により支援します。また、経営革新、経営安定、体質改善などニーズに適應した融資制度の運用、見直しを図ります。

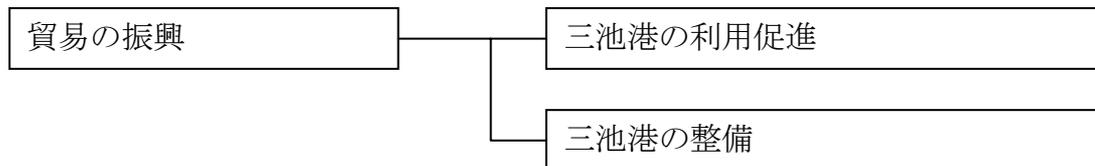
第2節 貿易

【現況と課題】

- 三池港は、明治41年に三井鉱山の専用港として開港し、三池炭の積出港として長年にわたって利用されてきました。昭和26年に港湾法に基づく重要港湾の指定を受けた後、昭和46年に福岡県が港湾管理者となりました。しかし、石炭の輸移出が主力であったため、一般貨物の移出入に対応する荷役施設やストックヤード、倉庫等の物流施設が不足し、また港湾と後背地との関係が希薄であるという問題も抱えていました。平成9年、三池炭鉱は閉山しましたが、その後も、地域の活性化のための三池港の活用に期待が集まっています。
- この三池港を本市の活性化の起爆剤となる物流の拠点として再整備するために、平成11年に「三池港港湾計画」が策定されました。現在までに臨港道路や航路照明施設、多目的クレーン、公共岸壁の補強等の整備が進められています。三池港と交通ネットワークを形成する有明海沿岸道路等の道路基盤の整備も進められており、三池港の整備を早期に進めていくことが課題となっています。
- 三池港の利用促進は、地域経済の浮上・活性化における重要課題の一つであり、今日までマイポートみいけ利用促進協議会と連携を図りながら積極的に取り組んできました。平成18年4月には、韓国釜山港との海外定期航路の就航が予定されており、今後もより多様な貨物の集荷を進めていく必要があります。また、競合する他港の利用促進の取組みも積極的に行われており、港湾間競争は年々激しさを増していますが、中国の好景気をはじめとするアジア経済の発展は、三池港にとっても利用促進のチャンスとなっています。

【基本方針】

三池港の整備を促進するとともに、PR活動とポートセールス活動を展開し、貿易の振興を図ります。また、三池港の需要拡大のため、後背地における港湾機能を必要とする産業との連携を強化していきます。

【施策の体系】**【主要施策】****1 三池港の利用促進**

中国や韓国をはじめとする東アジアに近接した国際港湾としての利用促進を図るために、三池貿易振興会やマイポートみいけ利用促進協議会との連携により、荷主企業に対するポートセールスや外貿コンテナ定期航路の拡充を進めます。また、貿易講座及びセミナーを開催し、貿易に関する情報の発信に努めるとともに、貿易知識の向上及び普及促進を図ります。

2 三池港の整備

重要港湾三池港を有明海東岸の物流拠点、そしてアジアから世界を結ぶ海のゲートウェイとしての利活用を促進するために、近年の輸送手段のこうどか及び輸送船舶の大型化に対応した港湾整備を行い、物流機能の充実を図ります。また、九州自動車道や有明海沿岸道路といった周辺幹線道路との交通ネットワークを形成することで、さらなる物流の効率化を図ります。

第4章 観光・イベント

【現況と課題】

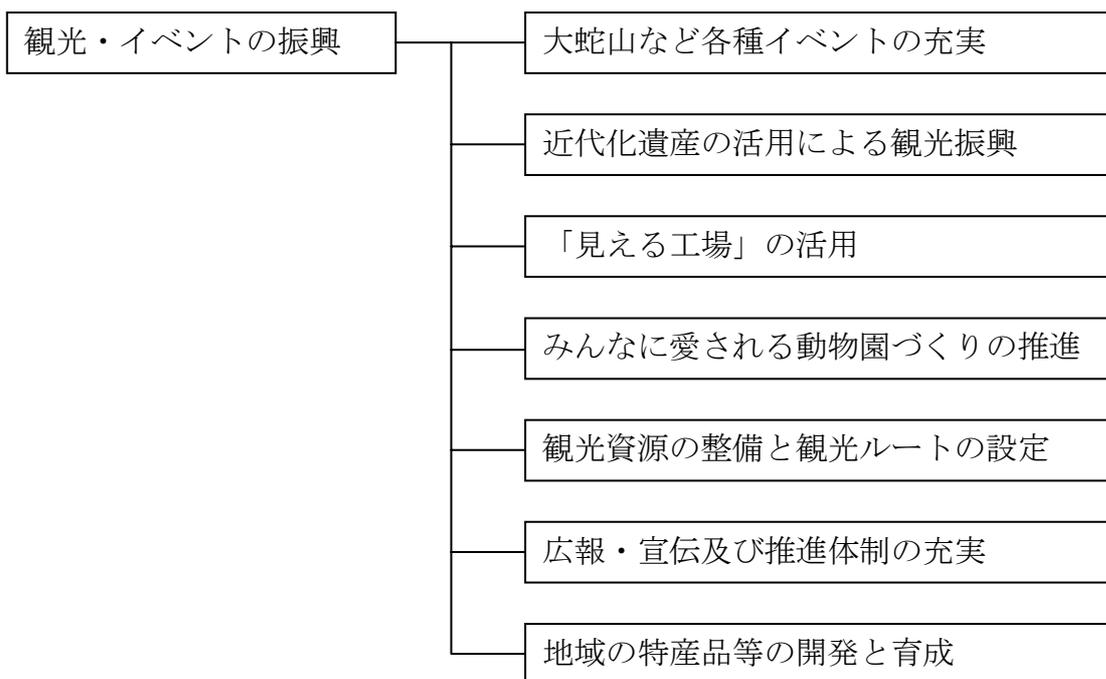
- 観光・イベントの振興は、経済の活性化や雇用創出効果を生み出すほか、都市のイメージアップなどまちづくりに貢献します。個人のライフスタイルや価値観が多様化する中で、従来型の観光に加え目的志向型の観光が広がりつつあります。また、少子高齢化の進展は、観光の行動にも大きな影響を及ぼしています。
- このような中、本市では、平成13年度に大牟田観光協会と連携し、市内外の交流を促進し地域の活性化を図ることを目的とした「観光基本計画」を策定しました。現在、この計画に基づき、観光振興策や販売促進などのコミュニケーション事業を進めています。
- 市民の誇りである大蛇山まつりは、本市のシンボリックな存在となっており、近年の観光客増に大きく貢献しています。しかし、このまつりは短期間のイベントであり、通年型の観光振興策の検討が課題となっています。
- 市内に数多く残る炭鉱関連施設は、わが国の産業発展に貢献した近代化遺産であり、歴史的価値が高いものと評価されています。しかし、これらの施設が観光資源として十分に活用されているとは言いがたく、老朽化による補修費用などの課題も多く残っています。
- 古くから稼働している工場の多くは、石炭化学コンビナートを構成してきたものであり、その歴史と最先端のモノづくりの工程を見学できる産業観光施設的な要素を持っています。また、新しく立地している工場についても生活にかかわりの深い製品を製造しており、このような施設についても産業観光の対象としての可能性があります。
- 福岡県南部唯一の動物園は、レクリエーションの場、社会教育・環境教育の場、自然保護・種の保存の場として多くの方に親しまれています。しかし、人口の減少や少子化、レジャーの多様化等により来園者は伸び悩んでおり、効率的な施設運営が求められています。

- 特産品、物産品については、大牟田物産振興会との連携により、特産品のブランド化や物産展の開催、郵パック「ふくおか・さと便り」への出品など、開発及びPRを進めてきました。今後もこれらの取組みを進め、定着させていく必要があります。

【基本方針】

「観光基本計画」に基づき大牟田ならではの観光資源を生かすとともに、すべての観光客にやさしい観光地づくりを推進して、さらなる観光客誘致とリピーターの確保を図ります。大蛇山などの各種イベントの推進、石炭関連の近代化遺産や既存の工場などの産業観光資源の開発や動物園、普光寺の臥龍梅などの従来の観光資源の活用とともに、特産品等の開発、育成に取り組みます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 大蛇山など各種イベントの充実

市民が主役となる大蛇山を中心とする夏祭りのさらなる充実を図ります。また各種イベントについてもその開発・充実に努めるとともに、地域の伝統行事として継承されている郷土芸能などの各種イベントについてもPRを強化し、観光客の誘致に努めます。

2 近代化遺産の活用による観光振興

本市固有の財産である近代化遺産を活用した観光客の誘致、観光の振興に市民活動団体等との連携により取り組みます。また、近代化遺産の活用のための総合的な整備についても検討していきます。

3 「見える工場」の活用

市内の既存の工場については、その歴史性、最先端の技術など、「見える工場」として観光に活用していくことを検討し、本市の産業の活力を観光資源として開発する取組みを進めます。

4 みんなに愛される動物園づくりの推進

動物と人との触れ合いを通じて、動物愛護思想の普及啓発、自然保護、体験学習の出来るレクリエーション施設を兼ねた社会教育・環境施設として、地域に密着した愛される個性的なふれあい動物園づくりを目指します。また、指定管理者制度の運用により、効率的な運営及びサービスの向上に努めます。

5 観光資源の整備と観光ルートの設定

観光資源の周辺の駐車場、標識などの施設整備について、観光客の利便性を向上させるため、関係機関と協議し、その充実を図ります。観光ルートの設定については、近隣市町の観光資源との連携も考慮しながら、三池山一帯の自然環境と寺院等を組み合わせた自然散策コースや石炭産業関連の近代化遺産コースなど多彩な回遊ルートを設定します。

6 広報・宣伝及び推進体制の充実

観光客のニーズに基づいた観光地づくり、イベント開催、パンフレット配布等の広報活動を遂行するためのマーケティング戦略を策定します。商品の広告・販売促進のため、観光商品へのインセンティブの付与、販売促進ツールの製作などに取り組みます。また、旅行会社や学校などに対し最新の観光情報を発信するなどのPR活動を進めます。受入態勢づくりとして、観光協会との連携、観光ボランティアガイドの育成に努めます。

7 地域の特産品等の開発と育成

本市は、全国に誇れる有明海固有の水産加工品や焼きかすてら饅頭、全国でも指折りの逸品である芝尾みかん、早出タケノコの産地でもあります。これらの商

品の認知度を高めていくとともに、商品のブランド化を高めていきます。また、物産振興会と連携して地域特産品の開発を推進するとともに、各種イベントへの物産展の開催等を通じたPR活動に努めます。

第5章 農林水産業

第1節 農林業

【現況と課題】

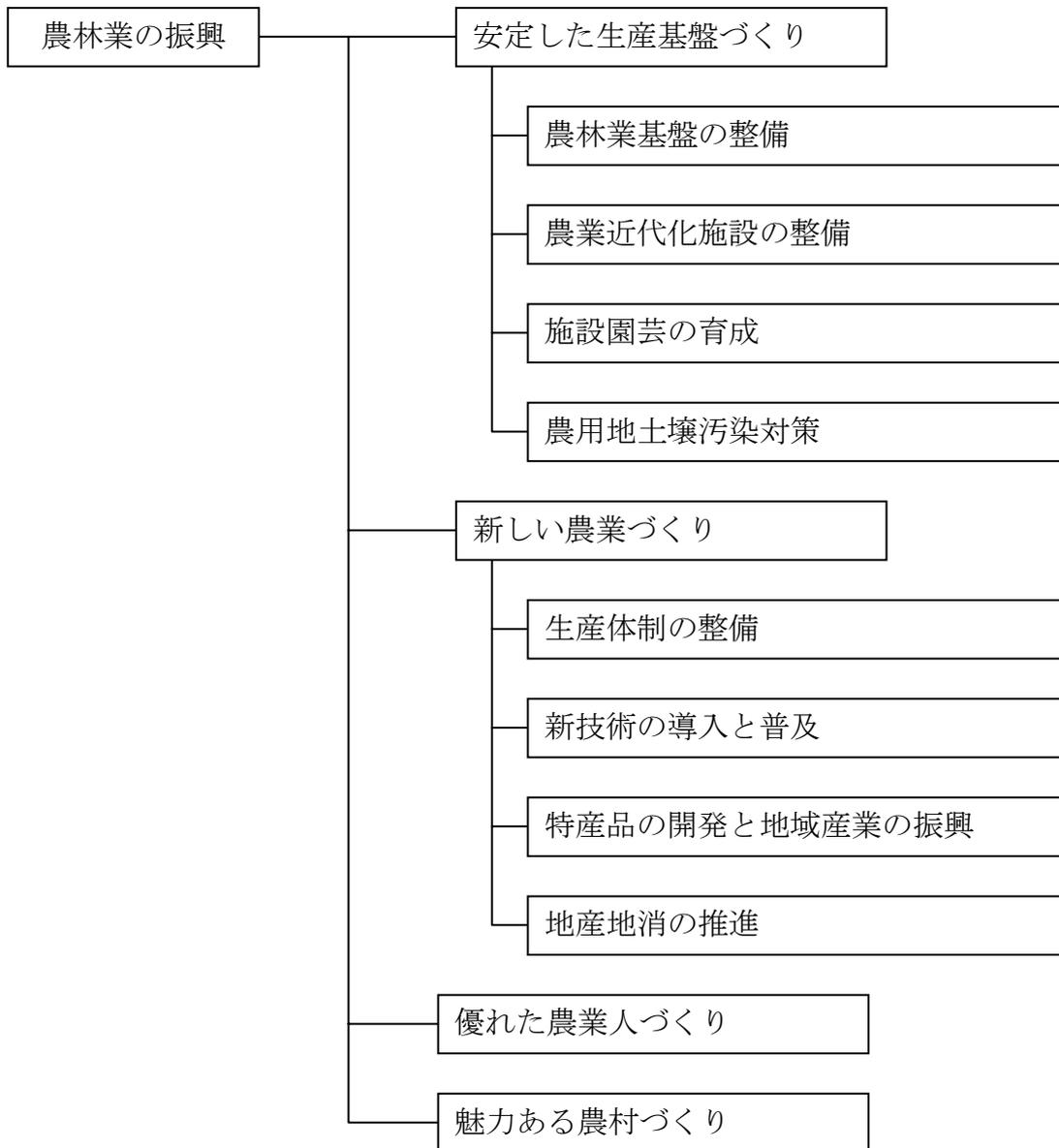
- 農業は、食糧の安定供給や国土・自然環境の保全等、国民の生活に重要な役割を果たしてきました。しかし、農作物輸入の拡大を背景に、農業生産の減少、農業の担い手不足、消費者のニーズに対応できていない農業生産体制、農業経営に係る所得の安定などが全国的な問題となっており、農業をめぐる情勢は厳しいものとなっています。
- 本市は、明治以降、鉱工業都市として発展してきたため、農村部では労働力の流出や兼業化が進行するとともに、従業者に占める女性や高齢者の割合が増加してきました。そのため、農家戸数や農業従事者数の減少、後継者不足が深刻な問題となり、山間部を中心として農用地が放置され、荒地が目立つようになっていきます。
- 本市では、イチゴ、ブドウなどの高生産性、高収益農業への転換とともに、協業化や生産基盤の近代化を推進し、女性や高齢者が農業の担い手として活躍できる環境を整備してきました。
- 地元で獲れた新鮮な農産物を地元で消費するという地産地消の取組みについては、現在、8箇所にも農産物直売所が設置されるなど、取組みが拡大される傾向にあります。

【基本方針】

土地基盤や農業近代化施設等の整備を推進し、安定した農業生産の基盤づくりを進めます。また、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産品の開発を促進し、特産品の開発に努めるとともに、地産地消の拡大を図ります。

本市農業の担い手である農業者の確保、育成に努め、今日の農業経営の主要な担い手である女性や高齢者の能力開発を図るとともに、魅力ある農村づくりを推進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 安定した生産基盤づくり

(1) 農林業基盤の整備

ため池等農業用施設の改良を推進し、農作業の省力化、生産性の向上を図ります。また、林業生産基盤として、林道、作業道等の整備を促進します。

(2) 農業近代化施設の整備

機械・施設等の整備を促進することにより、効率的で生産性の高い農業の実現

に努めます。

(3) 施設園芸の育成

農産物輸入自由化の進展に伴う農産物競争に対応できる生産構造を確立するために、収益性の高い施設園芸の育成を図ります。

(4) 農用地土壌汚染対策

カドミウムによる汚染農用地に対しては、土壌改良資材を投入するとともに、客土等による土地改良事業を実施することにより、健全な農地の早期回復を図ります。

2 新しい農業づくり

(1) 生産体制の整備

経営感覚に優れた認定農業者等の育成を図るとともに、機械の共同利用等の集落営農活動を行っている生産組織の一層の強化を進め、経営基盤強化促進法に基づく特定農業団体や農業生産法人等の企業的農業経営が出来る足腰の強い生産体制の整備を推進します。

(2) 新技術の導入と普及

消費者ニーズに対応した「うまい米・売れる米」などの優良品種への更新と生産拡大を図り、稲作農家の経営拡大を図ります。畜産については、輸入自由化や生産調整など厳しい生産環境にある畜産経営の体質改善を図るため、経営の拡大、高品質化、コスト軽減を図ります。

(3) 特産品の開発と地域産業の振興

農産物の栽培方法の改良や新品種の導入等を進め、付加価値の高い農産品の開発を進めるとともに、タケノコやイチゴなどのブランド化とその普及を推進します。また、マーケティング手法の導入により農産物資源の流通の確立を図ります。

(4) 地産地消の推進

県の農業関係機関、J A、学校等との連携により、直売所の拡充や相談、指導、PRの充実、学校給食への地場農産物の利用等を進めるなど、地産地消の取組みを推進します。

3 優れた農業人づくり

自立した農業経営を営むために、生産の合理化と協業化を進めるとともに、優れた経営管理能力と技術力を持った認定農業者の育成を図ります。

今日、女性、高齢者は、農業経営の重要な担い手です。能力が発揮できる環境づくりに努めます。

4 魅力ある農村づくり

環境に寄与する農地の保全をはじめとする農村環境づくりやふれあい農園などによる都市農村交流を推進し、農業・農村への理解を図り、魅力ある農村づくりを進めます。

第2節 水産業

【現況と課題】

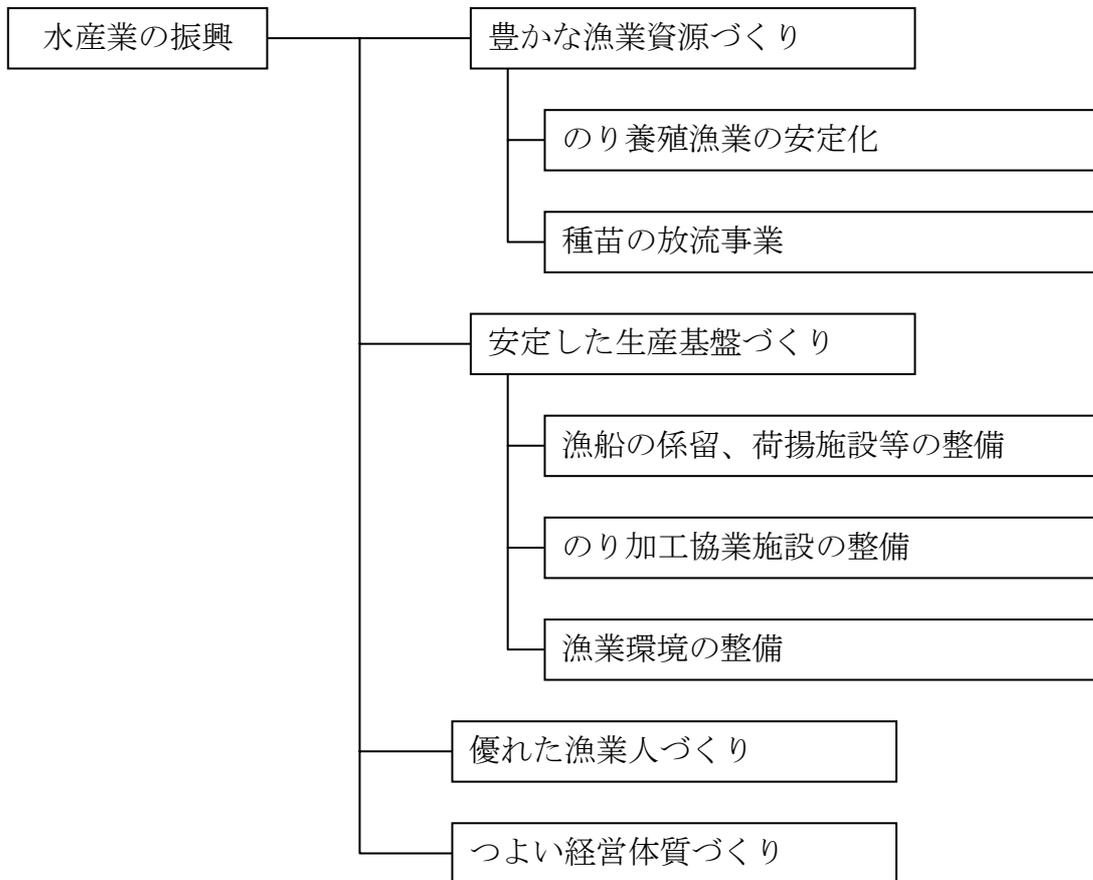
- 本市の水産業では、のり養殖漁業と漁船漁業が行われています。その中でも漁業生産額の80%をのり養殖漁業が占めており、本市水産業の基幹となっています。のり生産量は、有明海全体で日本全体の約40%を生産し、重要な地位を占めていますが、平成12年に深刻な不作に見舞われ、価格も低迷し、厳しい経営となっています。
- 漁船漁業においても、漁場環境の悪化による水産資源の減少傾向の中で生産量が減少しています。特にタイラギ潜水器漁業においては、平成11年から捕獲されておらず、漁業者の減収となっています。現在は、有明海漁連が主体となって福岡県や近隣自治体がクルマエビ等の種苗放流事業、アサリの稚貝蒔き付けなど栽培漁業推進事業が行われ、つくり、育てる漁業への転換が図られています。
- 近年、漁場へのゴミ等の流入による漁場環境の悪化は、のり製品への異物混入等の問題を生じていることから、漁場環境の汚染防止を進める必要があります。また、有明海では、プランクトンの異常発生、栄養分の減少などの漁業環境の悪化が進んでおり、その再生が広域的な課題となっています。
- 漁業者の高齢化と後継者不足、不安定な漁家経営など厳しい現状の中、漁業者の生産活動と生活を守る漁業協同組合も小規模零細で厳しい環境におかれ、その機能を発揮できない状況にあり、その改善策が急務になっています。また、生産者の経費負担と販売価格の低迷などに伴い、強力な共販体制の整備も必要になっています。

【基本方針】

養殖や種苗の放流等により豊かな漁業資源づくりを進めるとともに漁業の生産基盤についても整備を進め、水産業の振興を図ります。

また、福岡県、有明海沿岸の自治体との連携により、有明海の再生に取り組み、漁場環境の整備に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 豊かな漁業資源づくり

(1) のり養殖漁業の安定化

のり養殖技術の向上を図るとともに、のり養殖の集団管理を促進することにより品質の向上を図り、のり養殖漁業の経営安定化に努めます。

(2) 種苗の放流事業

有明海漁連が進めるクルマエビ等の種苗放流事業、アサリの稚貝蒔き付けなどの栽培漁業に対し、柳川市、大川市、及び高田町と今後も共同で助成を行い、漁船漁業の振興と経営の安定化に努めます。

2 安定した生産基盤づくり

(1) 漁船の係留、荷揚施設等の整備

本市水産業の漁船の係留、荷揚げの中心である堂面川、大牟田川において水産

業従事者の労力軽減と安全確保を図るため、漁船係留施設、荷揚施設等の整備を進めます。

(2) のり加工協業施設の整備

のり製造経費の削減と労働力の有効活用を図るため、のり加工協業施設及びのり加工団地造成を促進します。

(3) 漁業環境の整備

漁場生産力の回復や水産資源生息場の環境改善を図るため、漁業環境保全創造事業を促進します。沿岸自治体との連携を図り、漁場生産の場である有明海の再生に向けて取り組みます。

3 優れた漁業人づくり

若者の漁業離れを解消するため、漁業業務、漁業経営についての相談、指導を充実します。現従事者に対しても、運営、経営に対する的確な指導を行うなど、漁協、福岡県と連携しながら講習会等の開催に努めます。漁業経営のIT化については、高齢者を対象とした講習会等の支援を強化していきます。

4 つよい経営体質づくり

のり養殖漁業と漁船漁業を組み合わせることにより、漁業経営の体質改善と安定化を図ります。また、生産経費の削減と効率的な生産システム確立のため、漁業近代化整備の導入を促進します。

漁協・漁協系統組織については、福岡県をはじめとする関係機関との協調のもとに再編を促進し、共販体制の強化を図ります。

第2編 都市基盤の整備

第1章 土地利用

【現況と課題】

- 本市の市域面積は、埋立地の造成などにより徐々に拡大し、現在、81.55k m²となっています。この間、本市は三池炭鉱と石炭コンビナートの形成等石炭産業により繁栄したことから、産業を中心とした土地利用がなされてきました。
- 本市では、昭和46年に都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を行いました。市域全域が都市計画区域に指定されており、このうち38.68k m²が市街化区域に、残る42.87k m²が市街化調整区域に指定されています。市街化区域の中では、工業系の用途地域が31.0%と他都市と比べ多くを占めています。

また、都市整備に関する総合的指針として、「大牟田市都市計画マスタープラン」を平成15年度に策定し、総合的かつ体系的な都市づくりを進めています。
- これまで都市計画法による土地利用の適正な規制、誘導を進めてきました。しかし、本市の土地利用においては、産業構造の影響により、住宅地と工場用地が接する地区があります。
- 住居系の用途地域は、南北に広がっていますが、北部は民間による宅地開発に伴う市街化が進行しています。一方、南部は、炭鉱住宅の遊休地化が進むなど、低未利用地が広がるとともに人口の減少が著しくなっており、バランスのある土地利用の誘導が課題となっています。
- 商業系の用途地域は、中心市街地とこれから伸びる幹線道路沿線に集積しています。しかし、人口の減少に加え、郊外における沿道サービス型の店舗や大型店の進出等により、中心市街地では空き店舗が増加するなどの空洞化が進んでいます。商業の集積度が低下する中、土地の高度利用や効率的な土地利用が課題となっています。
- 工業系の用途地域は、鉱工業都市として発展した歴史から、市街地中心部に

近い浅牟田地区と臨海部に集中しています。本市では、産業構造の転換に伴う企業の合理化等により発生した低未利用地の有効活用が課題となっています。

- 市街化調整区域である農地及び山林は、市街化区域を取り巻く形で市の北部及び東部地域を中心に広がっています。農地及び山林は、農林業の生産基盤としての機能に加え、水源かん養機能、防災機能、レクリエーション機能といった公益的機能も有していることから、都市計画法との計画的な調整を図り、適切に保全、活用していくことが必要です。
- 本市では、昭和59年度より63年度までの5か年で約5.5k㎡の地籍調査を実施していますが、調査対象面積の約7.7%に留まっています。土地の有効かつ合理的な利用を図っていく上で、地籍を明確化することが課題です。

【基本方針】

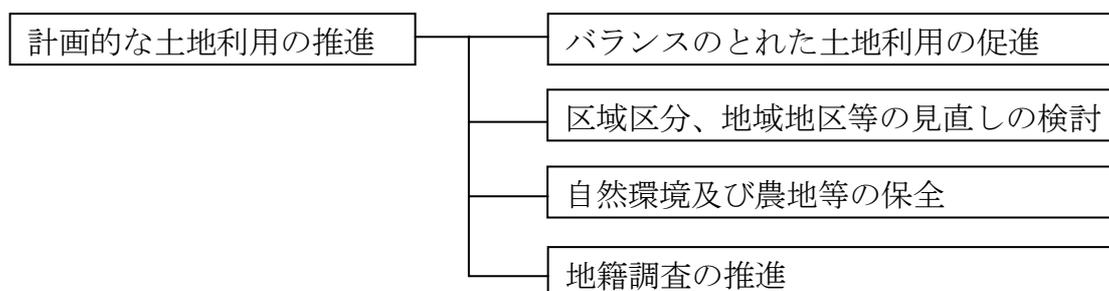
土地利用にあたっては、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を目指し、計画的な土地利用を推進します。特に、人口の減少や少子・高齢化等を背景とする都市構造の変化や社会情勢等に対応した計画的な市街地形成と農地や自然環境の保全を図るために、「都市計画マスタープラン」で示されているコンパクトな都市づくりを目指します。

市街地においては、商業・住居・工業等各々の地区の特性に応じた主要用途を配置し、適正な機能分担と複合化による活力の創造を図ります。

また、低未利用地については、産業都市としての再構築や活力ある都市づくりを推進するため、適性かつ合理的な土地利用を計画的に推進します。

市街化調整区域においては、自然環境や農地の保全を図りながら調和のとれた秩序ある土地利用に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 バランスのとれた土地利用の促進

臨海部については、三池港の整備や大牟田エコタウンと連動した土地利用を促進します。

中心市街地については、商業機能の充実と都心の利便性を活かした街なか居住の場や多機能型の基盤づくりを促進します。

住宅地については、土地区画整理事業などの基盤整備事業の検討を行います。

また、遊休地化が進むなど低未利用地の広がる地区については、民間活力の導入等による過疎、過密の緩和に努め、市域全体でバランスある土地利用を図ります。

2 区域区分、地域地区等の見直しの検討

計画的な市街地形成を図るために、新幹線新駅周辺地区をはじめ市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しを検討し、弾力的な土地利用を推進します。

3 自然環境及び農地等の保全

農地等の有効利用と生産性の向上を図るとともに、市民と行政とが協働しながら、緑や水辺の環境保全など市域全体にわたる自然環境の保全に努めます。

4 地籍調査の推進

土地に関する実態を把握し地籍の明確化を図るために、地籍調査を推進します。地籍調査の成果は、市域の開発及び円滑な公共事業、災害復旧等多目的に活用します。

第2章 市街地整備

【現況と課題】

- 本市の市街地は、明治以降の石炭産業の発展とともに、鉄道、道路等の交通網の整備や各商店街及び事業所の集積に伴う都市機能の発達により、面的に拡大してきました。しかし、地域経済の縮小・低迷とともに、市街地の活力やにぎわいは低下しています。
- 中心市街地は、生活、商業、娯楽、交流の場の中心です。しかし、経済状況の悪化と人口の減少、さらには車社会への変化に伴う郊外型大型店舗の進出等により、中心市街地としての吸引力は低下しており、空き店舗の増加とともに空洞化が進むなど、大きな都市問題となっています。

また、市の中央を南北に走るJR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線が中心市街地を二分しているため、市街地の面的な連続性が欠け、回遊性、利便性が阻害されています。駅周辺では、路上駐車や放置自転車・放置バイクがあり、交通、防災機能の低下や景観の悪化を招いています。

このような中、平成15年に「中心市街地活性化基本計画」を策定し、魅力ある中心市街地の再生に取り組んでいます。
- 市街地の基盤となる道路網は、中心部においては、主に戦災復興による区画整理事業により整備され、都市の機能として一定の水準を持つようになっています。しかし、周辺部のスプロール化が進んだ地区や面的整備がなされていない地区では、行き止まり道路や狭隘道路が多いなどの未整備な地域が点在し、健全な都市構成を阻害しています。
- 岬町地区は、市の中心部から近く広大であり、有明海沿岸道路や諏訪公園等の整備により利便性や環境にも優れ、今後のまちづくりを進める上では高いポテンシャルを有しています。しかし、観光、娯楽施設の中心として期待されていたネイブルランドが閉園したこともあり、区域全体の活用について、さまざまな角度からの検討が必要となっています。
- 広域交通ネットワークの基盤として、九州新幹線が平成22年度末に完成予定ですが、開業にあわせて新しい交通の拠点として新大牟田駅（仮称）が建設されます。新駅周辺では、新幹線の利便性を生かすとともに、自然環境と調和し

たまちづくりが望まれています。

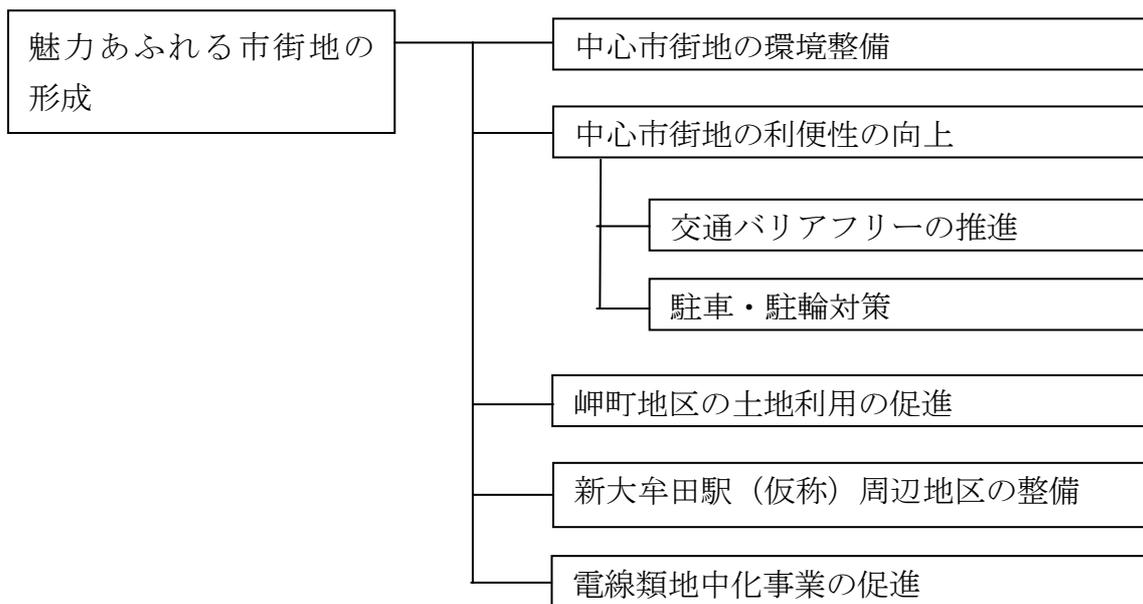
- 市街地の整備にあたっては、ゆとり、空間や都市防災機能の確保とともに、やさしさあふれる街並み整備を進める必要があります。

【基本方針】

良好な市街地形成を目指し、地域の特性に応じたイメージを尊重しつつ、市全域にそれぞれの機能をバランス良く配置し、安全で快適な都市環境の整備に努めます。

中心市街地では、商業・業務機能の再生や都市型産業の創設、魅力ある街並みや交通環境の向上、交流空間の形成を図ると共に、人々が住み、いこい、安らぐ空間創造により「街なか居住」への流れを生み出します。また、周辺地域では、自然との調和や快適な住環境を目指したまちづくりを促進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 中心市街地の環境整備

空洞化の著しい中心市街地において、人々が住み、働く場所の創出を図るために、民間活力の導入を図りながら、都心居住や職住近接型の良質な住宅の供給等「街なか居住」の促進に努めます。また、賑わいと活力を呼び戻すため、住宅市街地総合整備事業等を活用しながら、憩い、安らぐといった空間等の整備やさま

ざまな機能の導入について検討します。

2 中心市街地の利便性の向上

(1) 交通バリアフリーの推進

人に優しいまちづくりを進めるため、「交通バリアフリー基本構想」に基づき、歩道・鉄道駅等のバリアフリー化を進め、誰もが快適に生活できる都市空間の整備を促進します。

(2) 駐車・駐輪対策

路上駐車による交通阻害や、交通安全の低下を解消するため、民間活力による駐車場の整備と利用促進を図ります。また、放置自転車・放置バイクの増加による都市景観の悪化や通行障害をなくすため、啓発・指導を強化し、快適な道路空間の確保を図ります。

3 岬町地区の土地利用の促進

ネイブルランド跡地の有効活用を含め、岬町地区の土地利用方針及び活用策を明確にし、有明海沿岸道路のインター等交通結節点としての利便性を生かしながら、民間活力等による交流拠点としての整備を促進します。

4 新大牟田駅（仮称）周辺地区の整備

九州新幹線新大牟田駅（仮称）の建設に合わせ、周辺地域との調和を図りながら、新幹線の利便性と本市の個性を生かした新しい交通結節点として、新大牟田駅（仮称）周辺地区の整備を推進します。

5 電線類地中化事業の促進

幹線道路である国道・県道では、中心市街地において街路灯や植樹の整備に加え、縦横に張り巡らされている電線類を地中化し、一層の都市景観の向上を図るため、国、県に対し地中化を要望します。

第3章 道路

【現況と課題】

- 道路ネットワークの整備は、各種プロジェクトの支援、さらには港・空港との連結による物流条件の向上等、産業の振興や市民生活の利便性向上に欠かせない重要な課題です。

- 本市の中央部を南北に走る国道208号は、有明海沿岸地域を結ぶ重要な広域幹線道路であるとともに、市民生活を支える大動脈としての機能を有する道路です。そのため通過交通と域内交通が輻輳しており、交通渋滞をはじめとする交通環境の悪化が見られます。渋滞緩和による広域的な交流の促進や、エコタウンへの企業誘致等地域の活性化を図るためには、地域高規格道路有明海沿岸道路の早期開通が必要となっています。

- 主要地方道南関大牟田北線は、九州自動車道南関インターチェンジと有明海沿岸道路を結ぶ重要な広域幹線道路です。また、主要地方道大牟田高田線バイパスも、早期に整備が必要な本市の南北幹線道路の一つです。二つの道路の経路上には、九州新幹線新大牟田駅(仮称)が建設予定であり、交通結節点となる新駅の周辺地区整備とあわせて、早期の整備が必要です。

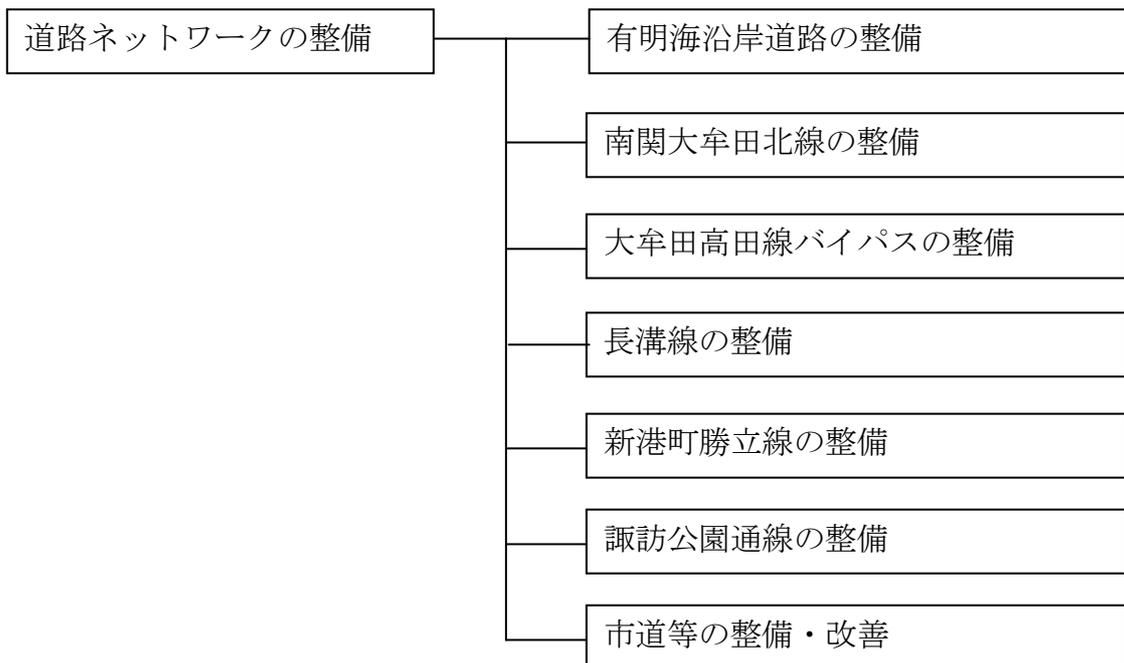
- 広域幹線道路と一体となって機能する市域内の幹線道路の整備に加え、市民に密着した生活道路の整備も重要です。同時に、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが移動しやすい道路空間づくりが求められています。また、河川や鉄道等に架かる橋梁の一部には、老朽化している橋もあり、調査、改善が必要となっています。

【基本方針】

有明海沿岸道路の早期供用とアクセスする広域幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの整備に努めます。

また、市民に密着した市道や生活道路については、安全で快適な道路空間の確保に努めながら、整備を推進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 有明海沿岸道路の整備

本市の各種プロジェクトを支える有明海沿岸道路の整備促進について、国等関係機関へ積極的に要望するなど、全線の早期開通に向けた支援を行います。また、エコタウンへのさらなる企業誘致を進めるため、有明海沿岸道路と三池港及び大牟田エコタウンの連結を強化します。

2 南関大牟田北線の整備

九州自動車道と有明海沿岸道路を連結する広域幹線道路である南関大牟田北線について、県と連携を図りながら整備を促進します。

3 大牟田高田線バイパスの整備

荒尾市や高田町を結び九州新幹線新大牟田駅（仮称）と連結する広域幹線道路である大牟田高田線バイパスについて、県と連携を図りながら整備を促進します。

4 長溝線の整備

鉄道の踏切遮断に伴う交通渋滞の緩和と安全で円滑な道路交通の確保のため、県と連携を図りながら長溝線の立体交差事業を促進します。

5 新港町勝立線の整備

有明海沿岸道路の三池港インターチェンジ（仮称）へのアクセス道路である新港町勝立線について、県と連携を図りながら道路拡幅整備を促進します。

6 諏訪公園通線の整備

有明海沿岸道路の大牟田インターチェンジ（仮称）及び諏訪公園へのアクセス道路である諏訪公園通線について、有明海沿岸道路の供用開始にあわせ整備を推進します。

7 市道等の整備・改善

幹線道路へのアクセス機能向上や歩行者に対する安全性・利便性の向上を目指し、道路の拡幅や歩道の段差解消、あるいは老朽化の進んだ橋梁等の改善など、誰もが安心して快適に利用できる道路環境の整備に努めます。

また、市民生活に密接な関連がある生活道路についても、舗装や側溝の改良を行うなど市民の生活環境の向上を図ります。

第4章 交通ネットワーク

【現況と課題】

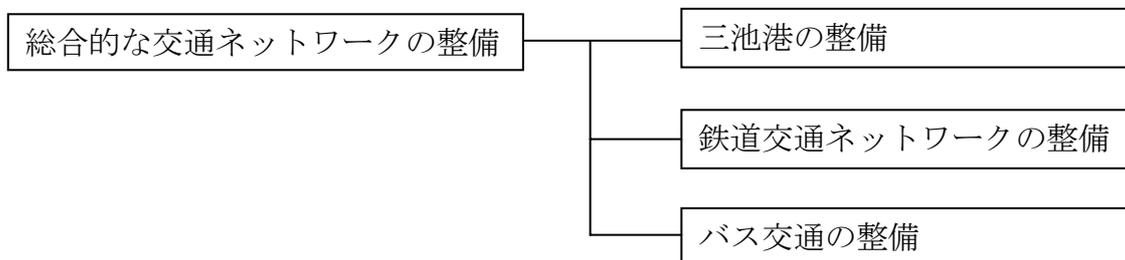
- 快適で利便性の高い暮らしができるよう、また、地域経済等の活性化によるにぎわいと活力あるまちを築くためには、広域的な交通ネットワークの充実に努めていくことが必要です。
- 本市には、国道208号及び389号の広域幹線道路、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線の鉄道、重要港湾である三池港があります。さらには、平成20年春に一部供用を予定している有明海沿岸道路、平成22年度末に完成予定の九州新幹線があり、多様で広域的な交通ネットワークの形成が期待されます。
- 三池港は、中部有明地域開発の核として期待される物流拠点港です。三池港の整備は、三池炭鉱閉山後の地域経済の浮揚・活性化策として、国・県・市・地元関係者が一体となって取り組んでいる重点施策です。交通結節点としての重要性が高い三池港の整備により、有明海沿岸道路等と連携した広域的な物流ネットワークが構築され、新規産業の創出とともに大牟田エコタウンや大牟田テクノパークへの企業立地促進が期待されます。
- 鉄道交通は、本市と福岡都市圏、熊本都市圏を結ぶ重要な輸送機関で、通勤・通学等市民の足として大きな役割を担っています。しかし、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線の両鉄道とも本市における乗降客数は、減少傾向にあります。一方、九州新幹線は、九州の一体的な浮揚はもとより、本市の活性化に重要な役割を担う交通基盤です。平成16年に、新八代～鹿児島中央間が開通し、現在、博多～新八代間の整備が進められています。
- バス交通については、市民の足として重要な役割を果たしていますが、現状は乗客の減少による路線の見直しが進められています。一方、現在のバス路線は中心商店街の鉄道西側地区との結節力が弱く、中心市街地活性化の観点からもバス路線の確保・充実についての検討が必要です。

【基本方針】

生活や産業活動の基盤並びに活性化を支える広域的な基盤として、三池港をはじめ道路ネットワーク等交通ネットワークの整備を促進し、住みよい快適なまち

づくりに努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 三池港の整備

三池港港湾計画に基づき、国内及びアジアとの交易・物流拠点港としての整備促進に努めます。さらに、有明海沿岸道路等と連携を図ることで、大牟田エコタウンと結節する総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）としての機能の高度化を図ります。

また、三池港のさらなる利用を促進するためにも、港周辺に点在する地域資源と一体的な利活用を図るとともに、港空間の親水性の確保や緑地整備を促進することで、市民に親しまれ魅力ある交流の場としての空間づくりを検討します。

2 鉄道交通ネットワークの整備

地域経済の発展と生活圏の拡大に寄与する九州新幹線の整備を促進します。JRの在来線については、住民ニーズの把握に努め、関係機関等と協議し利便性向上に努めます。また、本市と福岡都市圏等との交流連携を促進するために、西鉄天神大牟田線の全線複線化に向けた啓発や関係機関に対する要望活動等を、沿線市町と連携し推進します。

3 バス交通の整備

住民ニーズの把握に努めるとともに、福岡県地域交通体系整備促進協議会等との連携を図りながら、関係機関等に対し要望活動を行い、利用者のニーズに合ったバス路線の確保に努めます。

第3編 生活環境の整備

第1章 住宅・住環境

【現況と課題】

- 住宅・住環境は、市民の暮らしにとって重要な生活基盤であると同時に、まちを形成する基本的な要素です。そのため、市民一人一人が住み慣れた地域で、安心して安全に生活できる潤いのある生活空間を整備することが必要です。
- 本市においては、基幹産業の衰退等による人口流出が顕著で、全戸数の約1割に相当する約6,000戸の空き家が発生しており、空き家の利活用や定住化を進める住宅政策についての検討が課題となっています。また高齢化率が27.1%(平成17年10月1日現在)を超える中、民間住宅における高齢者等に対応した住宅整備の普及・啓発を行っていく必要があります。
- 本市の公的住宅は、全体で5,755戸あります(平成17年4月現在)。その内訳は、市営住宅が34団地、3,281戸、県営住宅が14団地、2,050戸、雇用促進住宅が3団地、280戸、県公社住宅が3団地、144戸となっています。市営住宅は、昭和20年代～30年代にかけて建設された団地が多数あり、狭小で老朽化が著しく、給・排水管の劣化など機能障害が発生しています。また、市営住宅の入居者の高齢化が進んでいることから、在宅でも安心して住み続けることができる高齢者等対応住宅の整備が課題となっています。さらに、市営住宅の管理運営の方法についても、民間活力の導入を図るなど効率化の検討が必要です。
- 中心市街地においては、交通アクセスなど都市居住の面でも利便性の高い地区ですが、地域経済の低迷や人口流出、大型店舗の閉鎖等により空き店舗が多数生じており、中心部の利便性を活かした都市機能の再生が必要であるとともに、美しい市街地景観の形成を図る必要があります。

- 近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大規模地震による建築物の倒壊被害などが発生し、市民の住宅における耐震性能についての不安と関心が高まっています。そのため、市民が安心して暮らせるよう住宅の耐震化に対する啓発及び耐震改修促進に努める必要があります。

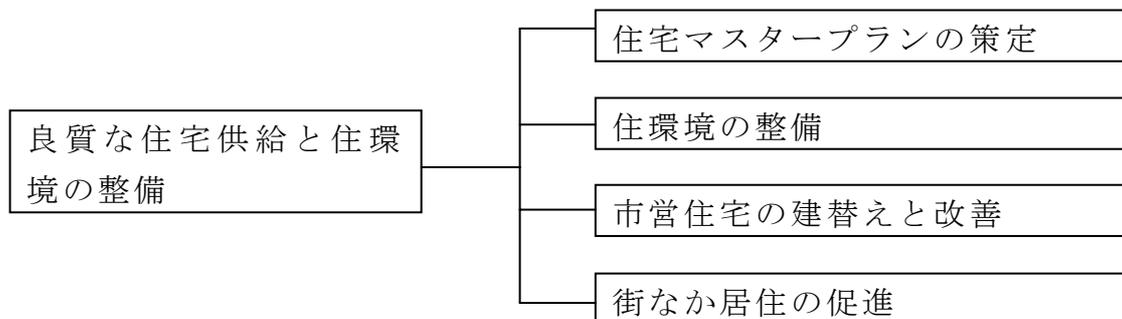
【基本方針】

市民が健康で生きがいのある文化的な生活を営むことができるように、ユニバーサルデザインに配慮した潤いのある生活環境の形成や魅力ある都市環境の整備を推進します。

市営住宅については、団地内及び周辺に与える防災性や安全性にも考慮した総合的な整備を行うとともに、コミュニティの活性化などを含め、潤いのある住環境の整備に努めます。

また、中心市街地における都市活力の創出を図るため、美しい市街地の景観形成に配慮した魅力ある居住環境の整備を民間活力の導入を視野に入れながら進めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 「住宅マスタープラン」の策定

市民が住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができるよう、計画的かつ総合的な住宅政策を推進するための基本となる「住宅マスタープラン」を市民と行政との協働により策定します。

2 住環境の整備

地域に根ざした総合的な住宅施策の展開を基本に、高齢化の実情に即した住宅のバリアフリー化や建物の安心・安全に配慮した住まい・まちづくりを進め、良好な居住環境の整備に努めます。また、県等関係機関と連携して、郊外と都心部との住替えを橋渡しするための相談・情報提供窓口となる「あんしん住替え情報バンク」の普及など、空き家の利活用や定住化の促進に向けた検討を行います。

3 市営住宅の建替えと改善

新地町を中心とする中部地区における市営住宅については、生活を行う上で必要な居住水準を確保しながら、建物の老朽化の著しい団地の統廃合を進めます。

北部地区市営住宅建替えについては、北部地区の活性化と整合を図りながら良好な住環境の形成を目指します。

市営住宅の改善にあたっては、安全性の確保や居住性の機能向上に努めるとともに景観等にも配慮しながら良好な住環境改善を図ります。

また、効率的な管理運営の方法についても、検討を進めます。

4 街なか居住の促進

中心市街地においては、民間活力等の導入を図り、都心居住や職住近接型の良質な市街地住宅の供給を促進します。

第2章 公園・緑地

【現況と課題】

- 公園・緑地は、市民のスポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動の場であり、市民に快適な生活環境を創出する機能を有しています。また、地震等の災害時における避難場所としての大切な役割も果たしています。しかし、既存の公園には老朽化が進む公園も多く見受けられ、多様化する市民ニーズに十分な対応ができなくなっています。誰もが親しみ、いこい、安らぐ場である公園機能を、適切に保持していくためには、市民との協働による効果的かつ効率的な維持管理が必要となっています。

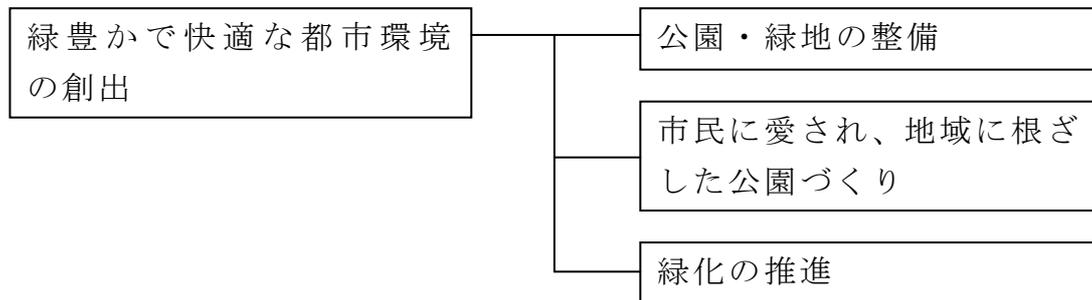
- 近年整備を進めてきた主な公園として、諏訪公園（総合公園）、手鎌北町公園（地区公園）、白銀川調節池公園（地区公園）があります。なかでも、平成2年から整備を進めている諏訪公園は、文化交流ゾーンの自然生態園の完成により利用公開面積が21.6ha（都市計画決定面積22.4ha 整備率96%）を超え、本市を代表する都市公園としてスポーツやレクリエーションなど、多くの市民に親しまれています。また、戦災復興時（昭和30～40年代）に整備を行った公園は、施設の老朽化とあわせ、周囲からの見通しの悪さなどから近年多発する痛ましい事件、事故の発生も懸念されます。時代に合った再整備は、防犯の視点からも喫緊の課題です。

- 本市では、平成12年度に策定した「緑の基本計画」を基本とし、「緑を守る」・「緑をつくる」・「緑と共に生きる」をキーワードに公園や緑地の整備を行っています。本市における都市公園の住民一人当たりの公園面積は、都市公園法による整備目標である10㎡/人に対し9.2㎡/人となっています。（230箇所、約123ha/平成17年3月31日現在）

【基本方針】

快適で文化の薫り高い生活環境に必要な緑と花のまちづくりを「緑の基本計画」に基づき、市民との協働により推進します。また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に公園や緑地の整備を推進するとともに、効率的な維持管理に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 公園・緑地の整備

大牟田駅周辺をはじめとする市街地の魅力を高めるため、緑化重点地区内に計画された公園・緑地の整備を進めるとともに、老朽化が進む既存公園を市民ニーズに対応した質の高い公園として再整備を行います。

2 市民に愛され、地域に根ざした公園づくり

公園の計画においては、市民が緑を身近に感じ、親しめるようにワークショップ等市民参加を促し、地域に根ざした公園づくりを市民とともに進めていきます。また、緑の豊かさを実感し、公園への愛着心を促すために、公園愛護会をはじめとする市民ボランティアやNPO等の自発的な活動を積極的に支援し、より効率的かつ効果的な維持管理に努めます。

3 緑化の推進

緑豊かな潤いのある都市環境を創出するために、緑化イベントの実施や保存樹・保存林の指定など市民とともに緑の保全、育成を行い総合的な緑化推進を図ります。

第3章 上水道

【現況と課題】

- 本市には、市水道事業（市水）と三池炭鉱専用水道（社水）の二つの水道が存在しています。二つの水道の存在によって、社水地域住民の生活用水確保の問題をはじめ、全市民を対象とする水道サービスにおいてさまざまな不均衡が生じており、その解消は長年の課題となっています。課題の解決に向け、昭和 63 年度から社水の市水への一元化を目的とした第八次拡張事業を実施してきました。平成 9 年 3 月に三池炭鉱が閉山したことを機に、配水管の整備及び配水池の建設を計画に加える等大幅な見直しを行い、平成 10 年度より施設の整備に取り組んでいます。平成 12 年度に社水給水地域の切替え年次計画を策定し、平成 20 年度を目標に市水への切替えを推進しています。

- 現在、本市の水源は、諏訪川、筑後川、菊池川の三つの河川水と荒尾市清里地区の地下水源があります。菊池川、筑後川については、比較的安定していますが、諏訪川は流下量が少なく渇水期の取水は望めない状況にあります。清里地下水源は、水位の低下や水質の塩害化が見られ、取水量の減少は避けられません。一方、水道一元化の推進等により、将来 10,000m³/日の不足水量が予想され、新たな水源の確保が課題です。

- 本市の水道は、創設以来 80 有余年を経過しており、老朽化した送配水管等の施設更新が重要な課題となっています。老朽化した送配水管等は、にごり水や出水不良、破損事故等の原因となっており、地震災害対策の観点からも施設の早期の更新や改良が必要となっています。しかし、多額の費用と時間が必要となるため、計画的かつ効率的に施設整備を行っていくことが必要です。また、今後、安全で安定した質の高い水を長期的に供給していくためには、浄水場の整備も必要です。今後、浄水場の建設や新たな水源の確保等にあたっては、第九次拡張事業として、水道事業計画の変更が必要となっています。

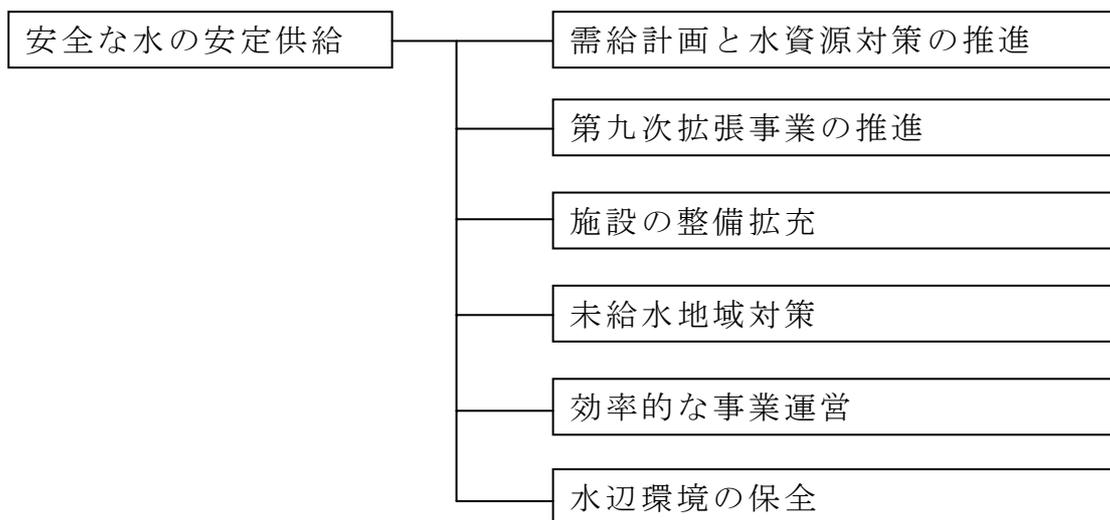
- 水道事業の経営は、独立採算が法制度化されています。本市の水道事業経営は、水源地が遠いため、施設整備に多額の費用を要してきま

した。加えて、既存施設の改築、更新、新たな浄水場の建設、水源の確保、未給水地域等の解消といった課題等を多く抱え、厳しい事業運営を迫られています。

【基本方針】

安全で安定した質の高い水を供給していくため、長期的な展望にたった需給計画を策定し、給水区域の拡張、新たな原水の確保、水道一元化や新浄水場の建設を進めます。また、未給水地域の解消、既存施設の更新、改築に努めます。あわせて、公営企業として経営の健全化に努めます。また、水辺環境の保全と水質管理体制の強化を図ると共に、水質情報を市民に公開していきます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 需給計画と水資源対策の推進

水道事業計画の基礎となる需給計画については、本市の状況を勘案しながら見直しを推進します。また、既存水源の保全及び有効活用、総体的な水運用を図ると共に、安定的な原水を確保します。

2 第九次拡張事業の推進

需給計画に基づき送導配水施設の整備と水道一元化を図り、第九次拡張事業を推進します。また、浄水場の建設計画にあたっては事業手法を

はじめ、費用及び維持管理等、総合的に検討を進めます。

3 施設の整備拡充

安全で質の高い水を供給するために、老朽化した送配水管及び各施設を計画的かつ効率的に整備、更新します。

4 未給水地域対策

未給水地域については、その解消に努め、地理的、地形的に給水区域へ包含できない地域については、簡易水道等の対策を検討します。

5 効率的な事業運営

計画的かつ効率的な事業運営を行い、経営の健全化を図るとともに、現在及び将来の水道使用者の負担が公平となるように努めます。水道事業の制度については、水道事業に対する国庫補助制度の拡充や採択基準の緩和等、制度の改善を要望します。

6 水辺環境の保全

水辺環境の問題を、「水道週間」等を通じて市民に理解してもらうとともに、市民と行政との協働により水辺環境の保全に努めます。

第4章 下水道

【現況と課題】

- 下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図り、安心して安全な市民生活を確保する上で重要な社会基盤です。
本市の公共下水道は、昭和 32 年に事業を開始していますが、大雨により浸水しやすい地形であるため、浸水対策を優先的に進めてきました。一方、汚水の整備は、雨水対策に投資を行ってきたこともあり、遅れています。本市の下水道普及率は平成 16 年度末で 31.3% であり、これは全国平均 68.1%、福岡県平均 69.2% に比べて低い水準に留まっています。

- 平成 16 年度末の本市の公共下水道整備区域内の水洗化率は 80% に留まっています。今後、水洗化の普及を図ることは、公共用水域の水質悪化の軽減と使用料収入の増収につながるとともに、し尿汲み取りとの二重の社会負担の解消が可能となります。水洗化の普及促進は重要な課題です。

- 本市では、一部の地域でまだ道路冠水等の浸水被害が見られますが、大部分において浸水被害は解消しています。現在は、諏訪排水区において、諏訪ポンプ場に接続する幹線管渠の整備を行っており、その浸水被害も解消できる見通しです。

- 下水道事業の着手から 50 年近く経過した現在、老朽化している施設が多く存在しており、施設の延命化を図ります。また、雨水及び汚水と一緒に流れる合流式下水道は、公共用水域の水質への影響が課題となっており、計画的な改築、更新を行っていくことが必要となっています。

- 市域全体の生活排水対策については、公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽の普及促進など、長期的観点から総合的に取り組んでいかなければなりません。

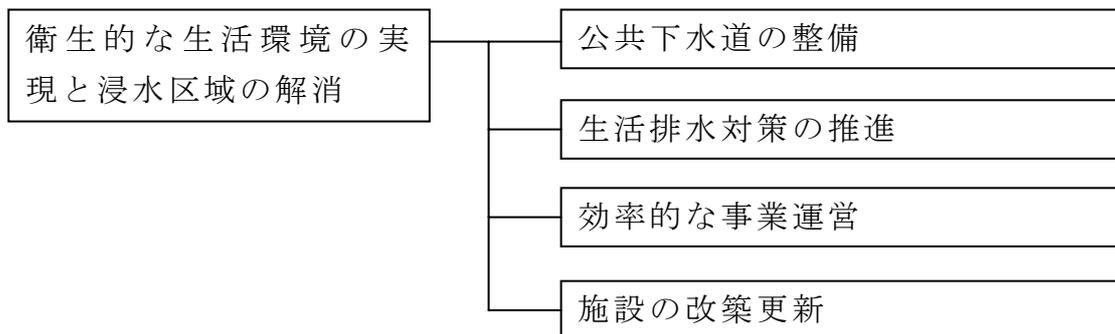
- 本市の下水道事業は、平成 14 年 4 月に地方公営企業法に基づく企

業会計を導入し、独立採算による公営企業としてスタートしました。下水道の整備にあたっては、長期の整備期間と多くの事業費を要し、また、地域のまちづくりの根幹的施設として行政政策と密接な関連性を有するものであることから、長期的な展望の基に計画的に実施していくことが重要です。現在、策定を進めています「公共下水道事業経営戦略プラン」では、経営環境をさまざまな角度から分析を行い、経営改善項目を実施するとともに、受益と負担の適正化の検討もを行い、経営の健全化を目指すこととしています。

【基本方針】

公共下水道の普及率の向上を図るために、効率的かつ効果的な整備と老朽化した施設の計画的な改築、更新に努めます。また、水洗化の普及促進のために、水洗化のPRや制度の充実を推進します。さらに、全市的な生活排水対策にあたっては、多様な整備手法による検討を行います。

【施策の体系】



【主要施策】

1 公共下水道の整備

公共下水道の整備については、他都市に比べて遅れている汚水整備を重点的に行います。また、雨水整備については、緊急度を考慮しながら各施設の整備拡充を行い、浸水解消に努めます。また、合流式下水道については、平成15年度に策定した「合流改善計画」に基づき、整備を進めていきます。

2 生活排水対策の推進

市域全体の河川及び海域の水質や生活環境を守るため、公共下水道整

備等による生活排水対策を推進し、公共用水域の保全に努めます。

3 効率的な事業運営

施設の効率的な維持管理、水洗化の普及促進など、「公共下水道経営戦略プラン」に基づく効率的な事業運営の推進を図り、経営の健全化に努めます。また、国及び県に対し、財政面や制度面での改善を要望していきます。

4 施設の改築更新

老朽化した下水道施設の延命化を図り、計画的かつ効率的に施設の改築更新を行います。

第5章 河川

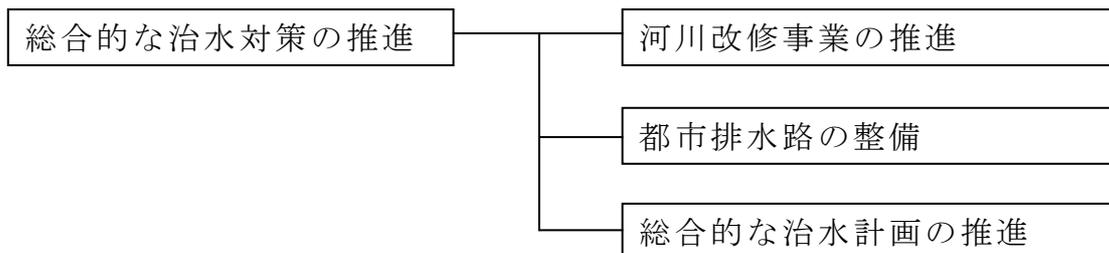
【現況と課題】

- 本市域を流下する河川は、県が管理する二級河川7河川と市が管理する準用河川1河川、普通河川33河川があり、有明海に注いでいます。本市が管理する河川の多くは、勾配が緩やかで川幅がせまく、構造上も脆弱です。また、近年の急激な都市化による田畑の開発で、保水、遊水機能が低下していることから、大雨時には、河川流量が増加し、浸水被害の要因となっています。
- 本市では、現在、浸水対策の一つとして、河川や都市排水路の流下能力を高めるための改修事業を行っています。しかし、事業の推進にあたっては、財源の確保や用地取得などの課題も多く、住民の理解と協力が必要不可欠となっています。
- 都市排水路については、雨水及び生活排水の排除に効果を発揮していますが、施設の老朽化や近年の都市化による家庭からの雑排水の流入増とともに、その水質環境は悪化しています。
- 河川及び都市排水路の維持管理においては、地域住民の生活環境への関心の高まりもあって、特に、しゅんせつ、除草等への要望が高くなっています。管理にあたっては、財源の確保と住民の協力が必要不可欠となります。
- 治水対策については、河川及び都市排水路の改修や公共下水道の事業を推進するとともに、宅地開発等に伴う調整池の設置指導を行っています。今後も、治水対策に対する総合的な取組みを関係機関と連携を図りながら進めていく必要があります。
- 河川や水路は、治水機能のほか、市民が水に親しみ、生活に潤いを与える空間としての役割も果たしています。整備、改修にあたっては、水辺環境の保全や親水空間の形成に努める必要があります。

【基本方針】

浸水被害の顕著な河川について重点的に改修を進め、浸水被害の軽減と流域住民の不安解消に努めます。また、下水道の整備や農林事業、都市計画等と一体となった治水対策を推進するとともに市民が水に親しむため、水辺環境の保全や親水空間の形成に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 河川改修事業の推進

浸水被害が顕著な地域の浸水対策として、手鎌野間川、手鎌南川、峠川の河川改修事業を推進します。

また、大牟田川など県営河川の改修事業についても県に要請します。

2 都市排水路の整備

雨水排水や家庭雑排水の速やかな排除を行うため、既存水路の改修やしゅんせつ、除草などの維持管理に努め、市民生活の環境改善を図ります。

3 総合的な治水計画の推進

浸水被害を軽減させるため、計画的な河川整備を進めるとともに、公共下水道事業や農業集落排水事業、貯留施設の設置など関係機関との連携を図り、総合的な治水計画を推進します。

第6章 環境

第1節 環境保全

【現況と課題】

■ 自然は、人間を含む全ての生物にとって大切な環境要素です。自然環境は、宅地開発や公共工事などの人的行為により、大きな影響を受けます。失われた自然を再生するには、多くの時間と費用が必要となります。自然環境の保全は快適環境都市を目指した「環境基本計画」の柱として重要な課題です。

■ 今日の環境問題は、家庭雑排水による河川の汚れ、自動車の排気ガスやごみの焼却による大気への汚れといった地域的な問題から、地球温暖化やフロンガスによるオゾン層の破壊など地球規模での問題まで多岐にわたっています。特に、地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、平成17年2月の京都議定書の発効により、二酸化炭素など温室効果ガスの削減が義務付けられました。

本市では、エコタウンプランの承認を受けて、ゼロエミッションを目指し、環境にやさしい資源循環型社会の実現に向けて、環境・リサイクル産業の創出による住みよいまちづくりに取り組んできました。

環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが、ライフスタイルを環境に配慮した形に変えていくことが重要です。そのために「環境を守るエコ行動を実践することが地球環境を守る」ことについて理解を深める環境学習・教育を推進していく必要があります。

■ 河川等公共用水域について、生活環境基準であるBOD（生物化学的酸素要求量）をみると依然として水質改善が進んでいない状況です。汚濁の主要因は、未処理の生活排水とされています。生活排水による汚濁負荷量の削減については、下水道の整備とあわせ浄化槽の普及促進に取り組んでいます。本市の下水道を含めた全体的な汚水処理率は42.7%程度と全国平均（平成15年度）の75.8%に比べて低い状況にあり、新たな手法の検討など総合的な対策が課題となっています。

■ 本市は石炭産業を中心とした化学工業、非鉄金属製造業などにより

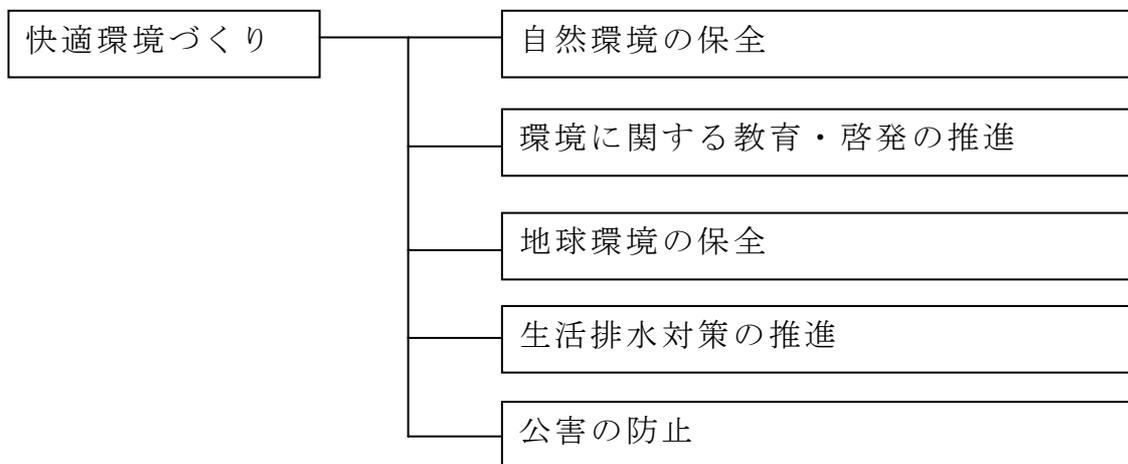
発展してきました。一方では、工場・事業場のばい煙発生施設からの大気汚染、工場排水等による水質汚濁など産業型の公害が問題になりましたが、法律による規制や「公害防止計画」の推進、公害防止協定の締結等により改善・克服してきました。現在では、自動車交通による大気汚染や騒音、生活雑排水による河川水の汚濁など私達の日常生活や通常の事業活動に伴う都市・生活型公害が新たな問題となっています。

近年、発ガン性等を有する有害化学物質による環境汚染がクローズアップされています。大気、水質中の有害化学物質の環境濃度をモニタリング調査等により把握し、環境基準を維持する必要があります。

【基本方針】

市民自らが環境との共生に対する理解と認識を深め、自主的な取り組みを図っていく気運の醸成を促進しながら、市民・事業所とともに水環境の保全や公害の防止など「環境基本計画」の推進に取り組み、快適環境都市を目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 自然環境の保全

豊かな自然環境を守り育てるため、専門家によるモニタリング調査、法令・県条例対象外の開発事業についての環境配慮指針の策定、環境学習や自然環境保全の啓発など総合的に取り組みます。また、自然環境の保全に対して、市民及び環境保全活動団体等との連携を強化します。

2 環境に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが環境を守る「エコ行動」を実践し、ライフスタイルを環境に配慮した形に変えていくための啓発活動に取り組みます。学校や市民環境団体等と連携しながら環境保全行動を促す環境学習・教育を推進します。

3 地球環境の保全

「環境基本計画」に基づき市民・事業所などとエコ行動を推進することにより、二酸化炭素など温室効果ガスの削減に取り組みます。

4 生活排水対策の推進

日常生活に伴う汚濁負荷の低減により、市域全体の河川及び海域の水質悪化を防止し生活環境を守るため、公共下水道をはじめ、浄化槽及び農業集落排水処理施設などからなる「生活排水処理計画」を推進し、公共用水域の保全に努めます。

5 公害の防止

大気汚染や水質汚濁等による公害を防止するため大気、水質等を監視し、必要な指導を行います。特に有害化学物質については、モニタリング調査を行い、必要に応じて対策を講じます。大牟田川のダイオキシン類問題は、県と連携して取り組みます。

また、新規進出企業に対し公害防止の観点から環境保全対策について事前指導を行うとともに、環境保全協定の締結等に努めます。

第2節 環境衛生

【現況と課題】

- 健康で文化的な生活を送るためには、衛生的な環境づくりが必要です。空き地の雑草については、条例を制定して除去を図っていますが、空き缶やたばこのポイ捨て、あるいは、ごみの早出しなど解決すべき多くの課題があります。

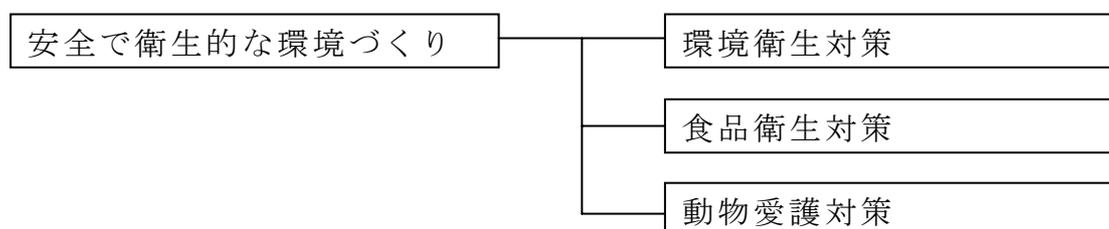
- 食品の安全確保と食中毒等の防止については、食品関係事業者の衛生管理の徹底と食品加工・保存技術の高度化、輸入食品の増加に伴う食品添加物、残留農薬等の正確な調査が求められています。

- 近年のペットブームの中、市内には10,000頭近くの犬やさまざまな動物が飼育されていますが、人と動物が共生するためには、動物由来の感染症を防止するための対策が必要です。また、動物の泣き声や臭いなどによるトラブルの発生や、飼育者の都合による遺棄が多く、生活環境に悪影響を及ぼす事例が発生しています。

【基本方針】

生活環境の改善や食品の安全性の確保等市民の環境衛生に対するニーズは多種多様化しているため、必要な監視・指導を適切に行います。また、市民や関係団体と協働しながら、安全で衛生的な環境づくりを推進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 環境衛生対策

空き地等の雑草等の除去に関する条例に基づき、指導・啓発を行いながら空き地等の適正管理を促します。また、たばこや空き缶のポイ捨て等によるごみの散乱を防止するため、市民参加型のクリーンキャンペーンの開催や広報による啓発等を行い、地域環境美化の促進に努めます。

理容、美容業者等多くの市民が利用する施設に対する衛生指導を行い、衛生意識の向上による自主管理の徹底が図られるよう助言等に努めます。

2 食品衛生対策

「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係業者や学校等などに対して集団給食施設の監視・指導、食中毒予防講習会や広報による啓発等を行い、健康被害の未然防止に努めます。また、食品添加物や残留農薬等については、情報収集・提供や検査の充実に努めます。

3 動物愛護対策

小犬ふれあい広場や小犬里親さがし、広報等により動物愛護や命の大切さを啓発します。また、正しい動物の飼い方や遺棄動物による生活環境への影響などを周知し、モラルの向上に努めます。

第3節 廃棄物

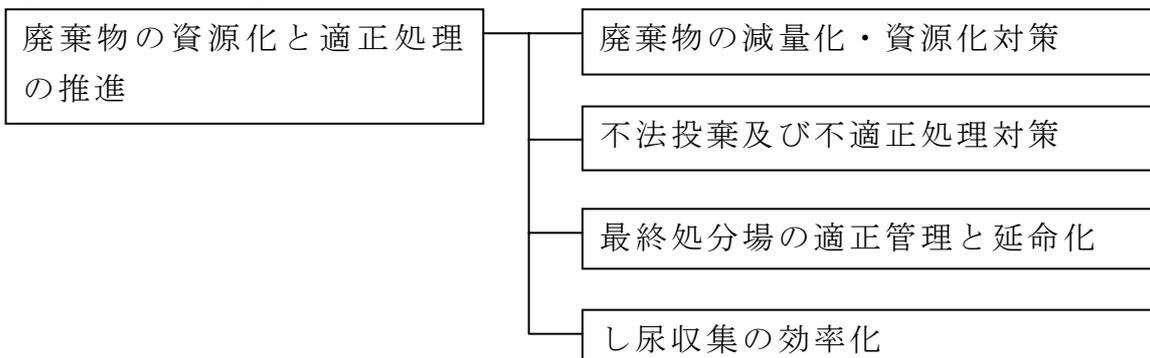
【現況と課題】

- 大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムは、ごみ排出量の増加や、廃棄物の不適正処理、埋立地のひっ迫などさまざまな問題を引き起こしています。本市においても、RDFセンターは計画処理量を超えて運転している状況です。問題の解決には、ごみの排出量削減での市民や事業者の理解と協力が必要であり、協働による事業展開を図る必要があります。
- 産業廃棄物については、排出事業者が再生利用等による減量に努め、自ら適正に処理・処分を行うこととなっています。しかし、一般廃棄物を含めた不法投棄が各所で発生しており、撤去しても再び同じ場所に不法投棄される悪循環となっています。不法投棄、不適正処理を防止するため監視体制と啓発事業を強化していく必要があります。
- 最終処分場の維持管理のため、遮水工の補修・施工と、廃棄物処理法に基づく施設点検や水質検査を行っています。市民によるごみの減量化や資源化、RDFセンターやリサイクルプラザの稼働により、埋立て量が減少し、処分場は延命化しました。しかし、新規処分場の整備には長期の準備期間が必要であるため、一般廃棄物の最終処分場の維持管理に対する計画的な取組みが必要です。
- 人口の減少、公共下水道の整備や浄化槽の普及により、し尿収集戸数は減少していますが、簡易水洗トイレの普及により1戸あたりの収集量は増加傾向にあります。雨水が流れ込む欠陥便槽等の緊急汲取への対応も含め、これまでは車両の大型化や収集周期の短縮など対策を取ってきましたが、収集効率は低下しています。

【基本方針】

廃棄物の減量化・資源化をより一層進めるために、市民や事業者に対する啓発事業等を推進するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止対策を強化します。また、し尿収集の効率化を図るために、適切な指導・啓発に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 廃棄物の減量化・資源化対策

市民一人ひとりの理解と協力によるごみの減量や分別の徹底を図ります。資源分別収集の拡大及び収集方法の改善、生ごみの堆肥化による生ごみ減量・資源化、大型ごみのリユース（再利用）事業など「ごみ処理基本計画」に基づいた施策を推進します。

2 不法投棄及び不適正処理対策

適正処理・減量化に関する説明会等により、排出者への啓発を行うとともに、夜間パトロールの実施や監視カメラの設置など、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止に努めます。

3 最終処分場の適正管理と延命化

最終処分場の埋立て残余容量の的確な把握と適切な維持管理に努め、さらなる延命化を図ります。

4 し尿収集の効率化

公共下水道への接続や浄化槽の設置を促進し、効率的なし尿の収集を図ります。

第7章 安心・安全

「安心・安全」に対する人びとの関心が、急速に高まっています。その要因は、生命及び身体に関わる出来事から環境問題や生活への不安、社会の秩序や安定を脅かす事件など、さまざまなことが考えられます。この章では、消防、防災、防犯、交通安全、消費生活について掲上していますが、「安心・安全」に関わる施策は広範囲にわたるものであり、今後、このような市民のニーズと社会情勢の変化に的確かつ速やかに対応していく必要があります。

第1節 消防

【現況と課題】

- 本市の火災件数は、ここ数年 100 件未満で推移していますが、市の中心部に化学工場群、臨海部に石油タンク群があるため、危険物等による特殊災害、大規模災害等の発生要因をはらんでいます。また、一部地域には、道路狭あい地区や木造住宅の密集地区も見受けられます。このような状況を踏まえ、市民の生命、身体及び財産を守るため、資機材や施設の整備・充実を図るとともに、特殊災害や大規模災害等への対応にも配慮した消防体制の強化が必要となっています。
- 火災予防対策では、災害の未然防止が重要な課題となっています。高齢者の増加に伴い福祉施設が増大していること、さらには建物火災の多くが一般住宅から多く発生していることから、災害時要援護者関連施設及び住宅の防火対策推進を強化していく必要があります。
- 地域防災の要ともいえる消防団は、高齢化と人口減少が進む中、若手団員の不足など、団員の確保が困難な状況です。消防団の再編も含め、魅力ある組織体制づくりが課題となっています。また、消防施設や資機材等の老朽化への対応も課題となっています。
- 交通事故の増加や高齢化の進展等により、救急出動件数は年々増加の一途をたどっています。救急の出動件数の増加に伴い、同時間帯での重複救急出動が多くなっており、出動体制の整備が課題となってい

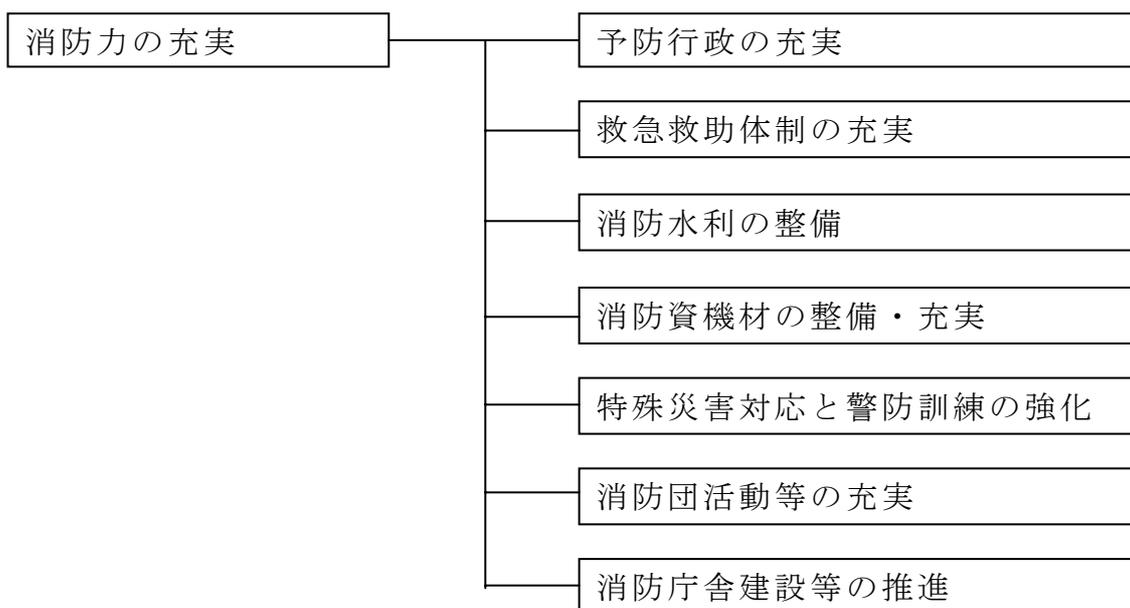
ます。また、救命率の向上とあわせ、救急隊到着前の市民による応急手当の重要性やその知識の普及啓発が必要となっています。

- 現在の消防庁舎は、昭和 35 年に建設されたため、老朽化が進んでいます。市民の安心安全対策及び総合的な消防・防災機能を推進するため、消防・防災活動の拠点施設としての機能の確保が課題となっています。
- 現在、国においては、今後の人口減少をにらんで、地域の消防力を強化することを目的に、小規模の消防本部を統合し広域編成を進めることとしており、その検討も必要となってきます。

【基本方針】

市民の生命、身体及び財産を守るため、高齢社会や建物の高層化などに対応しつつ火災の未然防止に努め、予防行政の充実を図ります。また、複雑、多様化する火災、各種災害や、増加する救急、救助に迅速かつ円滑に対応するため、消防本部の広域再編を視野に入れつつ、消防力の充実強化に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 予防行政の充実

防火対象物や危険物施設への予防査察及び違反是正を強化し、また、一般住宅及び病院、福祉施設等の災害時要援護者関連施設の防火対策を積極的に推進することにより、災害の未然防止及び災害発生時における拡大防止、被害の軽減を図ります。

2 救急救助体制の充実

救命率の向上を図るため、各種装備、資機材、施設の近代化・高度化を推進し、救急救命士の養成、救急隊員の育成、医療機関との連携強化に努めます。さらに、人命救助のための訓練を強化することで、救助活動の充実を図ります。また、市民に対し、自動体外式除細動器（AED）等を用いた応急手当の普及、啓発を実施するなど、救急協力体制の充実を目指します。

3 消防水利の整備

消火活動を円滑にし、被害を最小限に軽減するため、地震にも対応する耐震性の機能をもった防火水槽等の整備を計画的に推進します。

4 消防資機材の整備・充実

都市構造の変化にも対応するため、最新鋭の消防車両や各種資機材への整備充実を図り、消防体制の強化に努めます。

5 特殊災害対応と警防訓練の強化

あらゆる災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、各種災害の対応マニュアル等の整備充実を図ります。また、マニュアルに基づく警防訓練の実施により、特殊災害対応能力の強化を図ります。

6 消防団活動等の充実

若手を中心に団員の加入促進を図るとともに、消防施設及び資機材の近代化を目指し、格納庫の建設、機動性ある消防車両への更新など地域防災体制の充実を図ります

7 消防庁舎建設等の推進

消防、救急無線のデジタル化及び消防の広域化施策を考慮しつつ、消防・防災の拠点施設となる消防庁舎の建設について検討します。また、筑後地域での指令台システムの共同運用等について、関係機関との具体的な協議を行います。

第2節 防災

【現況と課題】

- 阪神・淡路大震災や福岡県西方沖地震、大型台風による甚大な被害の発生を機に、災害や防災に対する市民の関心が高まっています。防災対策並びに防災体制の整備の必要性や、日頃からの地域のコミュニティの重要性が再認識されています。
- 本市には、海拔3 m以下の感潮地帯があり、台風や集中豪雨による風水害が発生しています。毎年、梅雨時期前に浸水地域等の危険箇所の現地調査を実施していますが、平成17年5月には、教楽来地区の急傾斜地の崖が崩落し、地域住民の生活へ影響を及ぼしました。風水害等への対応が課題となっています。
- 本市では、あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、平成11年に「地域防災計画」を全面的に見直しました。これに基づき、防災訓練の実施や防災マップの市内全世帯への配布など、市民の災害に関する知識の普及、自主防災意識の高揚に努めています。また、関係機関との連携を図りながら、各種防災対策を進めています。
- 災害発生の際には、いち早く正確な災害情報を把握し、地域住民へ伝えることが必要です。現在の本市の通信システムは、アナログの防災行政無線ですが、平成23年までにデジタル化への移行が義務化されており、総合的な防災情報システムの構築が必要です。また、本市では、飲料水の備蓄機能を持つメッセージボードを登載した災害対応型自動販売機の設置を進めています。
- 大規模災害が発生した際は、情報交換をはじめ市町村間の相互協力など広域応援体制の整備が必要なことから、県内全市町村による災害時における相互応援に関する基本協定を締結しました。これと合わせて、県境を越えた熊本県北部の市町等との応援体制の整備も求められています。
- 今後は、市民の自主的な活動を促進するとともに、市民・企業・行政等がそれぞれの役割分担に基づいて、災害に強いまちづくりに取り

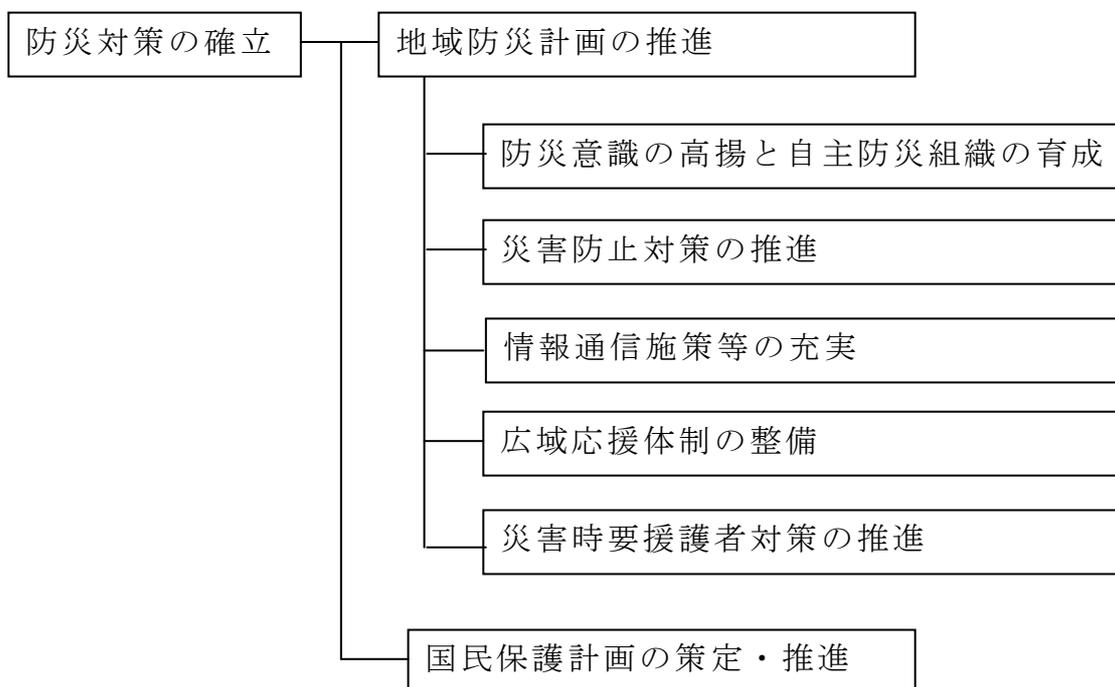
組む必要があります。また、高齢者や乳幼児、傷病者及び障害者等の災害時要援護者に対する救急救助体制づくりも重要です。

- 武力攻撃事態等における、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として制定された国民保護法の成立に伴い、本市においても、住民の保護に関する計画の策定とマニュアル化が必要です。計画策定後は、住民への計画の普及・啓発を行うとともに関係機関との連携を図り、国民保護訓練、各種災害訓練を実施するなど、武力攻撃やテロへの対策についての強化を図る必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、「地域防災計画」に基づき、防災情報の一元的管理による防災機能の強化など防災対策の向上を図ります。また、各種災害時における情報通信システムの機能向上を進めるとともに、地域住民、行政、関係機関等が一体となった防災体制の充実を図ります。

【施策の体系】



【主要施策】

1 「地域防災計画」の推進

(1) 防災意識の高揚と自主防災組織の育成

災害防止及び被害を最小限に抑えるため、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、防災力の向上を目指します。また、円滑な初期消火や緊急時の避難・救援を行える自主的な防災組織の育成に努めます。

(2) 災害防止対策の推進

危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、防災パトロールの実施、点検の充実、さらには急傾斜地崩壊対策事業や、海岸高潮対策等の推進を図ります。

(3) 情報通信施策等の充実

地域防災無線のデジタル化に伴い、これらを活用した同報系無線の設置や高齢者、障害者等へも配慮した情報伝達手段や機器の検討並びに運用体制の充実を推進します。

(4) 広域応援体制の整備

応急対策をより迅速、的確に実施するために、熊本県北部の市町等との相互応援体制の整備も推進し、地震等大規模災害時に備えた広域的な支援、協力体制の充実を図ります。

(5) 災害時要援護者対策の推進

病院、福祉施設や自主防犯組織、関係機関との相互連携のもと、より一層の安全確保に関する体制づくりを進めるなど、災害時要援護者対策の推進を図ります。

2 「国民保護計画」の策定・推進

国民保護法の成立に伴う計画の策定、マニュアル化を推進し、県、各関係機関との連携を図りながら啓発や訓練等を行うことにより、有事に対する事前対策、広域的な対策強化に努めます。

第3節 防犯

【現況と課題】

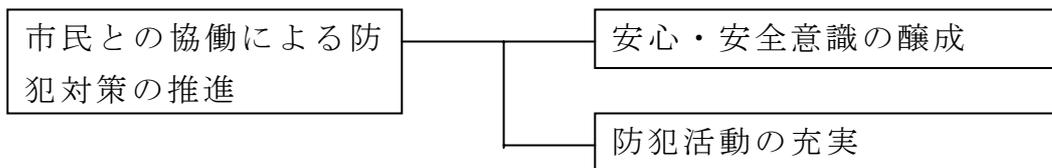
- 近年、地域における人間関係の希薄化や長引く景気低迷による生活不安などを背景に、社会の秩序や安定を脅かす出来事や事件が発生しています。また、家庭環境や社会環境の変化に伴い、悪質商法、不審者等による児童への声かけ、さらには IT 関連を悪用した犯罪など、高度で多様な犯罪が多発しています。

市民が安心して安全に暮らしていくためには、地域における住民同士のつながりや助け合いなど、いわゆる地域のコミュニティの再生は重要な課題です。

- 犯罪の無い、明るく住みよい地域社会を実現するためには、市民の安心・安全に対する意識の高揚と自主的な防犯組織の育成、さらには警察、各種防犯組織、地域住民等との連携を図りながら、防犯活動の推進による犯罪抑止機能を高めていくことが重要です。地域では、平成17年より、「地域の子どもたちの安全は地域住民の手で」をスローガンに、小学校単位での自主防犯パトロール組織「子ども見守り隊」が結成されています。「子ども見守り隊」は、児童・生徒の安全はもとより、地域住民の連帯意識の強化や犯罪の予防等に貢献しています。
- 本市では、地域における防犯灯設置に対する支援や公用車を白黒塗装し、青色回転灯を装着したパトロール車の設置など防犯対策を実施しています。また、不審者情報等の迅速な提供を図るため、地域安心安全情報共有システムの実証実験を荒尾市と共同で行っており、県境を越えた地域での運用を目指しています。

【基本方針】

安全で住みよい地域社会を実現するため、家庭・地域・関係機関等が一体となって地域ぐるみの防犯体制の確立に努めるなど、防犯対策を推進します。

【施策の体系】**【主要施策】****1 安心・安全意識の醸成**

関係機関と連携した各種講習等の開催、さらには、地域住民などによる各種団体、自主防犯組織等の整備を促進し、安心・安全に対する住民意識の醸成を図ります。

2 防犯活動の充実

警察、防犯協会、各関係機関との連携強化、さらには、子供見守り隊等の市民活動団体への支援など、犯罪の未然防止に努めるとともに、市民との協働による防犯活動の充実を推進します。また、情報通信技術等の進展により、地域安心安全情報システムなど防犯に関する情報メールや、メッセージボード、防犯マップ等を活用し、幅広い情報提供や共有化を図ります。

第4節 交通安全

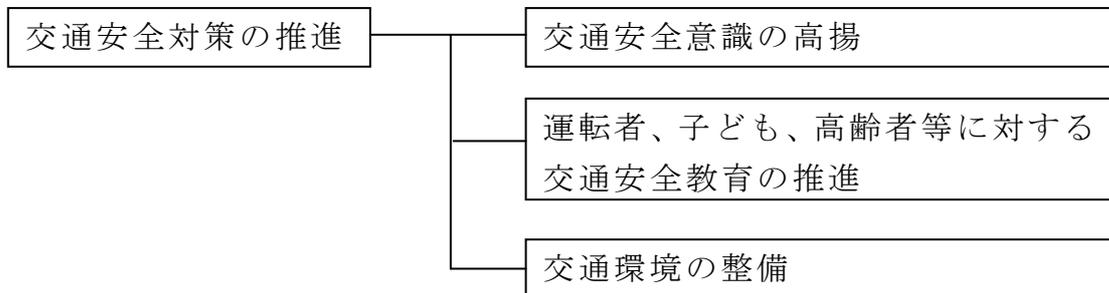
【現況と課題】

- 近年、車輛の保有台数や運転免許保持者の増加等によって、全国的に交通事故発生件数は増加傾向にあります。本市における平成16年度の交通事故死者数は10名で、前年度に比べ9名減少していますが、逆に発生件数、負傷者数は増加しています。年齢層別にみると、高齢者人口及び高齢運転免許保有者の増加を背景として、65歳以上の高齢者が全体の3分の1を占めています。今後も、交通量の増大や高齢化の進展に伴い、事故件数の増加が予想されます。
- このため、本市では交通事故防止に向けて、道路改良などの道路交通環境の改善を図るほか、交通安全対策の推進に関する条例に基づき、行政、市民、関係機関が一体となって、交通安全対策の推進に努めています。今後も、地域や警察などと連携しながら、歩道、カーブミラー、防護柵等の安全施設の設置を行い、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。
- また、関係機関と連携し市民一人ひとりに正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけるとともに、運転者、子ども、高齢者等に対する交通安全教育を徹底する必要があります。
- 違法駐車は、車や歩行者等の通行障害、緊急自動車の活動に支障をきたすなど、市民生活に大きな影響をもたらしています。市内の中心市街地や大型団地等においては違法駐車と迷惑駐車への対応に苦慮しているところです。また、放置自転車は、大牟田駅周辺においては激減しているものの、新栄町駅周辺では依然として多く、対策を講じる必要があります。

【基本方針】

市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設をはじめとする道路交通環境の整備を進め、交通弱者の安全に重点をおいた交通環境づくり、交通事故防止に努めます。また、交通安全教育・啓発活動においては、警察や大牟田交通安全協会などの交通安全関係機関・団体との連携を図りながら、交通安全対策を推進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 交通安全意識の高揚

交通安全に対する市民意識の高揚を図るため、継続的な交通安全広報、啓発活動を推進し、市民一人ひとりの交通安全知識の向上に努めます。

2 運転者、子供、高齢者等に対する交通安全教育の推進

警察や大牟田交通安全協会などの交通安全関係機関・団体との連携を図り、運転者に対する交通安全教育の強化、交通マナーの向上に努めます。また、家庭、地域、学校などあらゆる場と機会を通じて、幼児から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育を実施し、交通マナーの向上に努めます。

3 交通環境の整備

道路と歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置、カーブミラーの設置、交通規制、路上駐車対策、放置自転車対策など、関係機関と連携を図りながら、交通環境の整備を促進します。

第5節 消費生活

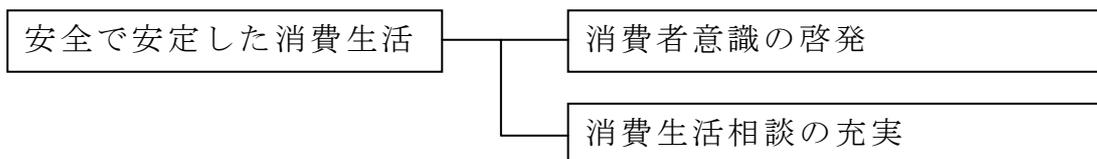
【現況と課題】

- 市民の消費生活における、商品・サービスの販売方法、契約方法の多様化、複雑化に伴い、高齢者や若者が、トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。「ヤミ金」被害や多重債務に関する相談は後を絶たず、架空請求といった巧妙な手口によるトラブルが次々と発生しています。トラブルの未然防止のための情報提供や啓発活動など、消費者行政の推進が求められています。
- 平成16年6月に消費者保護基本法が消費者基本法に全面改正され、消費者の権利が確立された一方で、消費者の自立が求められるようになりました。しかしながら、消費者と事業者の間には、知識、情報に大きな格差が残されていることから、平成16年11月に特定商取引に関する法律の改正が行われ、国における事業者の規制強化も進んでいます。

【基本方針】

消費者の意識高揚を図るため、講習会の開催や啓発活動、情報提供を行い、安全で安定した消費生活の確保に努めます。また、消費生活相談の充実強化による消費者利益の保護と自立対策を推進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 消費者意識の啓発

くらしの研修会や各種イベント、広報紙等で、市民の消費生活に関する正しい知識の啓発・情報提供を行うとともに、消費者トラブルの多い若年層や高齢者に関係の深い機関及び消費者団体等と連携を図りながら、市民の意識啓発を推進します。

2 消費生活相談の充実

多様な苦情相談に対応するため、消費生活専門相談員による適切な相談体制の拡充や、警察をはじめとする関係機関との連携を推進します。

第4編 健康・福祉の向上

第1章 地域福祉

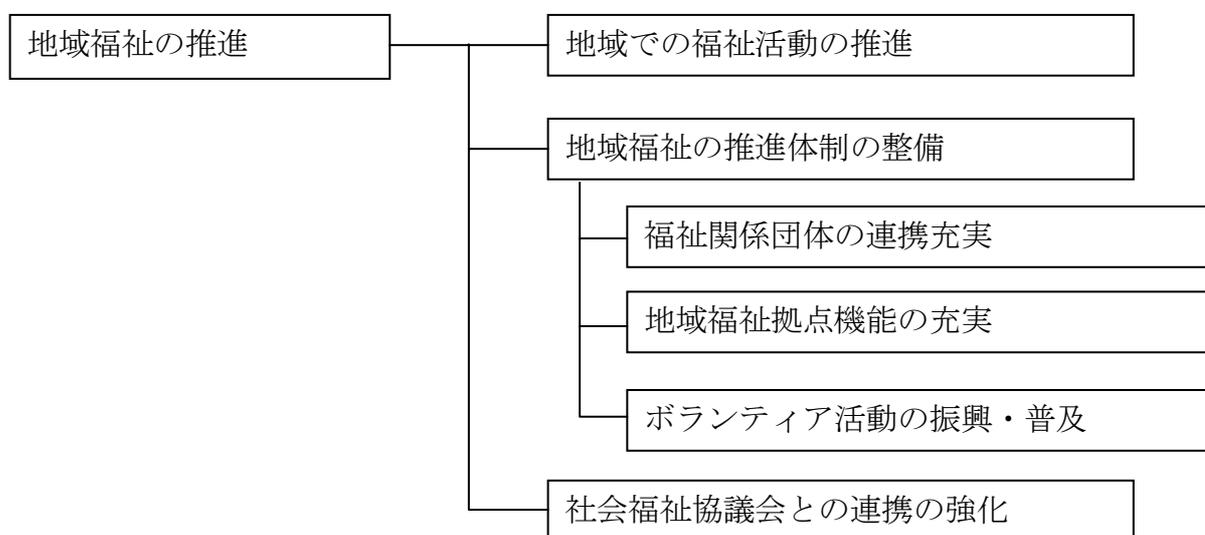
【現況と課題】

- 近年の少子高齢化や核家族化等に伴う地域や家族の機能の変化、長引く景気の低迷など、社会経済環境は大きく変容してきています。このような状況を背景に、高齢者や障害者など、生活上の支援を必要とする人々に加え、児童虐待、家庭内暴力、子育て家庭の孤立化など、さまざまな社会問題も増加、表面化し、地域の中での助け合いや支え合いの重要性が高まっています。
- 本市においては、これまで市民が住み慣れた地域社会の中で安心して生活ができるよう、市民の地域福祉に対する意識の高揚や関係機関、団体との連携を推進してきました。このような中、平成12年6月に成立した社会福祉法により、地域福祉を具体的に推進するための事項を定めた、市町村主体の地域福祉計画の策定が掲げられました。これを受け本市では、平成16年度に地域福祉推進の指針となる「地域福祉計画」を、社会福祉協議会では「地域福祉活動計画」をそれぞれ策定し、保健福祉関連やまちづくり関連の個別計画との整合や連携を図り、地域福祉の一体的な推進を目指しています。
- 全国的に福祉やまちづくりなどの面において、ボランティアやNPOなどの活動が広がりを見せています。本市でも、このような社会的な流れに沿ったさまざまな地域福祉に関わる動きが増えています。これらの活動を有機的に結びつけ地域福祉の推進を図るためには、ボランティアセンター機能の充実強化が課題となっています。
- 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を着実に推進していくためには、社会福祉協議会や市が取り組んでいるさまざまな施策を、より効果的に展開する仕組みづくりが必要です。そのため、社会福祉協議会との連携を深めるとともに、地域社会を構成する地域住民やボランティア、福祉関係事業者、関係団体や専門機関などとの協働が求められています。

【基本方針】

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会と連携し、市民・ボランティア・福祉関係事業者・関係団体等が、お互いに協働しながら地域の福祉活動を促進する土壌づくりと、それらを支援する体制づくりに取り組み、住民が地域の中で安心して生活できる「人が真ん中のまちづくり」を目指した地域福祉の推進を図ります。

【施策の体系】



【主要施策】

1 地域での福祉活動の推進

子どもから高齢者まで誰もが福祉の受け手であるとともに、支え合いや助け合いといった地域福祉の担い手になることが求められます。あらゆる世代の地域福祉活動への参加を促進するために、校区社会福祉協議会の充実強化を図るとともに、各々の地域の福祉活動を支援し福祉教育やボランティア活動などの取組みを計画的に実施していきます。

2 地域福祉の推進体制の整備

(1) 福祉関係団体の連携充実

民生委員・児童委員をはじめ、地域において福祉活動を行っている各種関係機関・団体等が互いに連携を深めることにより、住民の地域福祉活動への関心を高めるとともに、自主的・自立的な福祉活動への参画を促進します。

(2) 地域福祉拠点機能の充実

社会福祉協議会により管理・運営されている総合福祉センターを有効活用し、地域福祉に関わる団体等の活動の拠点として機能充実を促進します。また、既存の公共施設や福祉施設などの活用を視野にいたした地域福祉拠点機能について検討します。

(3) ボランティア活動の振興・普及

社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティアの担い手と支援を必要とする人を結びつけることにより、活動の活性化を支援するとともに、人材の育成に努めます。また、学校教育・社会教育における福祉教育を推進し、ボランティア活動の普及に努めるとともに、高校生や大学生などのボランティア活動への参加促進を図ります。

今後も多様化するボランティア活動へのニーズに応えるために、NPOや企業、団体などと連携して、総合的なボランティアセンター機能のあり方を検討し、充実を図ります。

3 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会の機能強化や校区社会福祉協議会の基盤強化についての方策を検討します。また、社会福祉協議会との連携を密にし、住民が安心して地域で生活できるような地域に密着した福祉の充実を図ります。

第2章 高齢社会への対応

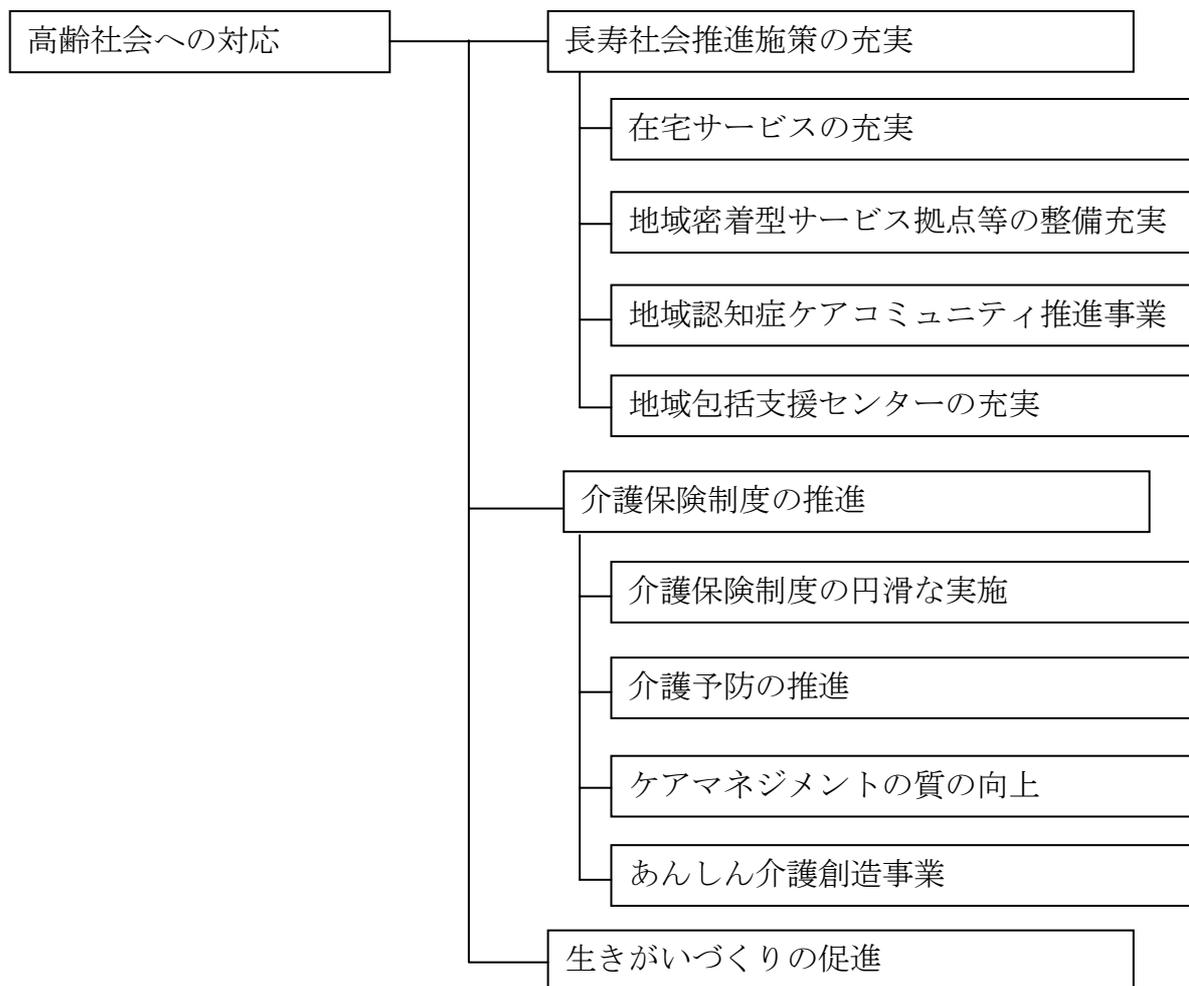
【現況と課題】

- わが国では、世界最高水準の平均寿命を誇る長寿社会を迎えています。今後、戦後生まれの団塊の世代が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行することから、平成13年12月には、高齢社会の一層の対策を推進するため高齢社会対策大綱が閣議決定されました。この中では、高齢者イコール弱者という画一的な高齢者像の見直しや、健康面・経済面などの問題に若年期から予防・準備する自助努力への支援など、幅広い政策の必要性が掲げられています。
- 本市の高齢化率は27.1%（平成17年10月1日現在）となり、全国平均よりも10年以上進んだ高齢化率とされています。このように高齢社会の先進地である本市では、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な福祉サービスの提供を行っています。高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることを基本としながら、生きがいを持ち、健康で安心して暮らすことのできる地域社会づくりが求められています。
- 平成12年4月より介護保険制度が施行され、本市では介護サービス事業者協議会等とともに、さまざまな事業に取り組んできました。平成15年10月には「第4回介護保険推進全国サミット in おおむた」の開催、平成17年1月には「認知症高齢者への新しいケアの可能性を探るフォーラム宣言」を行うなど、先進的な取り組みも行ってきました。また、高齢社会への移行を踏まえた介護の確立を図るために、平成17年6月に介護保険法が改正されました。これにあわせて、市では組織体制の見直しを行うとともに、新たな介護サービス事業の創設や地域ケア体制の構築に取り組んでいます。
- 高齢者が心身の健康を維持するためには、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図る必要があります。平成17年11月には、高齢者を中心とするスポーツや文化などの総合的な祭典「ねんりんピックふくおか2005」が開催され、本市もかるた(百人一首)大会の会場として積極的に支援しました。今後は、団塊の世代が高齢期を迎える中、地域社会の活性化には、その知識や経験を生かした能力・技術の活用が重要になってきます。

【基本方針】

すべての高齢者が住み慣れた地域において、生き生きと暮らせるように、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉の連携とともに、専門機関とも連携することにより、介護予防・生活支援対策を充実させ、地域での安心な生活を支援します。また、健康な高齢者には社会参加などの生きがいつくりや、長年培った能力や技術を生かした就労などの機会を充実させます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 長寿社会推進施策の充実

(1) 在宅サービスの充実

高齢者が住みなれた地域で自立した在宅生活を安心して送ることができるように、緊急通報システム事業や介護予防事業等の充実に努めます。

(2) 地域密着型サービス拠点等の整備充実

高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを利用するために、日常生活圏域ごとに小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を図ります。また、既存の高齢者福祉施設等の個室化、ユニット化を促進します。

(3) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

認知症ケアにかかわる情報共有や人材育成をはじめ、地域で見守るネットワークづくりや早期発見・早期診断・支援体制など地域全体で支える環境整備を目的とした地域認知症ケアコミュニティ推進事業に取り組みます。

(4) 地域包括支援センターの充実

地域における保健・医療・福祉の増進を包括的に支援することを目的とした地域包括支援センターに、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門家を配置し、総合相談や介護予防マネジメント、地域ケアネットワークづくりを通じて、高齢者福祉の充実を図ります。

2 介護保険制度の推進

(1) 介護保険制度の円滑な実施

認定調査の統一化と質の向上に努めるとともに、審査判定の平準化を図ります。介護給付費の適正化については、国保連合会の適正化システム等を活用しながら、介護サービス事業者等に対してケアプランの点検・指導の強化に努めます。

また、介護保険事業の安定的な運営を図るために、広報紙やパンフレット等を活用した啓発活動を行うとともに、滞納者に対して電話や個別訪問による制度説明や納付指導等を行いながら、保険料収納率の向上に努めます。

(2) 介護予防の推進

地域包括支援センターを中核とした総合的な介護予防システムの確立に努めるとともに、帝京大学福岡医療技術研究センターや介護サービス事業者などと連携を図り、効果的な介護予防の推進を図ります。

(3) ケアマネジメントの質の向上

ケアマネジャーが利用者の自立に結びつく最適なケアプランの作成技術の向上を支援するために、研修会の開催やケアプランチェック等を強化します。また、困難事例等に対するアドバイスなどを行う地域包括支援センターの充実を図り、ケアマネジメントの質の向上を目指します。

(4) あんしん介護創造事業

市民ボランティアによるあんしん介護相談員の相談体制の強化を図るとともに、相談員の円滑な業務の遂行を支援します。また、介護保険サービスの利用者が安心してサービスを受けることができるように、サービス事業者等の情報を公表していきます。

3 生きがいつくりの促進

シルバー人材センターをはじめ、公共職業安定所や生涯学習施設などが連携し、高齢者のさまざまな社会参加の機会の拡充と、高齢者が持つ技能や豊かな経験等を生かした就労などによる生きがいつくりを促進します。

第3章 次世代育成の支援

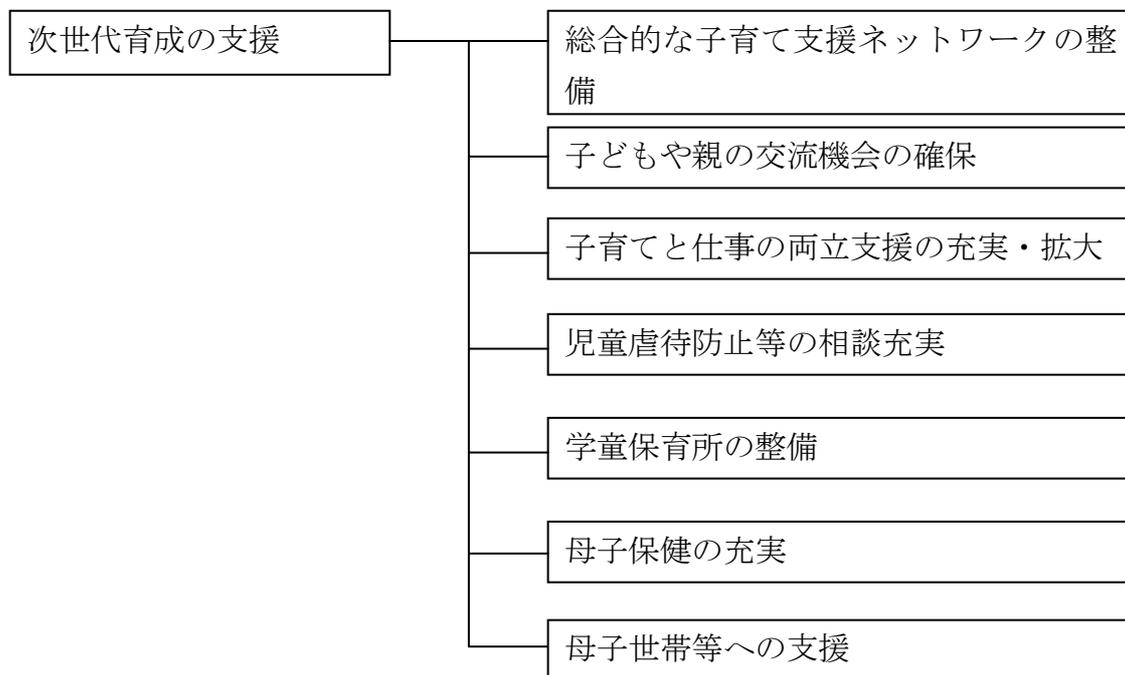
【現況と課題】

- 子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化、都市化等により大きく変動しています。また、急速な少子化の進行は、今後わが国の社会経済全体に深刻な影響を与える懸念から、国、地方公共団体、企業等が一体となって総合的な取組みを積極的に推進するための、次世代育成支援対策推進法が平成15年に制定されました。
- これまで本市では、「いきいき子どもプラン」に基づき、子育て環境の充実を推進してきましたが、国の動向を受け、平成16年度に「次世代育成支援行動計画（いきいき子どもプランⅡ）」を策定し、家庭、学校、地域、企業、行政等がそれぞれの役割のもと、一体となってすべての家庭に対する子育て支援を推進しています。また、この計画に掲げているさまざまな事業を効果的かつ効率的に推進するため、子どもの福祉と保健に関する業務を一体的に取り組む体制を整備しました。
- 本市にある22か所の保育所では、社会環境の変化に伴い多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するとともに、子育てに関する悩み相談への対応も行い、子育てと仕事の両立を支援しています。また、本市には現在学童保育所が11カ所あり、放課後児童の健全育成を図っています。
- 価値観の多様化やライフスタイルの変化、社会経済状況や生活環境の変化などに伴い、離婚等による母子世帯等が増加しています。母子世帯及び寡婦世帯は、生計、労働、医療、住宅などの経済的基盤が弱く、生活の安定と自立支援が必要です。また、母子・父子世帯の子育て等における問題の把握と支援方策の検討が必要です。

【基本方針】

「次世代育成支援行動計画」に基づき、すべての子どもたちが生き生きと輝いて成長し、すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てをすることができるよう、子育て支援を総合的、計画的に推進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 総合的な子育て支援ネットワークの整備

児童相談所や保育所、幼稚園、子育て支援センターなど、既存の子育て支援機能が持つさまざまなネットワークとの連携を強化していくことで、子育て支援のためのネットワークの整備を推進します。

2 子どもや親の交流機会の確保

乳幼児をもつ親の不安解消や親子がいつでも気軽に交流することができる場所として、既存の施設を活用しながら、子育て相談や親同士、子ども同士の交流ができる機能を充実させます。

3 子育てと仕事の両立支援の充実・拡大

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して延長保育、一時保育、障害児保育、病後児保育、ファミリーサポートセンターなどの子育てと仕事の両立支援の充実・拡大に努めます。

4 児童虐待防止等の相談充実

児童虐待などの防止や子育て世帯等の抱えるさまざまな問題を解決するため、

関係機関との連携を図りながら、児童家庭相談室における相談、指導の充実を図ります。

5 学童保育所の整備

学校施設や民間施設などの活用を検討しながら、学童保育所整備方針に基づき整備を推進します。

6 母子保健の充実

健康診査や育児支援事業、保健指導等により、疾病や障害を早期発見し療育につなげるとともに、家庭の養育力の支援を図り、母子の健康の保持増進に努めます。

7 母子世帯等への支援

母子世帯等の生活の安定と自立に向けて、児童扶養手当の給付、母子家庭等医療費の助成、母子寡婦福祉資金の活用、さらに、高等職業訓練促進支援事業による就業支援を推進します。また、母子世帯等の抱えるさまざまな問題を解決するため、関係機関との連携を図りながら、母子自立支援員等の配置を検討する等、相談・指導の充実に努めます。

第4章 障害者の自立支援

【現況と課題】

- 障害のある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、国においては、障害者の自立と社会参加の促進を図るため法律や制度等の整備が図られています。平成15年4月には障害福祉制度の一部が、従来の措置制度から支援費制度に移行し、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する制度になりました。また、平成17年10月には障害者自立支援法が成立し、今後はサービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類にかかわらず共通の制度による福祉サービスの提供を行うことになりました。

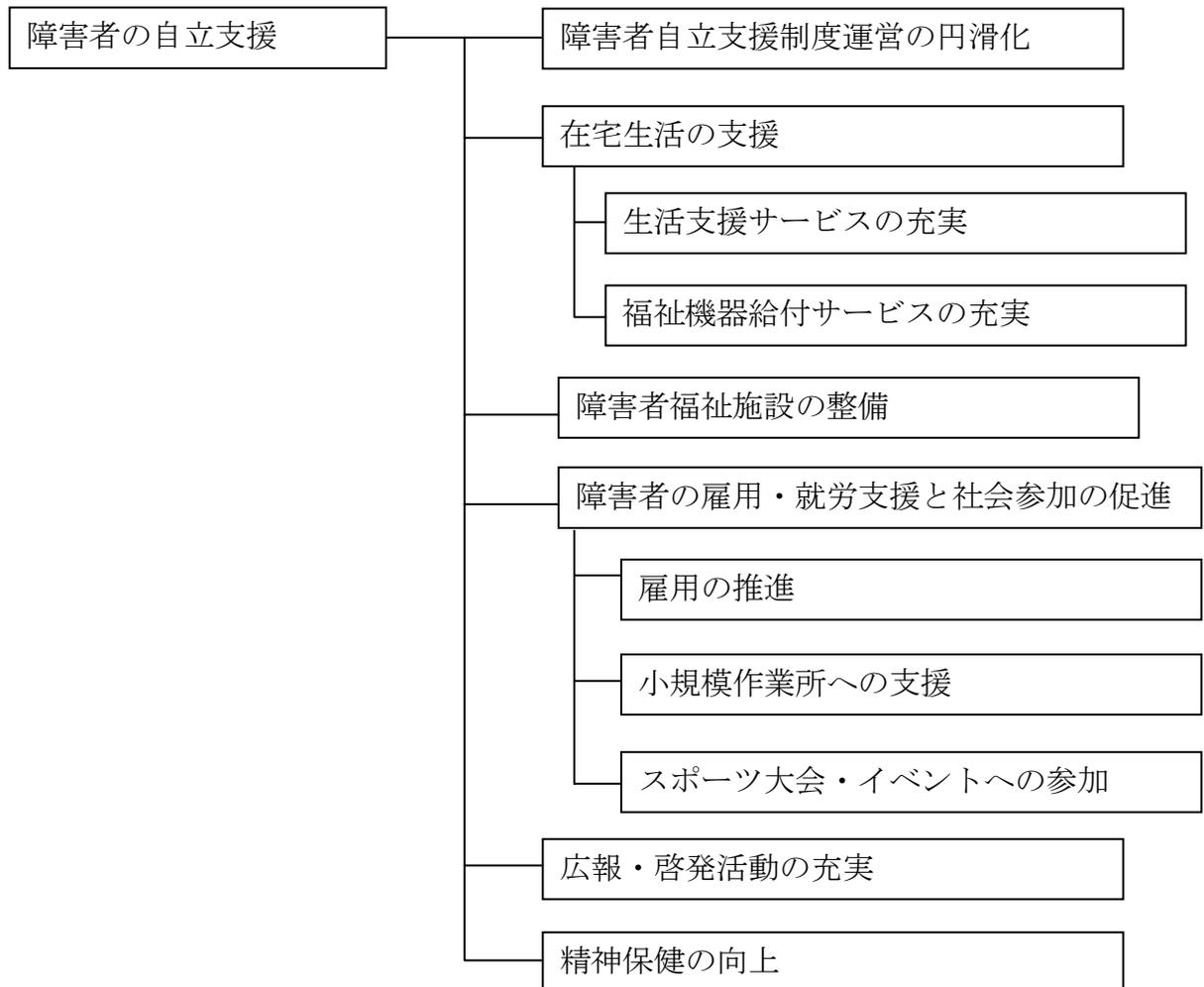
- このような国の動向を受け、「障害者長期行動計画」の見直しを行うなど、障害保健福祉施策の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。また、障害者自立支援制度の円滑な導入を行うために、3障害（身体、知的、精神）の一元的なサービス体系の確立や、地域におけるサービス提供体制等の整備が課題となっています。

- 施設福祉から在宅福祉へという流れの中、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることを支援するサービスを充実し、在宅福祉に重点を置いた事業の拡充が必要となっています。また、障害者が自立した生活を送るためには、安定した収入を継続的に得ることが必要であることから、雇用の場の確保が課題となっています。

【基本方針】

障害者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるように、新しい障害者長期行動計画に基づき、多様化するニーズに応じた在宅福祉サービスの推進や雇用機会の創出に努めるとともに、障害や障害者に対する市民の理解を深め、障害者の自立と社会参加を促進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 障害者自立支援制度運営の円滑化

障害者が支援の必要度に応じて、公平に障害福祉サービスを利用できるように、障害程度区分認定に係る認定調査や審査会による審査、判定などのニーズに対応した支援を効果的に実施するための仕組みを制度化し、制度運営の円滑化を図ります。

2 在宅生活の支援

(1) 生活支援サービスの充実

障害者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスやコミュニケーション支援、移動介護の拡充、障害児を一時預かる障害児放課後等対策事業の推進など、在宅福祉に重点をおいた事業を拡充します。

(2) 福祉機器給付サービスの充実

障害者の日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスを充実します。

3 障害者福祉施設の整備

在宅生活が困難な障害者の通所・入所施設の整備促進を図るとともに、グループホームなどの在宅系施設の整備や障害者のニーズに応じた施設の整備に努めます。

4 障害者の雇用・就労支援と社会参加の促進

(1) 雇用の推進

公共職業安定所や関係機関と連携を図りながら、地域障害者就労支援事業を推進し、障害者の福祉的就労から雇用への移行の一層の促進を図ります。また、障害者雇用納付金制度の活用や在宅就業障害者に対する支援を行い、障害者の就業機会の拡充を図ります。

(2) 小規模作業所への支援

就労することが困難な障害者に対し、授産指導・生活指導を行う小規模作業所の運営を支援することにより、障害者の日中活動・就労の場を確保し、障害者の自立と社会参加を促進します。

(3) スポーツ大会・イベントへの参加

障害者のスポーツ大会、各種教室、その他イベント等への参加を促進し、障害者の自立と社会参加を推進します。

5 広報・啓発活動の充実

広報・啓発活動の充実により、障害者に対する市民の認識や理解を深め、障害者福祉を推進します。

6 精神保健の向上

精神障害者への医療や保護を通じて、社会復帰と自立、社会経済活動への参加の促進に必要な支援を行い、精神障害者の福祉の増進に努めます。また、市民の精神的健康の保持並びに増進に努め、精神保健の向上を図ります。

第5章 勤労者福祉の向上

【現況と課題】

- わが国経済はバブル崩壊後の景気低迷を抜け出したと言われてはいますが、なお楽観できる状態ではなく、長期的に景気回復を目指す取組みが進められています。本市の雇用失業情勢についても依然として厳しい状況が続いています。
- 本市には多くの中小企業があり、中小企業勤労者、未組織勤労者の福祉の向上に努めるとともに、高年齢者や女性の就業援助等を図ることが課題となっています。また、厳しい雇用情勢の下、若い世代を中心に就労の不安定化や、親への依存が長期化するなど社会的自立の遅れが新たな課題となっています。
- 雇用対策については、国・県、企業、労働団体等と連携し、大牟田市雇用問題協議会、大牟田公共職業安定所産業雇用連絡協議会等において、広域的な雇用機会の創出等に取り組んでいます。経済環境等の悪化により発生する離職者の対策を組織的に迅速、柔軟に対応することが求められています。
- 雇用開発センターについては、公共施設の管理運営の受託や独自事業に取り組みながら、高齢者、障害者及び母子家庭に対する雇用の開発と促進を図っています。しかし、60歳定年制の施行や年金受給開始年齢の引き上げなど、設立当時と比べ社会情勢や国の制度等が大きく変化したことから、雇用開発センターのあり方についての見直しが必要となっています。

【基本方針】

若い世代や高年齢者など、あらゆる世代が働きやすい職場環境の確保に努めます。また、企業誘致、産業の振興を推進するとともに、国や県、関係機関等と連携して、雇用対策を促進します。

【施策の体系】



【主要施策】**1 勤労者福祉事業の推進**

関係機関と連携して、労働条件等の問題に関する相談の充実に努め、高年齢者や女性、若い世代の就業援助、若年者や障害者の就労支援を図るとともに、就業環境の整備に関する啓発活動を推進します。また、中小企業勤労者を対象に、生活資金などの融資制度の充実に努め、生活の安定と福祉の向上を図ります。

2 雇用対策の促進

大牟田市雇用問題協議会、大牟田公共職業安定所産業雇用連絡協議会等の活動の充実に努め、企業誘致等の地域産業の活性化施策と連動し、雇用対策の促進に努めます。

第6章 健康づくり

第1節 健康づくりの推進

【現況と課題】

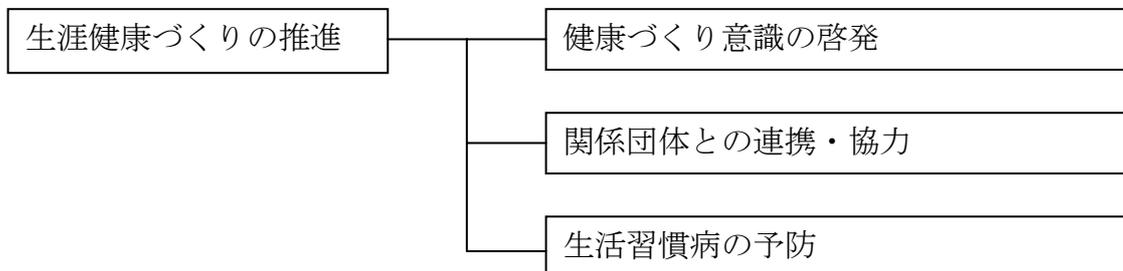
- わが国は、生活環境の改善や、医学の進歩により、世界有数の長寿国となりました。しかし、その一方で、急速な高齢化とともに生活習慣病の増加などが深刻な社会問題となっています。このため、国においては、平成12年に壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現することを目的とした21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）が提唱され、国民一人ひとりの健康の向上に関する取組みを支援しています。また、平成17年10月に示された医療制度改革試案では、生活習慣病の予防を国民運動として展開することなどの方針が示されています。
- 本市は、全国平均を10年以上も上回るスピードで高齢化が進行しています。そのため、健康よろず相談や筋力トレーニングなど的高齢者の健康維持への取組みを推進しています。また、平成11年度に「ウエルネスおおむた21～健康づくり推進基本計画～」を策定し、子どもから高齢者までのすべての市民が、その生涯を通じて生き生きと充実した生活を営むことができるように、生活習慣や体力面などの健康課題の解決に向けた意識の啓発や健康づくりを支援する取組みを推進しています。
- 健康寿命の延伸を図るためには、わが国の死亡原因の約6割を占める生活習慣病（がん、脳卒中、心疾患など）の発症予防と、早期発見のための健康診査や健康教育などの保健事業の充実強化が求められています。
- 人々が心身の健康をコントロールし改善できるようにするプロセスには、自身の主体的な取組みだけでなく、周囲の支援や制度、環境の整備を行うことが必要です。このため、健康づくりにおいては、保健、医療、福祉、教育、環境、産業等さまざまな分野の団体との連携・協力が求められています。

【基本方針】

「ウエルネスおおむた21」に基づき、一人ひとりが生活習慣病の予防に努めるとともに、市民と行政の協働による健康づくり関連事業の充実を図り、市民の生

涯健康づくりを推進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 健康づくり意識の啓発

市民とともに健康づくりを推進するために、ウェルネス大牟田推進会議を中心に健康づくりに関する情報誌の発行や広報紙による情報提供、市民やNPO、市民団体等が実施する健康づくり関連事業の支援などを行い、市民一人ひとりが元気で生涯を過ごすための意識啓発への取組みを充実します。

2 関係団体との連携・協力

健康づくり市民大会の実施主体である大牟田地域健康推進協議会との連携を図り、保健、医療、福祉、教育、環境、産業等のさまざまな分野において関係団体との連携・協力を推進します。

3 生活習慣病の予防

健康診査や健康教育、栄養指導などの保健事業を推進するとともに、生涯を通じた健康づくり事業を福祉や教育、産業など、さまざまな分野と連携し実施することにより生活習慣病予防に努めます。

第2節 保健・医療

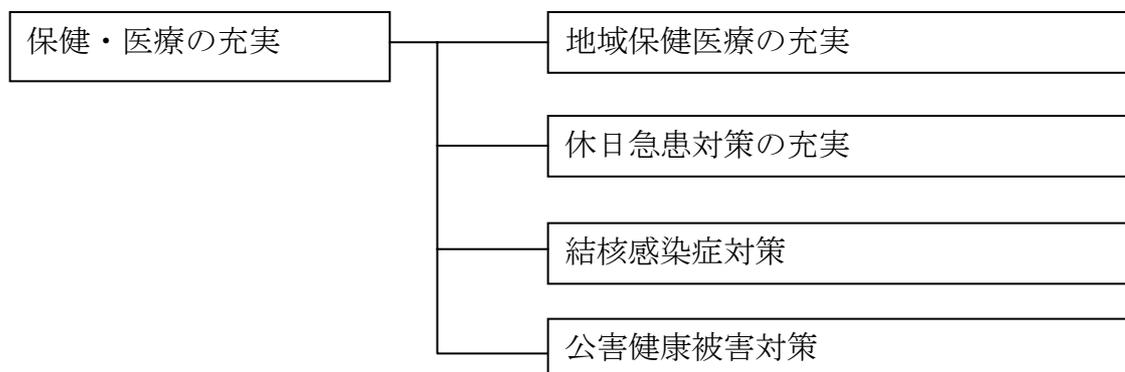
【現況と課題】

- 急速に進む高齢化や慢性疾患の増加による疾病構造の変化など、保健・医療を取り巻く状況は日々変化しており、市民の保健・医療に対するニーズも多様化、高度化しています。また、市民が健康で安心した生活を過ごせるように、一人ひとりの健康づくりと疾病の予防を目的とした保健医療体制づくりも求められています。
- 本市の医療機関は、現在、病院 25 か所、一般診療所 147 か所、歯科診療所 82 か所あり、医療水準に対する市民の満足感の高い傾向ですが、将来にわたる在宅医療の推進、地域医療の一層の充実が課題となっています。
- 休日急患対策では、現在、一次救急医療から三次救急医療までのそれぞれが、医療機能に合わせて的確に対応しています。今後もこのような地域医療システムの連携を充実する必要があります。平成 14 年度から開始した平日時間外小児急患診療制度については、診療件数が年々増加（平成 16 年度、2,232 件）するとともに、近隣市町からの患者も全体の 17.8%を占め、医師の確保と制度の円滑な運営に努める必要があります。

【基本方針】

高齢化の急速な進展や慢性疾患の増加による保健・医療の充実が求められる中、市民が健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携の下、地域における保健・医療の充実に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 地域保健医療の充実

保健・医療・福祉の連携を基盤とした有明地域保健医療計画や老人保健福祉計画を推進するとともに、保健所の専門的・技術的な機能を生かしながら、市民の健康を守る地域保健医療の充実に努めます。

関係機関との連携を図りながら市民に身近な医療を行う、かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着を促進します。

医療機関に関する情報を収集・公開することにより、身近な医療から高度医療までの地域医療体制の充実に努めます。

2 休日急患対策の充実

各医療機関及び関係団体の協力を得て、平日時間外小児急患診療や休日急患対策の維持、強化を図ります。

3 結核感染症対策

結核及び感染症の正しい知識の普及啓発に努めるとともに、早期発見及び感染の拡大防止に努めます。

4 公害健康被害対策

公害健康被害者の健康の回復・保持のための保健福祉事業を実施します。また、ぜん息等の発症を予防するため、市民に対する健康被害予防事業を推進します。

第7章 市立総合病院

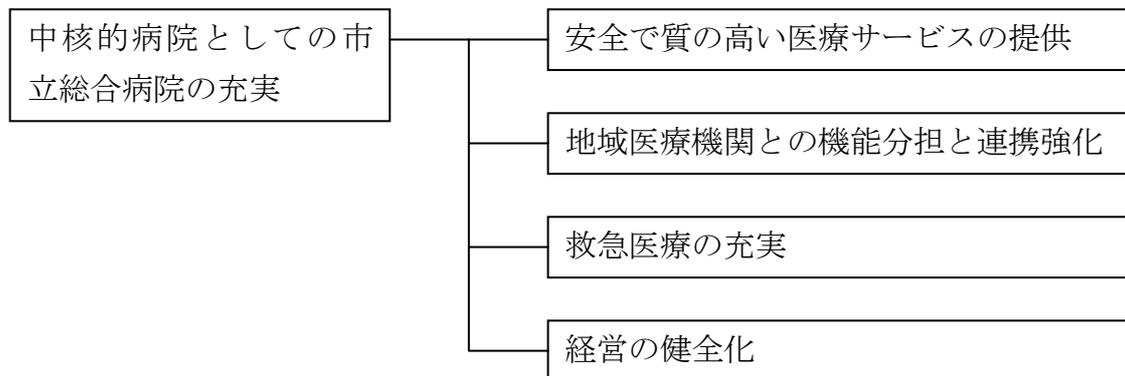
【現況と課題】

- 今日、少子・高齢化の進展、疾病構造の変化、医療技術の進歩・高度化や医療情報の普及などに伴い、医療ニーズは多様化、高度化しています。これまで市立総合病院は、公的医療機関として地域医療の発展や市民の健康を守るため、一般医療はもとより、高度・特殊医療を担ってきました。また、実質的な救命救急センターのサブセンターとしての役割や厚生労働省による地域がん診療拠点病院に指定されるなど、福岡県南部地域から熊本県北部地域までの周辺地域一帯の中核的な病院として、地域医療水準の向上に努めています。
- 市立総合病院は、平成15年度に第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構により、医療機能の質に対して一定レベル以上であるとの評価を受けました。今後も機能の維持と向上に努めていかなければなりません。また、高度医療等地域に不足している分野の強化、救急医療と急性期医療の充実や、生活習慣病対策の拡充、病診連携の推進など、将来にわたる医療ニーズへの対応が必要となっており、地域における医療技術の向上と医療供給体制の確立を図っていくことが課題となっています。
- 一方、新病院建設以来、平成16年度までは赤字決算続きで累積赤字が膨らみ、経営の健全化が大きな課題となっています。平成15年には、「経営改善3ヵ年計画」を策定し経営改善に向けての取組みを進め、その結果、平成17年度の収支は改善する方向にあります。しかし、今後の医療制度改革等により厳しい収支環境も見込まれる中、より一層の改善を図る必要があることから、現在新しい経営改善3ヵ年計画の策定を進めています。また、患者に信頼される病院づくりを目指しながら、公共性と経済性の両立が確保できる経営形態について検討する必要があります。

【基本方針】

地域の医療機関と連携を図り、地域の中核的病院として市民に安全で質の高い医療サービスを提供し、地域完結型の医療を目指すとともに、救急医療及び救急を含めた母子医療などの充実に努めます。また経営の健全化と経営基盤の確立を図ります。

【施策の体系】



【主要施策】

1 安全で質の高い医療サービスの提供

安全で質の高い医療サービスを提供するため、医療安全管理体制の充実や高度医療機器の整備充実を図るとともに、医療技術向上のため教育、研修の充実に努めます。

2 地域医療機関との機能分担と連携強化

地域の医療機関との連携を図り、役割に応じた医療を効果的・効率的に発揮し、地域内で患者を診ることのできる地域完結型の医療を目指します。また、災害拠点病院並びに地域がん診療拠点病院として、地域医療の充実に努めます。

3 救急医療の充実

医師会や関係機関と連携を図りながら、救命救急サブセンターとしての機能を強化し、救急医療及び救急を含めた母子医療などの充実に努めます。また、地域の救急医療の充実のため、医療従事者や救急救命士に対する教育に努めます。

4 経営の健全化

地域の中核的病院として、地域医療のニーズに合わせた質の高い医療サービスを提供できるように機能の充実を図りながら、新しい経営改善3ヵ年計画に基づき経営の健全化に努め、経営基盤の確立を図ります。

第8章 社会保障

【現況と課題】

- 国民健康保険制度は、医療の普及、保健の向上、生活の安定に資するため、相互扶助の精神に基づき、保険給付を行う社会保障制度の中核となるものです。しかし、少子・高齢化の急激な進展、疾病構造の変化、医療技術の高度化による医療費の増大等により、財政基盤の脆弱な国民健康保険事業の運営を圧迫しています。現在、国会で審議予定の関連法案においては、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするために、①安心・信頼の医療の確保と予防の重視 ②医療費適正化の総合的な推進 ③超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現等を基本とした改革の考え方が示されています。
- 本市の国民健康保険事業は、長引く地域経済の低迷の中で保険税の伸びが期待できない反面、医療費は年々増加傾向にあることや、被保険者に高齢者・低所得者を多く抱えていることから依然として厳しい運営状況にあります。また、本市の被保険者1人当たりの医療費は、全国的にも高い水準にあります。そのため、平成5年度から高医療費指定市町村の指定を受け、健康づくり事業等を推進しています。
- 国民年金制度は、高齢期の生活の柱として重要な位置づけにあります。平成16年度に年金制度の改革が行われ、国民皆年金を堅持し、現役世代の負担をできるかぎり抑えるよう配慮しながら、基礎年金に対する国庫負担割合の引き上げや、将来の保険料水準を明らかにし、長期的に給付と負担の均衡を図っていくこととされました。しかし、少子化による人口減少や高齢化、長引く経済の低迷、年金制度に対する不信感、老後の受給額に対する不安感等から未納者が増加し、年金制度に対する不信感は特に若年層に広がっています。
- 老人保健制度は、市民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を目的としています。本市の老人医療対象者1人当たりの医療費は県内でも高い水準にあるため、医療費の適正化を図る必要があります。
- 生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長す

ることを目的としています。本市の生活保護世帯は、全国的な不況に加え、地域経済の疲弊や医療制度の改正等により、平成9年度以降増加傾向にあります。

【基本方針】

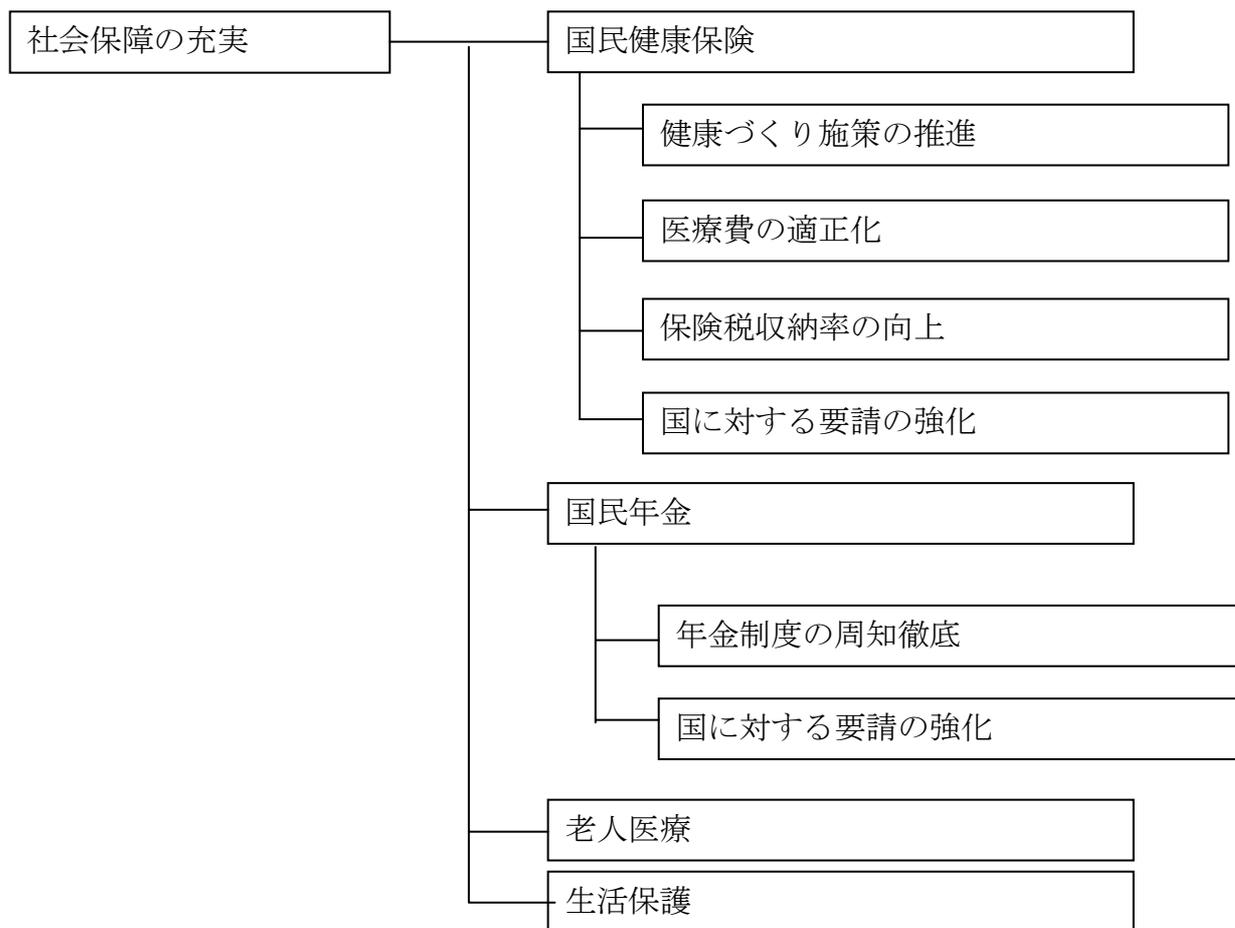
国民健康保険事業の安定化を図るために、健康づくりを総合的に推進し医療費の適正化と収納率の向上を図るとともに、医療保険制度の抜本的改革を国に要請します。

国民年金制度の周知を図り、無年金者の発生防止に努めます。また、国に対しては、年金制度の充実、改善を要請します。

老人医療については、老人保健事業の健全な運営に資するため、老人医療費の適正化に努めます。

生活保護制度については、制度の趣旨を十分に踏まえ、被保護者の的確な状況の把握のもと、自立を助長し、保護の適正実施に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 国民健康保険

(1) 健康づくり施策の推進

保健、医療、福祉との連携により、市民の健康に対する意識の高揚に努め、生活習慣病を中心とした疾病の予防、早期発見、早期治療などの保健事業を拡充します。

(2) 医療費の適正化

レセプト点検の充実・強化及び医療費通知等の適正化特別事業を推進します。

(3) 保険税収納率の向上

負担の公平の見地から、収納対策事業を強化し、収納率の向上に努めます。

(4) 国に対する要請の強化

国民健康保険制度の安定的な事業運営の確保と健全財政を図るため、国庫負担の拡充強化、給付と負担の公平を図る医療保険制度の抜本的改革等を国に要請します。

2 国民年金

(1) 年金制度の周知徹底

国民年金制度の周知を図ることにより、納付意識の向上を促すとともに、未加入者の加入促進に努めます。

(2) 国に対する要請の強化

年金制度の充実、改善に向けて、国に対して要請していきます。

3 老人医療

老人医療の健全運営のため、レセプト点検の充実・強化を図り、医療費通知の実施等により医療費の適正化を図ります。

4 生活保護

生活保護の実施にあたっては、被保護者の的確な状況の把握に努め、他の法律や制度の活用、公共職業安定所との連携による就労支援を中心とした自立支援プログラムの導入をはじめ、被保護者の自立を助長し保護の適正実施に努めます。

第9章 人権の尊重

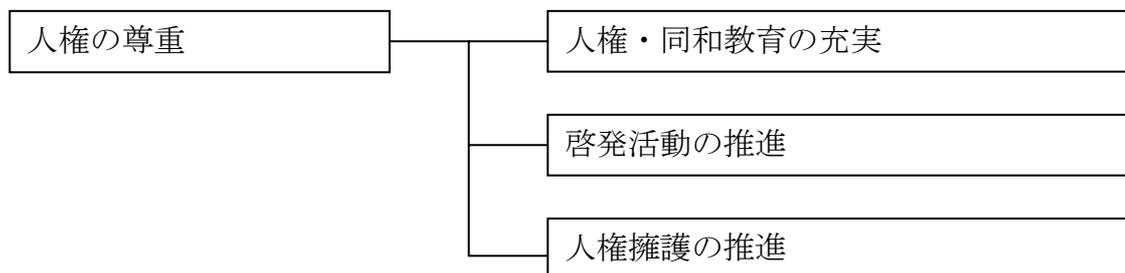
【現況と課題】

- 基本的人権の尊重は、すべての人々の願いであり、普遍の目標です。今日、人権尊重の動きは国際的潮流となっており、国連総会においては「世界人権宣言」の採択に加え、平成6年には人権教育のための国連10年が決議されました。これを受けて国においては、国内行動計画を定める一方、平成9年に人権擁護施策推進法、平成12年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を施行し、人権尊重への理解を深めるための教育及び啓発等の推進が図られています。
- 本市では、人権の尊重される明るく住みよい地域社会を実現するため、あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例を制定しました。また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念に基づき、平成13年には、人権教育・啓発推進本部を設置し、「人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発にかかる施策の総合的かつ効果的な推進に努めています。
- 今日、情報化の進展に伴い、インターネットを利用した新たな差別や人権侵害なども発生しており、対策が求められています。人権問題の総合的な解決には、「人権教育・啓発」と「人権救済」の二つが人権尊重社会確立における車の両輪と言われており、人権擁護の観点からも、関係機関との連携や相談体制の充実が求められています。

【基本方針】

あらゆる人権問題の解決に向けて、「人権教育・啓発基本計画」に基づき人権教育・啓発を総合的に推進するとともに、人権擁護等の相談体制の充実を図り、すべての人がお互いの人権を認め合い尊重し合う社会の構築を目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 人権・同和教育の充実

学校教育や社会教育における人権尊重のための、体系的な人権・同和教育の推進を図るとともに、人権・同和教育研究協議会と連携しながら、広く市民を対象にした学習会や研修会等を開催するなど、人権・同和教育の充実に努めます。

2 啓発活動の推進

市民一人ひとりがあらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題としてとらえ、偏見や差別をなくす取組みを推進するために、人権・同和教育問題啓発推進協議会や人権・同和教育研究協議会をはじめ、学校、地域、職域等における諸団体との連携による人権尊重社会の実現を目指した多様な啓発活動を推進します。

3 人権擁護の推進

人権問題を総合的に解決するために、人権侵害、救済等の観点から相談体制の充実を図り、関係機関との連携により人権擁護の推進に努めます。

第5編 教育文化の向上

第1章 生涯学習

【現況と課題】

- 高齢化の進行、教育水準の向上、余暇時間の増大等社会の成熟化に伴う市民の学習意欲の高まりや心の豊かさと生きがいの追求から、生涯学習が広く進展してきました。生涯学習は、学校教育、家庭教育、社会教育など人の生涯を通じた幅広い機会に行われるものです。本市においては、市民主導による生涯学習まちづくりの推進と、社会教育の充実に取り組んできました。

現在では、個人的な興味、関心、希望などを充たす学習だけでなく、社会にとって必要なことへの関心が高まっています。社会の発展を図るためには、社会に共通の課題にも取り組み、学んだ成果を社会的に生かす取組みが求められています。

- 本市では、「生涯学習まちづくり推進基本構想」に基づき、いつでも、どこでも、誰でも楽しく学習でき、その学んだ成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指した取組みが進められています。

これまで、市内の各界各層の団体等で組織する生涯学習まちづくり推進本部では、学習情報の収集・提供や学習活動の発表の場の提供、学んだことを社会に生かす仕組みづくりの推進に向けて、マナビーズギャラリー事業や、「学び隊！広げ隊！」等、各種事業に取り組んできました。

また、生涯学習支援機能を充実させるため、大牟田南高等学校跡の施設を有効活用して生涯学習支援センター等複合施設（仮称）を整備することとなりました。早期の整備と機能発揮が期待されています。

- 社会教育においては、環境問題や情報リテラシーの習得など、社会の変化に対応するための学習機会の提供に努めてきました。今後も、ボランティアの養成や地域交流など、時代に即した社会性の高い学習機会のさらなる充実が必要です。

公民館については、七地区公民館構想に基づき、市民の身近な学習活動の拠点として整備してきました。平成14年には施設が老朽化していた三川地区公民館を新築移転し、構想の総仕上げとなりました。これからは学習活動だ

けでなく、ボランティア活動や地域活動の拠点としての役割がますます重要視されています。

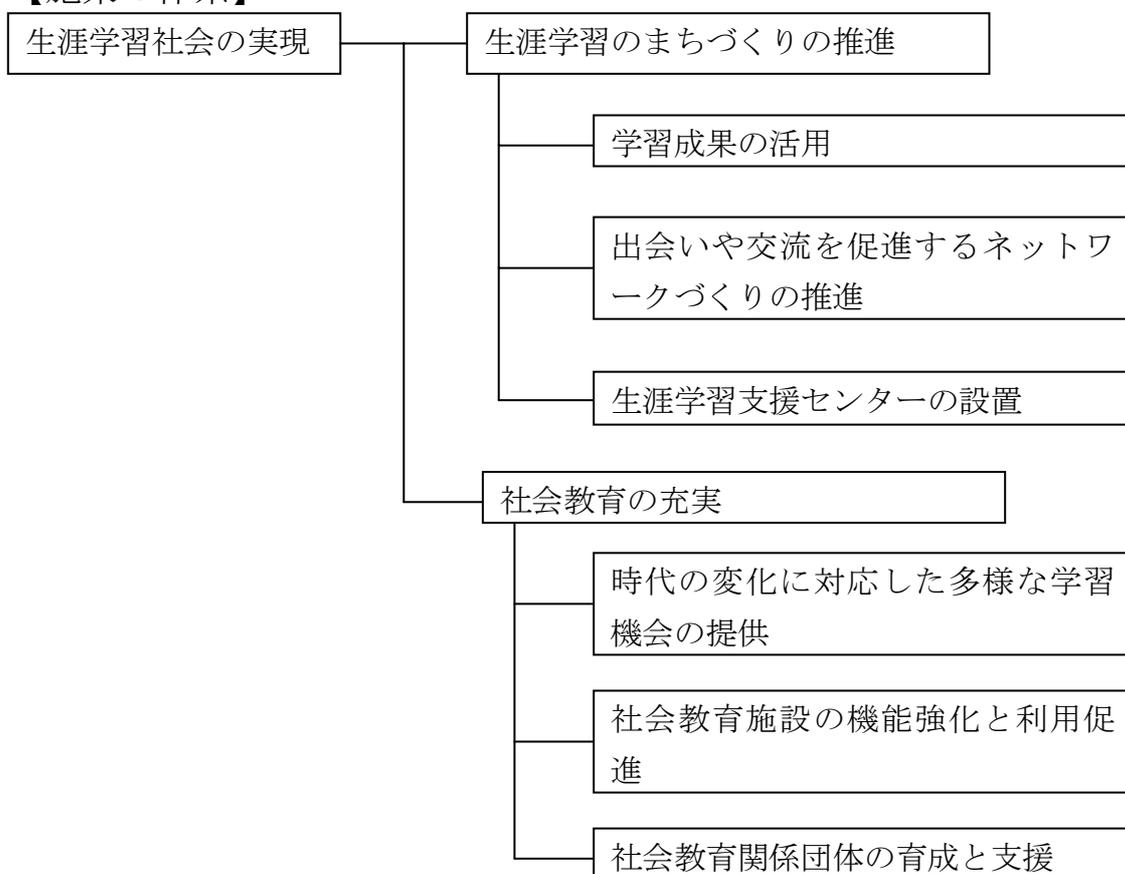
図書館では、多様な市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、図書システムを構築し、情報化の推進を図ってきました。また、全国的な読書離れが問題になる中、乳幼児期からの読書活動を促進するため、読書ボランティアグループの立ち上げやネットワークづくりに取り組んでいます。

- 本市の高齢化の進行にあわせて、社会教育関係団体の会員の高齢化も進んでいます。後継者の育成など、これらの団体の活性化はもちろん、社会の変化に対応した新たな課題に取り組む団体の育成が求められています。

【基本方針】

いつでも、どこでも、誰でも楽しく学習することができ、その学んだ成果を地域や社会に生かせる生涯学習社会の実現に資するため、生涯学習のまちづくりと社会教育の充実に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 生涯学習のまちづくりの推進

(1) 学習成果の活用

個人や団体が生涯学習社会の形成に主体的に参画できる環境を整備するため、学んだ成果を地域に生かせる仕組みをつくり、活動の場と機会の充実に努めます。

(2) 出会いや交流を促進するネットワークづくりの推進

マナビイズおおむた（賛同団体）をはじめとする団体や各機関、企業などとの連携・調整を図りながら生涯学習に関する情報を効果的に収集し、広く提供することにより、学習している人やサークル同士の出会いの場や交流の仕組みづくりに努めます。

(3) 生涯学習支援センターの設置

施設の集約による生涯学習支援機能の充実に努めるため、大牟田南高等学校跡を活用し、「生涯学習支援センター等複合施設（仮称）」を設置します。

2 社会教育の充実

(1) 時代の変化に対応した多様な学習機会の提供

急激な社会の変化に対応するため、団体、企業等との連携を深めながら、ボランティア養成や地域のコミュニティなど解決すべき課題についての学習機会の充実に努めます。

(2) 社会教育施設の機能強化と利用促進

公民館や図書館などの社会教育施設においては、市民の学習の場、成果発表の場を確保し、学習成果の社会への還元を支援するため、情報提供や相談、ボランティアの育成など機能の充実に努め、利用の促進に努めます。

特に、地区公民館では、ボランティア活動や地域活動の拠点として、地域に密着した取組みを進め、その拠点性を高めていきます。

また、運営については、民間活力等の導入による効率化を進めます。

(3) 社会教育関係団体の育成と支援

社会教育関係団体の自主的な活動を促進し、社会教育の振興を図るため、情報提供・相談、指導者の養成を行います。また、高齢者が持つ豊富な経験や知識を生かした活動を奨励するとともに、団体の育成と支援に努めます。

第2章 青少年の育成

【現況と課題】

- 青少年については、基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、体力が低下している、自制心や規範意識が十分に育っていないなど、様々な課題が指摘されてきました。このため、国においては、学校教育の改革とともに、家庭や地域社会の教育力の再生を目指し、社会全体で青少年を育てる環境の整備が進められてきました。

しかしながら、生活習慣の乱れや体力の低下などが依然として大きな課題となっており、特に、青少年の学ぶ意欲や自主的、主体的に取り組む姿勢に課題があるとされています。

- 本市では、平成14年3月に「“子育て”支援プラン21～完全学校週5日制の円滑な実施に向けて～」を策定しました。同プランに基づいて、土曜日を中心に子どもに体験活動の場を提供する地域での子どもの居場所づくり事業や子ども講座など、子どもたちの生きる力を育むさまざまな事業を進めてきました。

また、これを受けて発展させた「おおむたっ子育成計画」では、①地域全体で子どもの成長を喜び見守る環境の整備、②子どもたちへのさまざまな体験活動の機会や場の提供、③家庭教育への継続した支援、④高齢者の持つ知識や技術・経験を子どもたちの育成のために生かす、の4つの視点を掲げたところです。青年教育も含めた体系化を図り、より総合的な青少年育成事業を推進していく必要があります。

- 青年の家、リフレッシュおおむたでは、青少年の健全育成のため野外活動や自然体験などの体験活動をはじめ、指導者や施設ボランティアの養成等、各種事業に取り組んできました。今後さらに体験活動を充実させる必要があり、地域住民、ボランティアの協力や専門性を持った団体との協働が一層重要になります。

青年の家については、青少年教育や次世代育成支援の展開など多目的な活用が求められています。

- 少年センターでは、青少年の問題行動の早期発見と未然防止のため、公園、ゲームセンター、街頭等における指導活動や、ヤングテレホンによる電話相

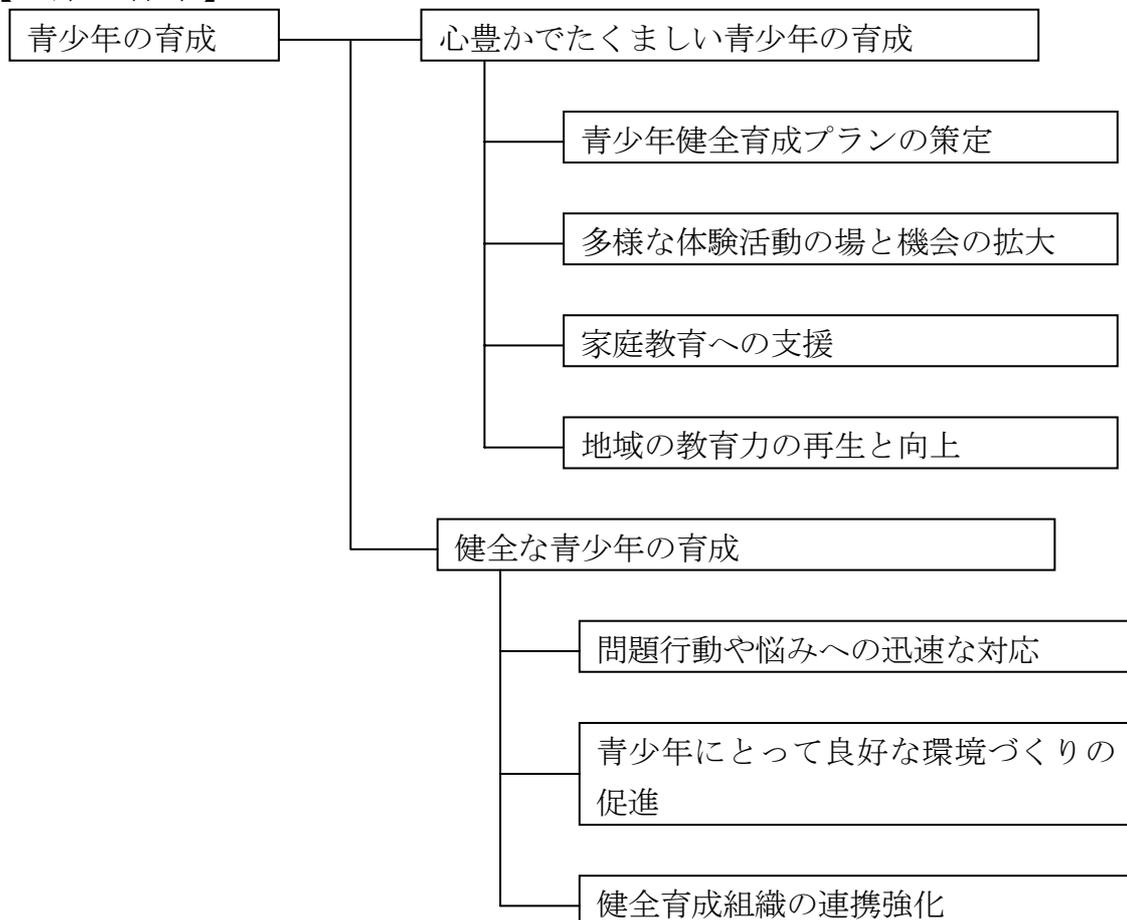
談、来所相談に取り組んできました。また、青少年にとって好ましくない環境の実態を調査し、その浄化のため店舗等に協力を要請するなどの活動とともに、広報啓発に努めています。

【基本方針】

豊かな体験活動の場と機会を拡大するとともに、家庭教育への支援や地域の教育力を再生することで、心豊かでたくましい大牟田の子どもたちの育成を目指します。

また、青少年の問題行動や悩みへの早期対応を図り、健全な青少年の育成に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 心豊かでたくましい青少年の育成

(1) 青少年健全育成プランの策定

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、心豊かでたくましく育つために、総合的な施策を検討し、「青少年健全育成プラン」を策定します。

(2) 多様な体験活動の場と機会の拡大

子どもの居場所づくり支援事業や子ども会活動の充実など、子どもの自主性や創造性を育む体験活動事業を実施します。関係団体・機関とも連携し、子どもたちの自然体験、生活体験、農業体験、集団宿泊体験などのさまざまな体験の場と機会の拡大に努めます。そのため、ボランティアの発掘、育成や団体の立ち上げと活動への支援を行います。

(3) 家庭教育への支援

子どもを持つ保護者の不安や悩みに対応する子育て講座の実施をはじめ、家庭教育に関する学習機会を提供します。各種情報提供などによる支援や啓発を図るとともに、子育てサークル等のネットワーク化や子育て支援サークルの育成など、家庭教育への支援に努めます。

(4) 地域の教育力の再生と向上

子どもが地域の中で安心して生き生きと成長することのできる環境をつくるため、市民一人ひとりがそれぞれの立場で青少年の育成に主体的に関わるよう、意識の醸成を図ります。体験活動や家庭教育の支援に関する情報の収集・提供や各種ボランティアの養成などを推進し、地域で子どもを育てる体制の整備を促進します。

2 健全な青少年の育成

(1) 問題行動や悩みへの迅速な対応

青少年の問題行動を早期に発見して適切に指導を行うとともに、相談機能の拡充により未然防止に取り組むなど、少年センターの充実を図ります。

(2) 青少年にとって良好な環境づくりの促進

さまざまなメディアを通じてもたらされる有害情報から青少年を守るため、店舗等への巡回、調査、要望・指導など社会環境の浄化活動を推進し、青少年にとって良好な環境づくりを促進します。また、シンナー等薬物乱用防止について、青少年への啓発を充実します。

(3) 健全育成組織の連携強化

「地域の子どもは地域で育む」という観点から、家庭、学校、地域、関係機関・団体が相互の連携を密にし、情報連携から行動連携へとつなげられるよう、組織

間の連携強化に努めます。

第3章 学校教育

【現況と課題】

- 小・中学校においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスをとり、児童生徒の生きる力の育成を目指して、教育内容の充実や水準の確保を図ってきました。現在、国では、教育内容のみならず教育制度まで含めた教育改革の検討が進められており、その動向に注目しておく必要があります。知識や技能のみならず、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力などを身につけるため、各学校で創意工夫を生かした特色ある取組みが進められています。
- 国際的な学力調査など各種調査の結果、思考力、読解力等の学力の低下が指摘されています。児童生徒の学力の定着状況を把握しながら教育課程や教育内容の充実、指導方法の工夫改善を行うなど教育の結果をより一層重視した教育のあり方が重要になってきています。
- 障害のある児童生徒の教育については、「特殊教育」から、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が求められています。また、関係機関との連携・協力を図り総合的な支援体制を整えていく必要があります。
- 本市では、少子化が進み全市的に児童生徒数が減少していることから、学校規模や配置に応じて再編整備を進め、学校教育環境を確保するため平成14年に「市立学校再編整備基本構想」を、平成15年に基本計画、平成16年に小学校4校を対象とした第1次実施計画を策定し、学校再編整備を推進しています。平成18年4月には三里小学校と三川小学校を再編してみなと小学校を開校します。今後は、第一次実施計画に掲げる川尻小学校と諏訪小学校再編整備の着実な推進と第二次実施計画の策定に取り組む必要があります。
- 本市の学校施設は、昭和50年代に建設された施設が多く、建築後20～30年が経過しているため、一時期に集中して改修を必要とする時期を迎えることから、計画的な改修が必要となっています。また、耐震補強を含めた大規模改造や改築により現行の耐震基準に適合させるなど、教育環境の維持と安全性の確保が課題となっています。

- 多様化した教育内容等への対応や特色ある学校づくりの推進のために、教育課程の工夫や教職員のライフステージに合わせた研修、教育内容の専門的な研修など教職員研修の充実を図る必要があります。また、本市の教育課題解決のための調査研究の充実も必要です。
- 本市では、小中学校と地域との連携を図り、地域の意見を学校運営に生かして開かれた学校づくりを推進するため、平成14年度までに全市立学校において学校評議員を委嘱しました。また、地域の貴重な財産である運動場、体育館等の学校施設を地域に開放しています。図書館、特別教室など学校施設のさらなる地域への開放が課題です。
- 教育研究所は、教育内容や指導方法の研究、教育相談に関する調査研究等を通じて、教職員研修の充実に大きな役割を果たしてきました。
地方分権が進む中、教育研究所は、多様化、高度化する教育内容に関する研修を充実させ、社会教育や家庭教育まで含めた調査研究を専門機関等との連携により充実させる必要があります。

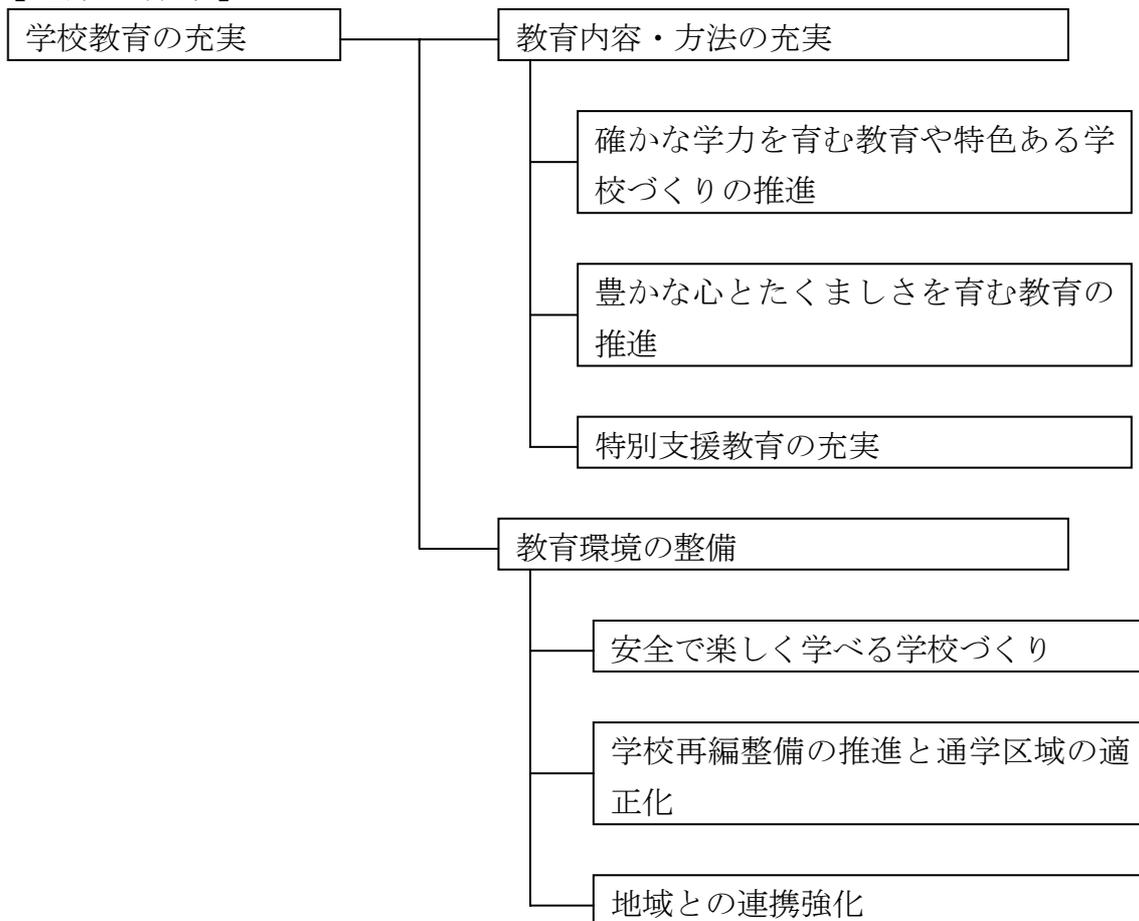
【基本方針】

確かな学力を身につけた人間性豊かでたくましい子どもたちを育成するために、児童生徒に「生きる力」を育む教育を推進します。

また、学校教育環境の整備を図るため、学校再編整備を推進します。

さらに、地域・家庭と学校との連携・交流を充実し、子どもたちの安全の確保を図ります。

【施策の体系】



【主要施策】

1 教育内容・方法の充実

(1) 確かな学力を育む教育や特色ある学校づくりの推進

確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす教育を推進するとともに、国際理解教育や情報教育、キャリア教育など社会の変化に対応するための教育内容の充実を図ります。また、地域や児童生徒の実態を生かした特色ある学校づくりを推進します。

(2) 豊かな心とたくましさを育む教育の推進

教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の中で、自然体験や社会体験活動を通じて豊かな心の育成を図ります。また、健康教育や食に関する指導の充実など、基本的な生活習慣の改善・定着を図りながら、たくましい児童生徒の育成に努めます。

(3) 特別支援教育の充実

障害のある子どもたちの個別の支援計画や指導方法等の改善・充実に努めるとともに、大牟田養護学校を特別支援教育センターとして位置付け、機能の強化を図ります。また、通級指導教室等の整備充実や交流教育事業を進めるとともに、特別支援教育に関する研修の充実に努めます。

2 教育環境の整備

(1) 安全で楽しく学べる学校づくり

教職員の指導力向上を図るための研究や研修の充実に努め、いじめ、不登校などの問題に対応できる相談体制を充実させ、楽しく学べる学校づくりを推進します。また、実践的な危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、地域と学校との連携を一層進め、子どもたちの安全確保を図ります。

学校施設については、安心・安全で良好な教育環境を確保するための整備に努めます。

(2) 学校再編整備の推進と通学区域の適正化

「市立学校再編整備第一次実施計画」に基づき、児童生徒の教育環境整備を図るため、地域住民の理解を得ながら、学校再編整備を進めます。また、その進捗状況を見ながら第二次実施計画の策定について取り組むとともに、中学校教育のあり方についても検討します。

通学区域の適正化については、地域開発等の実態を把握しながら、全市的な立場から検討を行います。

(3) 地域との連携強化

学校評議員制度を充実するとともに、教育活動や学校評価結果などの情報発信や的確な意見の把握に努め、家庭や地域と学校との連携強化を図ります。

また、地域の貴重な財産である学校施設の地域への開放を進め、地域住民の活動の場として有効活用を図ります。

第4章 高等教育

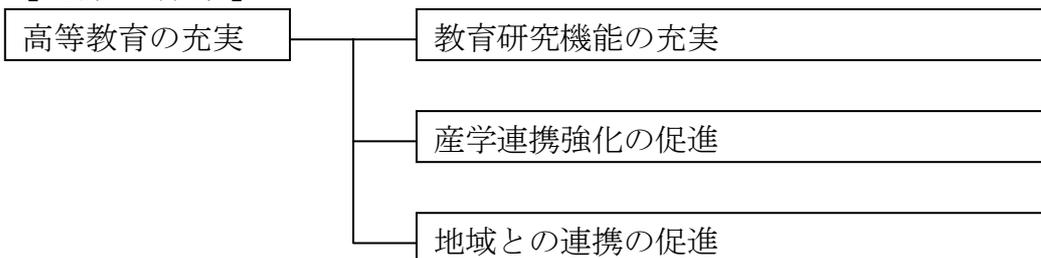
【現況と課題】

- 全国的な少子化に伴い、高等教育機関の見直しが進んでいます。国立大学・短期大学・高等専門学校等の国立大学法人化・独立行政法人化や、地域における統合、大学院重点化などをはじめとして、公立、私立の大学等でも改革が進められています。また、従来からの高度専門教育や学術研究のみでなく、地域や生涯学習との連携など、高等教育機関の役割は多様化しています。
- 本市では、平成17年に帝京大学福岡医療技術学部が新設され、4年制大学の立地が実現しました。有明工業高等専門学校では平成13年に専攻科が設置され、さらに高度な教育研究が行われるようになるなど、当地域における高等教育機関が充実してきました。
- 高等教育機関は、高度な専門教育によって優秀な人材を輩出するとともに、学術研究成果を社会に還元することで、地域の産業や市民生活の向上に寄与しています。本市では、有明工業高等専門学校地域共同テクノセンター、帝京大学福岡医療技術研究センター、福岡大学大牟田産学連携推進室の設置など高等教育機関と地域を結ぶ環境が整いつつあります。今後、さらなる充実と連携が重要となっています。
- 高等教育機関においては、施設設備や人材を活用した市民講座の開設や、各種団体への講師派遣など生涯学習への取組みや支援が行われています。また、オープンキャンパスなど市民参加型のイベント等により、地域への還元と理解促進にも取り組まれています。今後もより地域に開かれた取組みが求められています。

【基本方針】

人材育成、地域活性化等まちづくりの核となる高等教育機関に対して、時代の変化に即応した教育内容の充実を働きかけるとともに、産学連携強化を促進します。また、地域との結びつきを深め、市民の生涯学習の場としての役割の強化を促進します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 教育研究機能の充実

地域における高度な知識の集積と発展を目指し、優れた研究能力と国際性を備えた人材や学生・研究者など若者の定着が図られるよう、各高等教育機関に対して、時代の変化に即応した教育・研究機能の拡充を要請します。

2 産学連携強化の促進

帝京大学福岡医療技術学部と地域の医師会、病院、医療関連企業等との連携を促進し、介護保険施策と連携した地域医療ネットワークの形成支援に努めます。

また、環境分野や工業部門における技術開発など有明工業高等専門学校、福岡大学と地域の企業との連携を促進します。

3 地域との連携の促進

高等教育機関における市民の受講機会の創出や、人材・施設の活用による生涯学習機会の充実など地域との連携を促進します。

第5章 文化芸術

【現況と課題】

- 平成13年に制定された文化芸術振興基本法により、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら自主的、主体的に地域の特性に応じた施策を策定し、実施する地方自治体の責務が明確化されました。文化芸術には、音楽・美術などの芸術、能楽・歌舞伎などの伝統芸能、文化財をはじめ漫画、アニメーション、落語、漫才から囲碁・将棋といったメディア芸術や生活文化、国民娯楽まで含むとされており、これらの総合的な振興が求められています。

- 本市ではこれまで、九州青年美術公募展やジュニアピアノコンクールを実施するとともに、市民文化祭を開催するなど、多様な事業に取り組んできました。

平成16年には国民文化祭が福岡県で開催され、本市では、小倉百人一首かるた競技全国大会をはじめ、カルタに関する舞台芸能や美術展等に取り組み、新たな地域文化も芽生えてきました。

また、芸術・伝統芸能・生活文化などに関する民間団体による活動が盛んに行われており、音楽ホールや美術館など芸術に触れる場もつくられています。

- 黒崎観世音塚古墳が平成15年に県指定史跡に、平成17年には旧三井港倶楽部が市指定文化財、市庁舎本館が国の登録文化財となり、本市に所在する国、県、市の指定・登録文化財はあわせて45件となりました。

文化財は本市の歴史や文化を正しく理解する上で欠かせないものですが、必ずしも市民に十分に知られているとは言えません。市民への周知と、適切な保護、活用が課題です。

- 特に、本市には、わが国最大の炭鉱であった三池炭鉱に関連する多くの施設や設備が残されており、それらは、わが国を代表する近代化遺産の一つとされています。

現在、近代化遺産の保護・活用を目指す主体的な活動が、市民の間に広がってきています。市民を軸として企業や行政が協働しながら文化財の保護・活用を進める必要があります。

また、炭鉱に生きた人々の証言を映像で記録し、後世に伝えるこえの博物

館事業により、平成14年に製作された作品は、全国広報コンクールで最優秀作品に選ばれるなど高く評価されています。

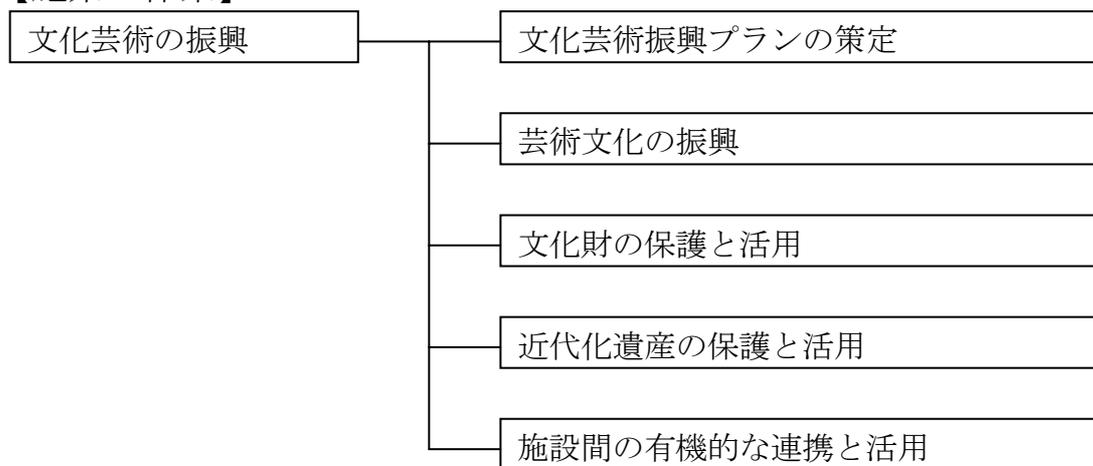
- 歴史資料館、三池カルタ記念館は、効率的な施設運営を図るため施設を統合し、三池カルタ・歴史資料館として一体的に運営することとなりました。石炭産業科学館とともに地域の歴史や文化を正確に理解し、確実に後世に引き継いでいくために、効果的に運営するとともに広く情報発信していく必要があります。

【基本方針】

さまざまな文化芸術活動が盛んに行われ、市民が生き生きと学び、表現する、文化の薫り高いまちを目指します。

また、わが国の近代化をけん引した石炭産業の歴史的遺産である近代化遺産をはじめとする文化財を保護し、市民との協働により、幅広い活用を進めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 文化芸術振興プランの策定

地域に形作られてきた文化を継承し、発展させ、新たなまちの魅力を築くために、「文化芸術振興プラン」を策定し総合的、体系的な文化芸術の振興に努めます。

2 芸術文化の振興

文化の薫り高いまちをつくるため、情報を収集・提供し、制作・発表の場や機会を提供するなど、市民自らが行う芸術文化活動の支援・促進に努めます。

また、市民の豊かな心を育むため、文化団体等と連携協力し、すぐれた芸術鑑賞等の機会の拡充に努めます。特に、児童生徒に対しては、学校と連携しながら、質の高い芸術に触れる機会の充実を図ります。

文化会館については、市内外の住民の関心が高まるような事業の充実に努め、広域交流の視点からも活用を進めるとともに、指定管理者制度の運用により、効率的な運営及びサービスの向上を図ります。

3 文化財の保護と活用

貴重な歴史的遺産である文化財の保護に努めるとともに、各種文化財の調査・研究に取り組みます。また、市民との協働により、郷土理解を深めるための見学の促進など活用を進めます。さらに、周知と啓発に努めることにより、市民の関心を高めるとともに、情報を広く発信します。

4 近代化遺産の保護と活用

国指定重要文化財・史跡である旧三池炭鉱宮原坑は保存、活用のため、施設の保存修理を行います。三池港や三川坑など三池炭鉱に関する近代化遺産は、今後とも各種事業との整合を図りながら、文化財指定・登録を進め、市民活動団体や企業等と連携して、保護と活用に努めます。

また、本市固有の石炭の歴史を的確に後世に伝えるため、こえの博物館事業で収集した映像記録の活用に努めます。

5 施設間の有機的な連携と活用

三池カルタ・歴史資料館、石炭産業科学館は本市のなりたちや歴史を学習できる施設であり、市民や市民活動団体等との協働により、民間施設とも連携を図りながら、地域の特色をより多くの市民に啓発するとともに、広く情報発信します。

また、施設の運営については、民間活力等の導入による効率化を進めます。

第6章 スポーツ

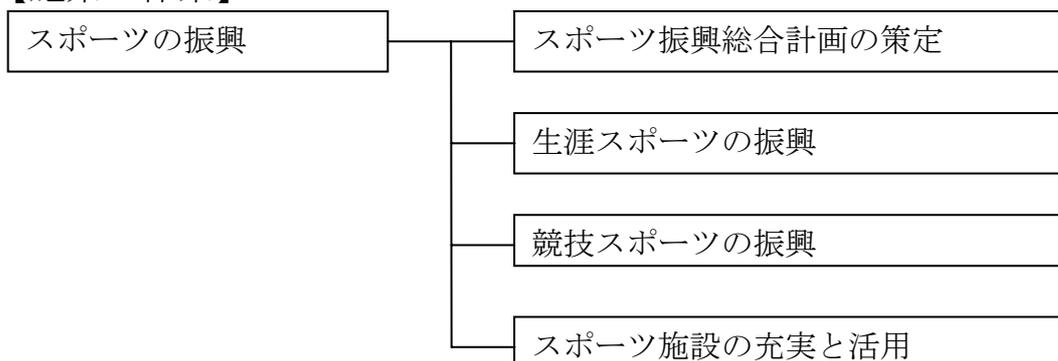
【現況と課題】

- スポーツは、個人の健康の保持・増進や体力づくり、精神的充足感の獲得、仲間づくりなどのため広く取り組まれています。
本市ではスポーツ都市宣言を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。
- 市民の間では、健康づくりや体力の維持増進への欲求が高まっており、ウォーキングやジョギングなど生涯にわたって続けられる手軽なスポーツが盛んに行われています。右京中学校区では、総合型地域スポーツクラブがつくられ、多くの住民が気軽にスポーツに取り組んでいます。他の地区でも総合型地域スポーツクラブ設立の検討が必要です。
- 市民のスポーツへの関心を高め、競技力の向上を図るため、体育協会や競技団体が連携し、市内近郊はもとより、全九州都市対抗陸上競技大会や近県弓道大会など広域的に選手が参加する各種スポーツ大会も開催されています。バレーボールや野球などの一流選手による試合観戦の機会も設けられています。
- 本市には、市民体育館、延命球場、各種陸上競技ができる御大典記念グラウンド、弓道場を備えた武道場、諏訪公園等各所に設けたテニスコートなどの市営の施設をはじめ、県営の緑地運動公園、民間のプールなど各種スポーツ施設があり、恵まれたスポーツ環境にあります。
しかし、一部には老朽化の進んだ施設もあり、今後ますますスポーツ人口の拡大と多様化が予想される中では、その対応が課題となっています。

【基本方針】

子どもから高齢者まで心身ともに健全な社会を実現するために、市民がいつでも、どこでも、誰でも、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 スポーツ振興総合計画の策定

「スポーツ振興総合計画」を策定し、長期的かつ計画的なスポーツの振興を図り、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるスポーツ都市づくりを推進します。

2 生涯スポーツの振興

市民の誰もが、生涯にわたりそれぞれのライフスタイルや心身の状況に応じてスポーツに親しみ、健康で明るい生活が送れるよう、市民スポーツ大会やスポーツ教室を開催するなど、生涯スポーツの振興を図ります。また、気軽にスポーツに親しめるようプログラムの提供やスポーツ相談の充実など支援策を検討します。

さらに、地域住民により自主的・主体的に運営され、気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。

3 競技スポーツの振興

競技力の向上と市民のスポーツへの関心を高めるため、各種スポーツ大会の奨励、トップレベルの競技大会の誘致等スポーツ事業の充実を促進します。

また、競技者が必要に応じて指導を受けられるよう、指導者の養成・確保・資質向上の促進に努めます。

4 スポーツ施設の充実と活用

市民がスポーツを楽しむ場を拡大し、より多くの機会が得られるよう、大牟田南高等学校跡の施設を活用し、スポーツ施設の充実を図ります。また、他の既存スポーツ施設とともに運営の効率化を図りながら、効果的な市民ニーズの充足に努めます。

なお、老朽化した施設については、適切な維持管理ができるよう改修策等について検討を行います。

計画の推進

第1章 市民との協働

【現況と課題】

- 地方分権の潮流の中、国と地方の関係、公共と民間の関係が大きく変わりつつあり、加えて、生活の質の向上とともに、住民のニーズが多様化、高度化するなど社会経済状況の変化が生じています。地方の自立に向けた取組みの中で、全国の地方自治体は新たなまちづくりの進め方を模索しています。このような時代に、地方が自立していくためには、行政だけではなく、そこに住む人たちの力が不可欠になってきます。地方分権の流れの中、地方自治体は個性ある地域づくりに向け、市民、各種団体など、まちづくりにかかわるさまざまな主体と協力し、自立したまちづくりを進めることが求められています。
- 本市においては、平成15年3月、行政の行動規範としての「市民と行政との協働に関する基本方針」、平成17年3月に「市民活動促進指針」を策定しました。これらの方針等では、市民と行政がよきパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任で、自主的にまちづくりに取り組む「市民協働によるまちづくり」をこれからのまちづくりの基本理念として位置づけ、推進していくこととしています。今後、市民と行政のそれぞれの責任と役割を自覚し、お互い助け合いながらまちづくりを進めていくことが必要となっています。
- これまで、本市では広報紙やホームページの充実など、行政情報の発信に努めてきました。協働のまちづくりを進めていくうえでは、情報を共有することが基本となります。そのため、市民と行政の双方向のコミュニケーションの環境づくりがますます重要になっています。
- ライフスタイルや価値観の変化を背景に、町内公民館・老人クラブ・子ども会等への加入者、加入率が減少しています。例えば、昭和50年代後半、市内平均で70%を超える加入率であった町内公民館は、平成17年4月1日現在では、44%に低下しています。そのような状況の中で、地域での支え

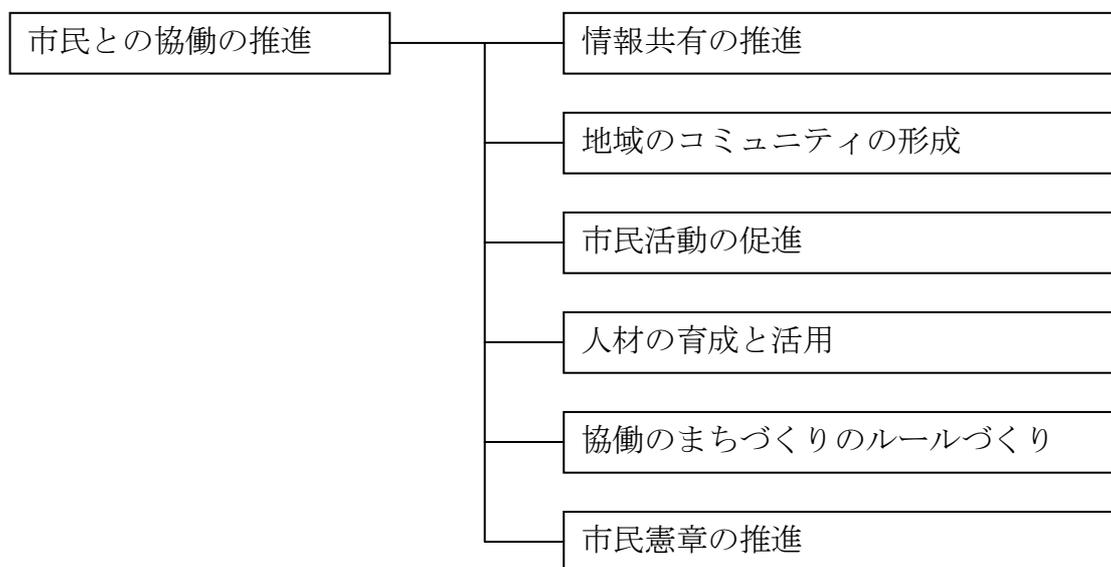
合いや安心して安全に暮らせるまちづくりなど、地域で取り組むべき課題は増加しています。これからの本市のまちづくりでは、地域のコミュニティの形成が重要性を増してきます。

- また、ボランティアやNPO（民間非営利組織）などの市民活動は活発になってきています。今後、このような活動がより一層活発化し、住みよいまちづくりが実現できるよう、市民活動が活発に行われるための環境整備が必要となっています。
- これからのまちづくりは、市民自らが主体的に進めていくものでなければなりません。本市には高齢者が多いという特徴がありますが、このことは、まち全体で多くの知識と経験を保有していると考えられます。また、今後、団塊の世代の人たちが退職し、地域社会に復帰してくる時期になります。このような特徴を生かし、世代や性別を超えた市民の知識と経験をまちづくりのエネルギーとすることができる仕組みづくりが必要となります。

【基本方針】

市民との協働を総合計画に掲げるあらゆる分野の施策の基本理念に据え、市民と行政が、共通の目標に向かって、互いにパートナーとして連携する「協働によるまちづくり」の推進を図ります。

【施策の体系】



【主要施策】

1 情報共有の推進

広報紙の充実やインターネットなどさまざまな方法による的確なわかりやすい行政情報の発信に努め、情報の共有を積極的に進めるとともに、パブリックコメントの一層の活用や市民との直接対話の機会を増やすなど、各分野の施策に市民の意見を反映します。また、協働に関する総合窓口を強化し、コミュニケーションの円滑化や相談機能の充実を図ります。

行政情報の公開にあたっては、情報公開制度の円滑な運用を進めるとともに、個人情報保護にも努めます。

2 地域のコミュニティの形成

地域住民の自主的な地域社会であるコミュニティの活性化を図るため、住民の意識の醸成を図るとともに、地域のさまざまな活動団体のネットワーク化を進め、地域のまちづくりの推進母体となる地域自治組織の形成に向けた取組みを進めます。

地区公民館については、協働のまちづくりの拠点として、積極的な利活用の促進を図ります。

3 市民活動の促進

ボランティア、NPOなどの市民活動については、各々の団体の活動が活発化し、住みよいまちづくりが実現できるよう、「市民活動促進指針」に基づき、市民

活動についての理解を促すための情報発信や市民活動団体のネットワーク化の支援など、地域社会での活動環境の整備、改善に努めます。

4 人材の育成と活用

協働のまちづくりの原動力となる地域の人材の掘り起こしと育成を推進します。特に、団塊の世代、高齢者の知識と経験は本市の貴重な財産であり、さまざまな参加促進のための啓発を行い、まちづくりへの積極的な活用を図ります。

また、市の職員の地域活動への参加を促進し、職員の地域に対する理解と関心を高め、協働のまちづくりに生かします。

5 協働のまちづくりのルールづくり

協働のまちづくりの基本理念を全市民で共有し、共通の目標に向かって進むことができるよう、「まちづくり基本条例」や「協働のまちづくり宣言」など、本市のまちづくりにふさわしい協働のまちづくりのルールづくりを市民とともに進めます。

6 市民憲章の推進

市民生活の道標として制定されている大牟田市民憲章の趣旨を市民自らの手で実践し、明るく豊かなまちづくりを推進するために、その普及に努めます。

第2章 男女共同参画社会の形成

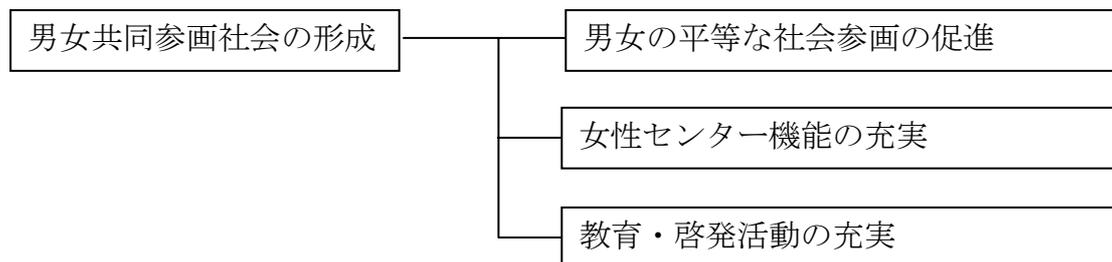
【現況と課題】

- 男女共同参画社会の形成とは、男女が対等に社会を構成し、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、社会のさまざまな利益を均等に享受することができ、共に責任を担う社会をつくることです。
- 国際婦人年をきっかけとして、女性の地位向上や社会参加に向けての運動が世界各国で展開されてきました。わが国においても、昭和60年の男女雇用機会均等法の制定をはじめとして男女の対等な社会参加が推進され、平成11年、男女共同参画社会基本法が成立しました。翌年、この法律に基づいた「男女参画基本計画」が策定され、国全体でさまざまな施策が展開されています。
- 本市においても総合的・計画的に男女共同参画を推進するために、国の男女共同参画社会基本法の理念に基づき、平成14年度に「おおむた男女共同参画プラン」を策定し、平成17年度に男女共同参画推進条例を制定しました。このような取組みにより、意識の普及は着実に高まりつつあります。
- しかし、男女平等を実現するための法律、社会環境は整備されてきたものの、社会の現状を見ると、まだ性別による差別的取扱いや意思形成における男女の参画の格差など、取り組むべき課題が残されており、一層の努力が必要となっています。
- 本市の女性センターは啓発事業、相談事業を担っていますが、男女共同参画への関心や人権意識の高まりの中で、女性相談は増加傾向にあります。ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）等、人権に係わる問題も根強く残っています。

【基本方針】

男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、「おおむた男女共同参画プラン」を計画的に推進し、男女の人権が等しく尊重され、男女が職域、学校、地域、家庭等の活動に共に参画するパートナーシップによる地域社会づくりを目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 男女の平等な社会参画の促進

男女が均等に経済的・社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を負う社会を築くため、組織、団体等の方針決定への女性の参画を進めます。また、行政の各分野においても、男女共同参画社会推進条例の基本理念を生かすとともに、政策の立案及び決定に大きな役割を果たす審議会等への女性の登用を促進し、多様な発想を生かしたまちづくりを目指します。

2 女性センター機能の充実

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、男女共同参画や男女の人権に関する情報収集及び提供、市民活動の促進、相談、調査研究等を実施するため、女性センターの機能の充実に努めます。

3 教育・啓発活動の充実

性別による固定的な役割分担の意識を見直し、男女共同参画を推進するため、学校、家庭、地域、職域等でのさまざまな機会を通じて男女平等教育を進めるとともに、講演会や講座等の開催により継続的な啓発を図っていきます。

第3章 行財政運営

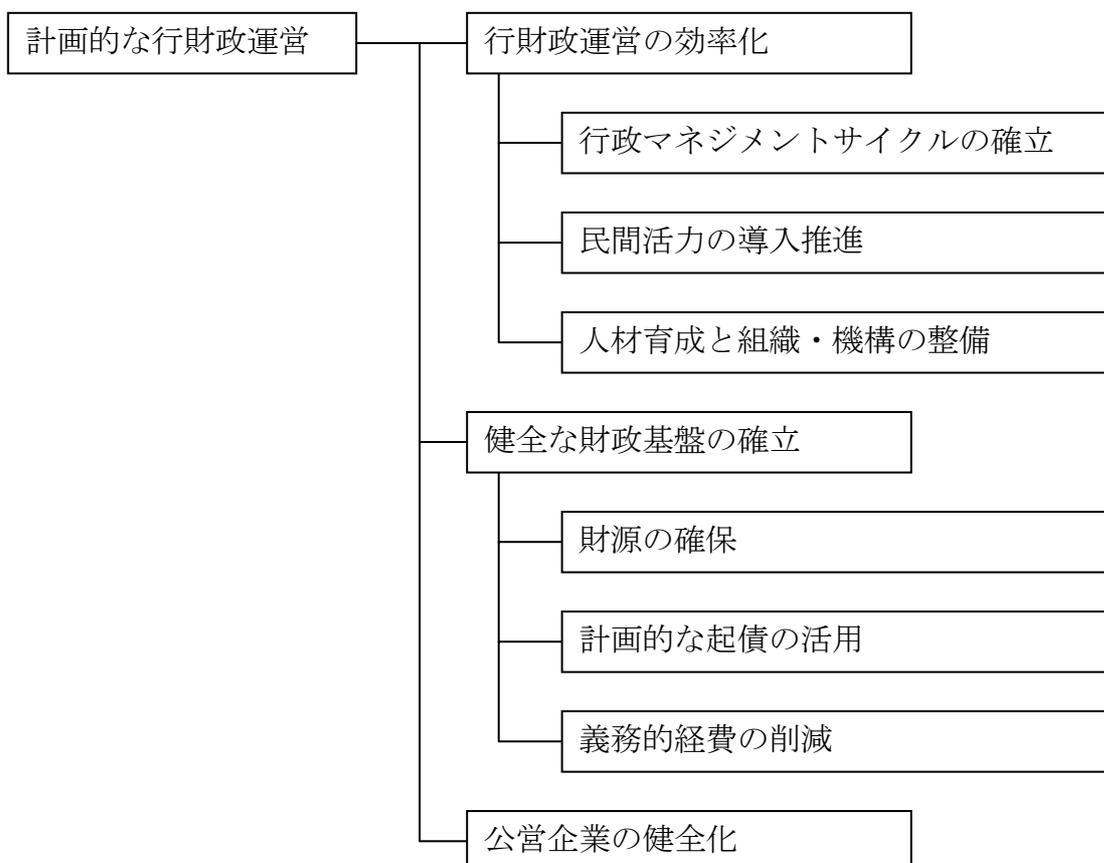
【現況と課題】

- 地方分権の進展と国の三位一体の改革等の取組みの中、地方は自立した地域経営が求められています。また、今後、全国で進展していく高齢化と人口減少社会の到来は、これにますます拍車をかけていくことが予想され、それに伴い、全国一律で進められてきた行政サービスの面においても地域間の格差が生じてくると考えられます。
- 地方の自立が求められている中、本市では、効率的な行財政運営を図りながら、新たなまちづくりを進めてきました。また、「行財政対策大綱」を基本として、まちづくりのためのエネルギーを産み出すことを目的に、行財政改革を進めています。この大綱に基づき、財政状況の改善に向けた「財政再建緊急3か年計画」、行政と民間の役割分担を検証しながら進める「民間活力等導入に関する方針」、計画的な職員配置と職員数の削減に向けた「職員配置適正化方針」等を定め、行財政運営の効率化を推進しています。
- 財政については、地域経済の低迷を背景に、平成13年度以来、4年連続の赤字決算となっており、財政再建準用団体への転落が危惧されている状況です。先に述べた「財政再建緊急3か年計画」の実施は、一定の効果を上げてはいますが、国の三位一体の改革の影響もあり、本市は危機的財政状況を脱していません。
- 本総合計画では、平成27年の人口を12万人と想定していますが、人口は行財政運営においても大きな要素です。今後の施策の展開では、人口の減少も念頭に置き、多様化、高度化する市民のニーズに対応できる行財政運営の効率化を図っていくことが課題となっています。

【基本方針】

市民満足度を指標とした成果重視の経営型の行財政運営を計画的に進めます。また、新しい行財政改革プランに基づき、行財政運営の効率化を進めます。特に大きな課題となっている財政再建については、本市の活性化に向けた諸施策の推進を図りつつ、財政運営の自立に向けて取り組みます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 行財政運営の効率化

(1) 行政マネジメントサイクルの確立

行政評価システムの活用により、事務事業の効率的な点検、改善を図る行政マネジメントサイクルを確立し、総合計画に掲げるまちづくりを効果的、効率的に進めます。

(2) 民間活力の導入推進

行政と民間それぞれの持つ特性や機能に応じた役割分担を考慮し、行政、企業、各種団体等が有効に連携することで、公共サービスの提供をより効果的、効率的に行います。

(3) 人材育成と組織・機構の整備

多様化、高度化していく市民のニーズに対応できる職員を育成するために、「人事人材育成トータルシステム」を構築し、職員が能力を伸ばし発揮できる環

境づくりを進めます。また、各施策の目的を効率的に達成できる組織・機構の構築を進めます。

2 健全な財政基盤の確立

(1) 財源の確保

市民ニーズは多様化、高度化してきており、これらの財政需要に対応するために、企業誘致や地域の産業の振興等総合計画に基づく諸施策の推進による自主財源の拡充に努めます。また、市の未利用地の積極的な処分や使用料、手数料等の受益者負担の適正化を図ります。

自主財源の拡充とともに、財団法人福岡県産炭地域振興センターの産炭地域活性化基金をはじめ、あらゆる助成制度、財源を活用し、新しいまちづくりを進めます。

(2) 計画的な起債の活用

地方債に関しては、将来の償還費の増こうに注意しつつ、施設利用者等受益者の世代間の公平を図ることが出来るよう、計画的な起債の活用を図ります。

(3) 義務的経費の削減

義務的経費が多額に上り硬直化した本市の財政状況を打破するためには、民間活力の導入や事務事業の見直しにより、人件費等の抑制を図り、義務的経費の削減を中心とした財政構造の抜本的な改革を行います。

3 公営企業の健全化

本市では、上下水道事業を行う企業局と市立総合病院が地方公営企業として公共サービスを提供していますが、それぞれ経営健全化のための見直しを行い、安定した運営に努めるとともに、運営形態のあり方についても検討します。

第4章 高度情報化への対応

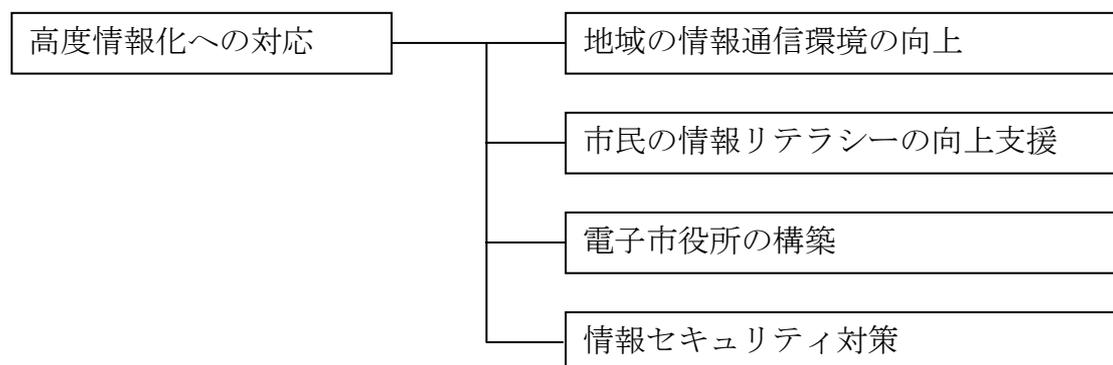
【現況と課題】

- 目覚ましいスピードで進展したIT（情報通信技術）は、既に国民生活にも定着しつつあります。国においてもITに関する政策が展開されていますが、本市でもOH!夢多（おおむた）情報ネットワーク事業、e-ネット21事業などによるネットワークの整備をはじめとして、第三セクターの株式会社有明ねっとこむとの連携も行いながら、地域や行政の情報化を推進してきました。
- ITは今後もますます進展し、高速化、大容量化、ネットワーク化は進み、国民の生活の中にさらに浸透していくと考えられ、地域としてもその対応が必要となってきます。またITの進展とともに、情報化による生活の向上を全ての市民が体感できるよう、情報化の環境づくり、情報バリアフリー対策やデジタル・デバイド（パソコンやインターネット等のITの活用における個人や地域間の格差）の是正などが課題となります。
- 高度情報化の進展により、行政においても、市民が必要としている情報を円滑に伝えることが求められています。ITの活用は、行政サービスの充実とともに、事務の効率化という面においても期待ができ、市民満足度に着目した電子市役所の構築が課題となっています。
- 行政のIT化を進める一方、個人情報をはじめとする情報の漏えいを防止するため、大牟田市情報セキュリティ基本方針・セキュリティ安全対策基準（情報セキュリティポリシー）を策定し、取組みを進めてきました。近年、個人情報の取り扱いに対する市民の意識も高まっており、より一層の漏えい防止策が求められています。

【基本方針】

「総合情報化計画」に基づき、高度情報化への対応を進め、市民生活の向上に努めます。また、地域の情報化の環境づくりや市民の情報リテラシー（活用能力）の向上を推進するとともに、行政の情報化により行政事務のより一層の高度化・効率化を図ります。

【施策の体系】



【主要施策】

1 地域の情報通信環境の向上

e-ネット21（光ファイバ網）の利用拡大への取組みや民間通信事業者への情報通信インフラの整備の働きかけを行うなど、情報化社会への対応を進め、市民が快適にインターネットの利用等ができる情報通信環境の向上を図ります。また、第三セクターである株式会社有明ねっこむとも連携しながら、地域全体の情報通信環境の向上に努めます。

2 市民の情報リテラシーの向上支援

市民にITの利用機会や活用能力に格差が生じないように、公共施設でのパソコンやインターネットの利用環境の充実を図るとともに、パソコン講習会等の開催を通して、地域のITボランティアの育成やNPOの組織化などの活動を促進し、高度情報化社会に対応した市民の情報リテラシーの向上支援を図ります。

3 電子市役所の構築

ITを最大限活用し、住民本位のサービスの提供を通じて住民の満足度を向上させるため、ホームページの充実をはじめとする行政サービスのIT化を推進し、あわせて文書管理システムなどの行政事務のIT化を図り、電子市役所の構築を推進します。

4 情報セキュリティ対策

「情報セキュリティ基本方針」に基づき、本市が保有する情報資産を適切に管理し、人的、物理的、技術的なセキュリティ対策を進め、情報の改ざんや漏えい等を未然に防止します。

第5章 広域行政

【現況と課題】

- 交通基盤の整備や情報化の進展等により、国民の生活圏や経済圏は、既存の行政区域を越えて広がるとともに、環境活動など行政区域を越えた連携による社会活動も見られるようになりました。このような社会経済の広域化に、単一の自治体だけで対応していくことが難しくなっており、広域的な連携が不可欠となっています。

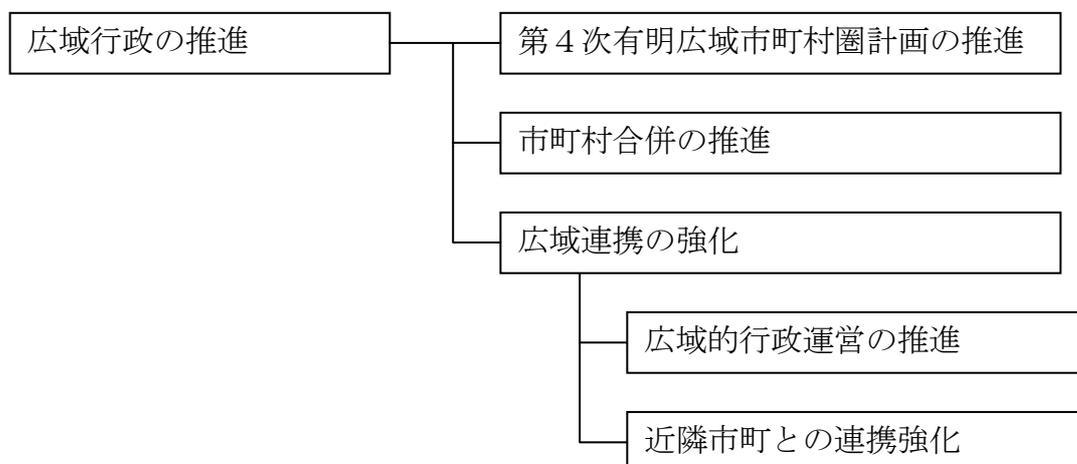
- 本市においては、熊本県の荒尾市との一部事務組合である大牟田・荒尾清掃施設組合によるごみの共同処理、県南の自治体との一部事務組合である福岡県南広域水道企業団による水源開発等に取り組んでいます。また、有明広域市町村圏協議会や大牟田・荒尾地域振興推進協議会、有明海がんばれサミット協議会等による広域的な連携による施策の推進を行っています。

- 地方分権の進展とともに、今後、財政をはじめとする国の支援は縮小に向かうことは確実であり、全国の自治体は真の自立に向けての取組みを進めていかなければなりません。その中の取組みとして、市町村合併が進められており、総務省によると平成11年3月末、3,232あった市町村が、平成18年3月末には1,821となると見込まれています。本市の近隣の地域も例外ではなく、有明広域市町村圏内で見ると、平成17年3月には、それまでの柳川市、大和町、三橋町が合併し新しい柳川市が誕生しました。また、本市と隣接する高田町、山川町及び瀬高町の3町においても、合併に向けての協議が進行しています。

【基本方針】

近隣市町との連携・協力を図りながら、地域の共通課題に積極的に対応し、広域的視点に立った行政運営を進めるとともに、近隣自治体との市町村合併を推進し、地域の一体的な発展を目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

1 第4次有明広域市町村圏計画の推進

有明広域市町村圏（大牟田市、柳川市、瀬高町、山川町、高田町の2市3町）の圏域住民の生活向上と圏域の豊かな地域社会を実現するために、平成14年に策定した「第4次有明広域市町村圏計画」を引き続き推進し、圏域の一体的な振興を図ります。

2 市町村合併の推進

市町村合併については、生活圏の広域化や地域の一体的な振興と行財政運営の効率化を図るため、周辺自治体の動向を視野に入れ、合併の枠組みも含め検討し、県南の中核都市として、地域の一体的な発展を目指します。また、道州制の調査・研究についても九州の各都市と連携し推進します。

3 広域連携の強化

（1）広域的行政運営の推進

市民の生活圏域での利便性向上を図るため、道路や交通、災害対策、情報、公共施設利用など共通するさまざまな広域的課題について、市域や県域にとらわれない近隣市町との協議に努め、連携、交流を深めます。さらに一部事務組合が実施する共同処理の充実を図り、共同事務処理の調査・研究による新たな連携の検討を進め、広域的視点に立った行政運営に努めます。

（2）近隣市町との連携強化

地域の共通課題の解決と一体的振興を図るため、有明広域市町村圏協議会、大

牟田・荒尾地域振興推進協議会、有明海がんばれサミット協議会等、近隣自治体との連携の強化を図ります。

第6章 国際交流

【現況と課題】

- 21世紀を迎え、我が国の国際化は著しく発展しており、定住から交流の時代へと移りつつあります。またインターネット等の普及により、海外の諸都市との人・モノ・情報の流れが活発になってきています。国際社会においては、社会、経済、文化などあらゆる分野でボーダレス化、グローバル化が進展し、国家間、地域間の関係が深まりつつある中、地方自治体においては国際化の流れを積極的に取り込み、住民の国際感覚の醸成を図りつつ、活力あるまちづくり、特色ある地域づくりが進められています。
- 本市は、昭和56年に中国山西省の大同市と友好都市を、平成6年から7年にかけて、アメリカ合衆国ミシガン州のマスキーガン郡及び市、ノースマスキーガン市と姉妹都市を締結し国際交流を進めてきました。また、民間レベルでは、大牟田・高田日中友好促進会議、大牟田・マスキーガン友好協会のほか、市内の国際交流団体や青年会議所などが国際交流に取り組んでいます。
- 大同市との交流では、両市友好代表団の相互訪問や市民訪中団の派遣、希少動物の交換、大同市物産展の開催をはじめ教育、文化、スポーツなど広範囲にわたって多種多様な交流を着実に積み重ねてきました。近年では、国際協力を中心に専門家派遣、研修員受入れによる環境、医療分野での技術交流事業も広がり、また、世界遺産大同雲岡石窟での日中友好のシンボルとしての植林事業への取組みなど総合的な都市間交流へと発展してきています。アメリカマスキーガン地域との交流では、大牟田・マスキーガン友好協会を主体として、訪問団の相互訪問、ホームステイの実施、文化使節団の演奏会開催、小・中学生美術作品展の開催などを実施しています。
- 国際化が進展する中で、広い視野に立ち、異文化を理解し、異なる文化を持つ人々と協調して国際交流を支えていく人材を育成するため、小・中学校では総合的な学習の時間に国際理解教育を取り入れ、ALT（外国語指導助手）を活用しながら、児童生徒の国際感覚の育成に努めています。
- 近年の経済活動のグローバル化の進展、また世界的なコスト競争の激化に伴い、製造業を中心に生産拠点が中国など海外へシフトするなど、国内では、産

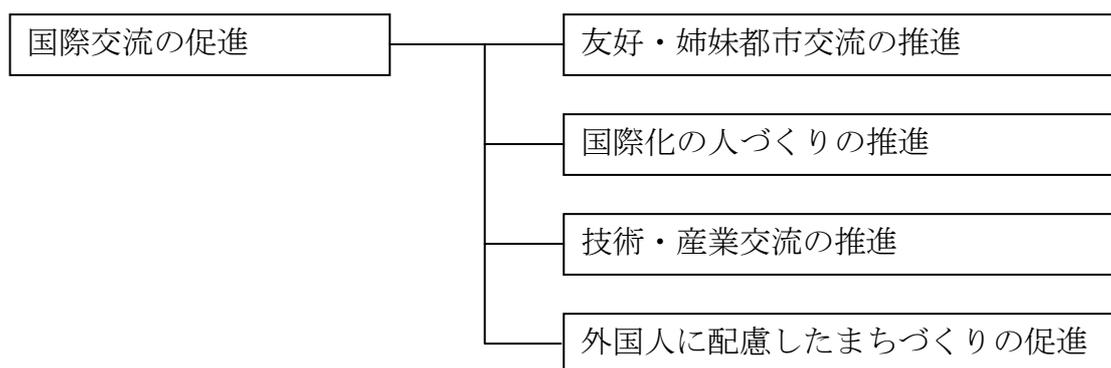
業の空洞化の懸念が高まっている中で、市内の中小企業と海外企業とのパイプを構築するとともに、海外市場への販路開拓、投資を促進していくなど産業面での交流も課題となっています。

- 一方、本市における外国人登録者数も年々増加しており、外国人も住みやすく訪れやすい、外国人に配慮したまちづくりを進めていくことが必要となっています。

【基本方針】

大同市やマスキーガン地域などの友好・姉妹都市等と幅広い分野で市民レベルの交流を進めるとともに、まち全体の国際化を推進します。また、技術・産業交流による地域の活性化を進めます。

【施策の体系】



【主要施策】

1 友好・姉妹都市交流の推進

友好都市中国大同市、姉妹都市アメリカマスキーガン地域と、さまざまな分野において多様な交流を促進し、相互のまちづくり、地域の活性化等に寄与する国際交流を進めます。

2 国際化の人づくりの推進

市民レベルでの国際交流を促進し、国際理解を深めるために、啓発活動を実施するとともに、民間国際交流団体等とも連携し、「国際交流フェア」の開催や国際交流ボランティアの育成など市民の国際感覚や国際認識の涵養に努め、国際交流を支える人材の育成を推進します。また、学校教育におけるALTの活用による国際理解教育の充実とともに、市民の学習、交流機会を拡充し、市民の国際性を

醸成します。

3 技術・産業交流の推進

本市に蓄積された技術力や人材を活用して、技術指導や研修生の受け入れを推進するとともに、市内の中小企業と海外企業の産業面での交流を支援します。

4 外国人に配慮したまちづくりの促進

本市で暮らす外国人や外国人観光客が安心して過ごせるよう、案内板の外国語併記をはじめホームページの外国語表記等を進め、外国人に配慮したまちづくりを促進します。

○ 重点施策一覧

今回の総合計画では、各編の章ごとに重点施策を定め、施策を進めていくための活動の目標を数値化した『活動指標』と、平成22年度における活動の成果の目標である『成果指標』を掲げ、基本計画の効果的な推進を図ります。

編	章	章の名称	主要施策名	活動指標
				成果指標
1 産業の振興	1	企業立地	企業誘致活動の推進	・企業誘致アンケート：12,000社 企業訪問：150社/年
				・立地：20社/5年 雇用：1,000名/5年
	2	地域の企業	起業・新規事業の促進	・地域の企業による新分野・新規事業の支援制度の活用：15件/5年
				・新製品、新技術開発等による新分野進出、新規事業展開：5件/5年
	3	商業・サービス業 〈商業・サービス業〉	商店街の活性化	・商店街活性化のための事業構築数：5事業
		・中心商店街・県界地区歩行量：10%増(17年比)		
		商業・サービス業 〈貿易〉	三池港の利用促進	・三池貿易振興会と協力した三池背後圏企業へのポートセールス：200件/年
		・集荷量の拡大：350万t/年		
	4	観光・イベント	大蛇山など各種イベントの充実	・大蛇山・物産展などの各種イベントの開催数：15回/年
				・年間観光入込客数：22年までに12万人増
5	農林水産業 〈農林業〉	生産体制の整備	・担い手育成及び法人化等の説明会開催：3回/年	
	・生産組織の法人化：5団体/5年			
	農林水産業 〈水産業〉	つよい経営体質づくり	・県、有明海漁連、関係団体との再編会議の開催	
			・福岡有明海漁連23漁協→1漁協に再編 ・福岡有明海漁連ノリ共販の一本化	

編	章	章の名称	主要施策名	活動指標	
				成果指標	
2 都市基盤の整備	1	土地利用	バランスのとれた土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地の実態調査 ・有効活用の調査、検討 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地の割合：10%/5年の削減 	
	2	市街地整備	中心市街地の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の開催回数：15回/5年 ・民間事業者との協議回数：20回/5年 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・定住人口増加数：200人/5年（概ねマンション3棟） ・新規開店店舗数：5店舗/5年 	
			新大牟田駅（仮称）周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地元説明会等の開催回数：12回/年 ・都市計画決定、事業認可、仮換地指定等の業務推進 	
					整備率： <ul style="list-style-type: none"> ①新駅前線、駅前広場、駐車場、調整池：100%/5年 ②区画道路、宅地等：15%/5年
	3	道路	有明海沿岸道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地元説明会等（地権者協議）の開催回数：100回/年 ・国土交通省との協議：50回/年 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年代前半全線供用開始（20年春暫定供用：大牟田I.C～大川西I.C23.8km） 	
	4	交通ネットワーク	三池港の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や企業等との意見交換会、調整等：50回/年 	
				港湾整備進捗率： <ul style="list-style-type: none"> 内港航路浚渫80% 公共岸壁補強 100% クレーン整備 100% 	
			鉄道交通ネットワークの整備（九州新幹線）	<ul style="list-style-type: none"> ・地元説明会等（地権者協議）の開催回数：100回/年 ・鉄道・運輸機構との協議：100回/年 	
					<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度末の完成

編	章	章の名称	主要施策名	活動指標
				成果指標
3 生活環境の整備	1	住宅・住環境	住宅マスタープランの策定	・住宅マスタープラン策定委員会等の開催：6回/年
				・居住環境意識調査（市民アンケート等）の実施
	2	公園・緑地	緑化の推進	・平成20年度までに住宅マスタープランの策定
				・緑の推進会議開催：6回/年
	3	上水道	需給計画と水資源対策の推進	・保存樹、保存林の指定：20本/年
				・緑化協力員制度の創設
	4	下水道	公共下水道の整備	・緑化協力員数：12名/5年
				・メディア登場回数（PR効果）：10回/年
	5	河川	河川改修事業の推進（準用河川手鎌野間川河川改修事業）	・県等関係機関との協議：40回/年
				・平成18年度までに新規水源の確保：10,000m ³ /日
	6	環境 〈環境保全〉	地球環境の保全	・平成23年度までに浄水場の建設
				・事業推進による公共下水道普及区域の拡大：2%/年
7	環境 〈環境保全〉	地球環境の保全	・下水道普及率：44%（22年度）	
			・経営戦略プランに基づく計画の推進	
8	環境 〈環境保全〉	地球環境の保全	・経営戦略プランの達成	
			・護岸整備延長：320m/5年	
9	環境 〈環境保全〉	地球環境の保全	・浸水緩和面積：17.4ha/5年	
			・地球温暖化対策地域推進計画作成	
10	環境 〈環境保全〉	地球環境の保全	・地球温暖化対策地域協議会結成	
			・グリーン購入指針作成	
11	環境 〈環境保全〉	地球環境の保全	・温室効果ガス削減：10年度比6%（23年度）	

編	章	章の名称	主要施策名	活動指標	
				成果指標	
3 生活環境の整備	6	環境 〈環境衛生〉	環境衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンキャンペーン:2回/年 ・広報による意識啓発 ・参加者数:延べ2,000人/年 	
		環境 〈廃棄物〉	廃棄物の減量化・資源化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・5種14分別→5種16分別収集 ・可燃ごみ減量:予測値50,067t→45,000t(22年度) 	
	7	安心・安全 〈消防〉	消防庁舎建設等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・移転に向けた検討(場所・事業手法・財源等) ・消防庁舎建設検討委員会の開催(随時) ・防災の一元化 ・署所の再編に伴う消防体制の整備 	
		安心・安全 〈防災〉	防災意識の高揚と自主防災組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害凶上訓練や講習会等の開催:6回/年 ・自主防災組織の整備:①全小学校区で組織整備 ②組織加入世帯率30% 	
		安心・安全 〈防犯〉	防犯活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等における地域安心安全情報共有システムのPR 10回/年 ・地域安心安全情報共有システム登録者:17,000件/5年 	
		安心・安全 〈交通安全〉	交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵:3,500m/5年 ・反射鏡:150基/5年 ・区画線:75,000m/5年 ・反射鏡整備箇所における事故発生件数:50%削減 	
		安心・安全 〈消費生活〉	消費者意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催回数:2回/年 ・研修会参加者数:80人/年 ・出前講座依頼数:5回/年 	
		4 健康・福祉の向上	1	地域福祉	地域での福祉活動の推進
	2	高齢社会への対応	地域包括支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護予防事業の実施 ・地域支援事業を実施した高齢者の要支援・要介護状態になることの予防率:20% ・要支援が要介護状態になることの予防率:10% 	

編	章	章の名称	主要施策名	活動指標
				成果指標
4 健康・福祉の向上	3	次世代育成の支援	子どもや親の交流機会の確保	・つどいの広場の設置:1ヶ所
				・つどいの広場利用者数:2,500組/年
	4	障害者の自立支援	障害者自立支援制度運営の円滑化	・制度周知のための説明会開催、広報等の配布:6回/年
				・障害福祉サービス利用者の拡大:25%増/5年
	5	勤労者福祉の向上	勤労者福祉事業の推進	ヤングジョブスポット天神大牟田サテライト共催事業開催
				・就労支援セミナー:12回/年 ・職業ふれあい事業:12回/年 ・参加者数:延べ200人/年
	6	健康づくり 〈健康づくりの推進〉	健康づくり意識の啓発	・「健康手帳」の新規交付件数:1,000件/年
				・基本健康診査の受診率向上:10.6% → 50.0%
	6	健康づくり 〈保健・医療〉	休日急患対策の充実	休日急患制度の情報提供
				・広報紙、新聞以外への情報掲載件数:24回/年 ・休日当番医の問合せ件数の減:200件→150件 ・市ホームページへのアクセス数:3,000件/年→4,000件/年
7	市立総合病院	安全で質の高い医療サービスの提供	・院内研修会:11回/年	
			・症例検討会:11回/年	
		・入院・外来患者アンケートによる満足度:80/100ポイント以上		
7	市立総合病院	経営の健全化	・新経営改善3ヵ年計画の推進	
			・新経営改善3ヵ年計画の達成	
8	社会保障	国民健康保険	・生活習慣病を中心とした保健事業への取組み	
			・生活習慣病等の予防を図り、医療費の適正化の推進に努力	

編	章	章の名称	主要施策名	活動指標
				成果指標
4	9	人権の尊重	啓発活動の推進	・啓発イベント開催回数 ：2回/年
				・啓発イベント参加者数 ：1,000人/年 ・参加者アンケートによる内容 の理解度：70%以上
5	1	生涯学習	生涯学習支援センター の設置	・生涯学習支援センターの整備 完了（19年度）
				・生涯学習情報センター・ボラ ンティアセンター機能の充 実
	2	青少年の育成	多様な体験活動の場と 機会の拡大	・地域や学校に対する働きか け：のべ96回/年
				・子どもの居場所新設：1か所/ 年
	3	学校教育	学校再編整備の推進と 通学区域の適正化	・開校に向けた協議会開催
				・小学校4校を閉校し2校を開 校
	4	高等教育	産学連携強化の促進	・産学連携に関する協議会の開 催：6回/年
・企業との共同研究：5件/5年				
5	文化芸術	近代化遺産の保護と活 用	・宮原坑の公開：12回/年	
			・宮原坑見学者：1,000人/年 ・文化財指定・登録：2件/5年 ・近代化遺産の周知率：70%（22 年度）	
6	スポーツ	スポーツ施設の充実と 活用	・大南跡体育施設の整備（19年 度）	
			・大南跡体育施設利用者数： 30,000人/年	
計 画 の 推 進	1	市民との協働	情報共有の推進	・まちづくり講座等の開催数： 236回/5年
			市民活動の促進	・まちづくり講座等の参加人 数：10,000人
		市民活動団体のネットワー ク化	・まちづくり交流センターの設 置	
	2	男女共同参画社会の 形成	男女の平等な社会参画 の促進	・男女共同参画社会推進本部会 議及び審議会の開催：10回/ 年
・審議会等の女性の登用率： 35%以上（24年度）				

編	章	章の名称	主要施策名	活動指標
				成果指標
計画の推進	3	行財政運営	行政マネジメントサイクルの確立	・行政評価対象事業(施策)数：600事業(全施策)/年
				・PDCAのサイクルにより改善策が検討、実施された事業：100%(全事業)
	4	高度情報化への対応	電子市役所の構築	・行政事務のシステム構築及び庁内ネットワークの整備
				・電子申請への対応
	5	広域行政	市町村合併の推進	・市町村合併に係る各種啓発活動
				・市町村合併に向けた市民意識の醸成
	6	国際交流	友好・姉妹都市交流の推進	・友好・姉妹都市交流推進団体の会議開催：10回/年
				・交流事業の実施：2事業/年